

農業共済団体に対する監督指針

令和5年3月

農林水産省経営局

制定：平成 24 年 3 月 27 日付け 23 経営第 3130 号経営局長通知
改正：平成 25 年 3 月 29 日付け 24 経営第 3686 号経営局長通知
改正：平成 26 年 7 月 4 日付け 26 経営第 1074 号経営局長通知
改正：平成 30 年 6 月 15 日付け 30 経営第 696 号経営局長通知
改正：令和元年 5 月 24 日付け元経営第 194 号経営局長通知
改正：令和 2 年 4 月 1 日付け元経営第 3112 号経営局長通知
改正：令和 2 年 12 月 25 日付け 2 経営第 2427 号経営局長通知
改正：令和 5 年 3 月 1 日付け 4 経営第 2767 号経営局長通知

○ 略語とその定義一覧

略 語	定 義
法	農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）
旧法	農業災害補償法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 74 号）による改正前の農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）
規則	農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）
旧規則	農業災害補償法施行規則（昭和 22 年農林省令第 95 号）
農業保険	法に基づく農業保険
定款等	定款及び事業規程
行政庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業共済組合（都道府県の区域を超える区域をその区域とするものを除く。）にあつては都道府県知事 ・ 上記以外は農林水産大臣
組合	農業共済組合
連合会	農業共済組合連合会
都道府県連合会	都道府県を区域とする連合会
全国連合会	全国を区域とする連合会
組合等	組合、共済事業を行う全国連合会又は法第 107 条第 1 項に規定する共済事業を行う市町村
農業共済団体	組合及び連合会
組合員等	組合の組合員、法第 20 条第 4 項の規定による全国連合会の組合員又は法第 107 条第 1 項に規定する共済事業を行う市町村との間に当該共済事業に係る共済関係の存する者
被保険者	農業経営収入保険の被保険者
総会等	総会又は総代会
通常総会等	法第 48 条第 1 項の規定に基づき理事が毎事業年度一回招集する通常総会又は通常総代会
議決権等	議決権及び役員選挙権
類区分	規則第 1 条第 2 項第 1 号に規定する類区分
共済掛金等	農業共済事業の共済掛金及び賦課金
保険料等	農業経営収入保険の保険料、積立金及び加入者事務費負担金
苦情等	相談及び苦情（不祥事件につながるおそれのある問合せ等を含む。）

法令等遵守（又はコンプライアンス）	単に法令を遵守することのみならず社会的倫理規範をも遵守すること
公益通報	公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する公益通報
不利益処分	行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 4 号に規定する不利益処分
リスク・プロファイル	各リスクが有する特徴を表す様々な要素により構成されるものを総称している。

目 次

I	基本的考え方	1
I-1	監督指針策定の趣旨	1
I-1-1	監督指針策定の趣旨	1
I-1-2	監督指針の位置付け	1
I-2	監督に関する基本的考え方	3
I-2-1	監督の目的と監督部局の役割	3
I-2-2	農業共済団体の監督に当たっての基本的な考え方	3
II	農業共済団体に対する指導項目	5
II-1	執行体制及び業務運営	5
II-1-1	役員体制	5
II-1-1-1	意義	5
II-1-1-2	指導内容	5
II-1-2	総会等の運営	7
II-1-2-1	意義	7
II-1-2-2	指導内容	8
II-1-3	諸内規	8
II-1-3-1	意義	8
II-1-3-2	指導内容	8
II-1-4	組合員	9
II-1-4-1	意義	9
II-1-4-2	指導内容	9
II-1-5	効率的な運営の推進	11
II-1-5-1	意義	11
II-1-5-2	指導内容	11
II-1-6	政治的中立性の確保	12
II-1-6-1	意義	12
II-1-6-2	指導内容	12
II-1-7	団体経理	13
II-1-7-1	意義	13
II-1-7-2	指導内容	13
II-1-8	積立金	13
II-1-8-1	意義	13
II-1-8-2	指導内容	13
II-1-9	国庫補助金の適正執行	15

II-1-9-1	意義	15
II-1-9-2	指導内容	15
II-1-10	余裕金運用	16
II-1-10-1	意義	16
II-1-10-2	指導内容	16
II-1-11	固定資産の取得及び処分	18
II-1-11-1	意義	18
II-1-11-2	指導内容	18
II-1-12	個人情報保護対応	18
II-1-12-1	意義	18
II-1-12-2	指導内容	19
II-1-13	情報開示	19
II-1-13-1	意義	19
II-1-13-2	指導内容	19
II-1-14	苦情等処理態勢の確立	20
II-1-14-1	意義	20
II-1-14-2	指導内容	20
II-1-15	反社会的勢力による被害の防止	21
II-1-15-1	意義	21
II-1-15-2	指導内容	22
II-1-16	事務の受委託に係る責任の明確化	24
II-1-16-1	意義	24
II-1-16-2	指導内容	24
II-1-17	資産管理の適切性に係るリスク管理態勢の確立	24
II-1-17-1	信用リスク管理態勢の確立	24
II-1-17-1-1	意義	24
II-1-17-1-2	指導内容	25
II-1-17-2	市場リスク管理態勢の確立	26
II-1-17-2-1	意義	26
II-1-17-2-2	指導内容	26
II-1-17-3	流動性リスク管理態勢の確立	27
II-1-17-3-1	意義	27
II-1-17-3-2	指導内容	28
II-1-18	障がい者等への対応	29
II-1-18-1	意義	29
II-1-18-2	指導内容	30
II-2	農業保険の適正な実施	31
II-2-1	加入推進、引受け、損害評価等の適正実施	31

II-2-1-1	意義	31
II-2-1-2	指導内容	31
II-2-2	加入者等の保護等	34
II-2-2-1	加入者等の保護を図るための留意点	34
II-2-2-1-1	意義	34
II-2-2-1-2	指導内容	34
II-2-2-2	重要事項等の説明	35
II-2-2-2-1	意義	35
II-2-2-2-2	指導内容	35
II-2-2-3	適正な加入推進態勢の確立	36
II-2-2-3-1	意義	36
II-2-2-3-2	指導内容	36
II-2-3	秘密保持対応	41
II-2-3-1	意義	41
II-2-3-2	指導内容	41
II-2-4	地域集団に対する共済金支払	41
II-2-4-1	意義	41
II-2-4-2	指導内容	42
II-2-5	農業者への迅速かつ適切な共済金等の支払に支障が生じる事態が起きる可能性への対応	43
II-2-5-1	意義	43
II-2-5-2	指導内容	43
II-2-6	業務の適切性に係るリスク管理態勢の確立	43
II-2-6-1	引受リスク管理態勢の確立	43
II-2-6-1-1	意義	43
II-2-6-1-2	指導内容	44
II-2-6-2	事務リスク管理態勢の確立	45
II-2-6-2-1	意義	45
II-2-6-2-2	指導内容	45
II-2-6-3	システムリスク管理態勢の確立	47
II-2-6-3-1	意義	47
II-2-6-3-2	指導内容	47
II-2-7	任意共済の仕組開発に係る内部管理態勢	49
II-2-7-1	意義	49
II-2-7-2	指導内容	49
II-3	農業共済事業のニーズ調査	53
II-3-1	意義	53
II-3-2	指導内容	53

II-4	法令等遵守態勢の確立	55
II-4-1	法令等遵守態勢の確立	55
II-4-1-1	意義	55
II-4-1-2	指導内容	56
II-5	合併等の推進	61
II-5-1	意義	61
II-5-2	指導内容	61
II-6	合併手続	63
II-6-1	意義	63
II-6-2	指導内容	63
III	農業共済団体に対する指導項目に係る監督手法・対応	69
IV	農業共済団体の監督の事務処理上の留意点	73
IV-1	監督事務の流れ	73
IV-1-1	オフサイト・モニタリング	73
IV-1-2	検査部局との連携	73
IV-1-2-1	本検査着手前	73
IV-1-2-2	検査終了後	74
IV-1-2-3	報告命令の発出等	74
IV-1-3	農業共済団体に関する苦情等	75
IV-1-3-1	苦情等を受けた場合の対応	75
IV-1-4	法解釈の照会	76
IV-1-4-1	照会を受ける内容の範囲	76
IV-1-4-2	照会に対する回答方法	76
IV-2	法令等に係る事務処理上の留意事項	77
IV-2-1	行政庁が行う認可・承認等	77
IV-2-1-1	組合の設立及び解散、都道府県連合会の権利義務の承継並びに農業共済団体の合併及び定款等の変更	77
IV-2-1-1-1	申請書類	77
IV-2-1-1-2	認可に当たっての主な着眼点	79
IV-2-1-1-3	留意事項	79
IV-2-1-2	任意共済事業に係る事業規程の認可に係る審査上の留意点等	80
IV-2-1-2-1	審査要領	80
IV-2-1-2-2	共済数理	83
IV-2-1-3	事務費の賦課額（負担額）及び賦課方法（負担方法）の承認及び報告	84
IV-2-1-3-1	申請・報告書類	84

IV-2-1-3-2	承認に当たっての着眼点	84
IV-2-1-3-3	留意事項	84
V	行政指導等を行う際の留意点等	85
V-1	行政指導等を行う際の留意点	85
V-2	面談等を行う際の留意点	87
VI	行政処分を行う際の留意点	88
VI-1	行政処分に関する基本的な事務の流れについて	88
VI-1-1	行政処分	88
VI-1-2	標準処理期間	90
VI-1-3	法第 210 条に基づく必要措置命令又は監督上必要な命令の履行状況の報告義務の解除	91
VI-2	行政手続法との関係等	91
VI-3	意見交換制度	92
VI-3-1	意義	92
VI-3-2	監督手法・対応	92
VI-4	関係監督担当部局との連携及び連絡	92
VI-5	処分の公表に関する考え方	92
別添	参考文書集	94
	(別紙 1) 農業保険業務におけるリスク管理ガイドライン	100
	(別紙 2) 農業共済団体非常災害対応指針	103
	(別紙 3) コンプライアンス基本方針例	107
	(別紙 4) コンプライアンス規程例	108
	(別紙 5) 不祥事件対応要領例	111
	(別紙 6) 農業共済組合職員の懲戒処分の指針例	116
	(別紙様式 1) 農業共済組合加入申込書	122
	(別紙様式 2) 組合員継続申出書	124
	(別紙様式 3) 農業共済組合脱退申出書	125
	(別紙様式 4) 勘定科目の新設に係る協議について	126
	(別紙様式 5-1) 固定資産(土地・建物)の取得(又は処分)に係る協議について	129
	(別紙様式 5-2) 固定資産(土地・建物)の取得(又は処分)報告書	133
	(別紙様式例 6) 農業共済における未実施品目及び未実施方式の実施案について	137
	(別紙様式 7) 不祥事件報告書	139
	(別紙様式 8) 検査指摘事項に対する改善状況等の報告について	143
	(別紙様式 9) 設立認可申請書	147

(別紙様式 10) 解散認可申請書.....	148
(別紙様式 11) 都道府県連合会の権利義務承継認可申請書	149
(別紙様式 12) 定款 (又は事業規程) 変更認可申請書.....	151
(別紙様式 13) 定款 (又は事業規程) 変更に係る届出について.....	152
(別紙様式 14) 事務費賦課承認申請書 (農業共済組合)	153
(別紙様式 15) 事務費賦課承認申請書 (都道府県連合会)	185
(別紙様式 16) 農業共済組合連合会支払分賦課金賦課報告書.....	202
(別紙様式 17) 事務費負担承認申請書 (全国農業共済組合連合会)	206

I 基本的考え方

I-1 監督指針策定の趣旨

I-1-1 監督指針策定の趣旨

農業共済団体は、国の経営安定対策である農業保険制度の実施主体として法に基づき設立され、その運営に公的支援を受ける法人である。農業共済団体は、農業経営の安定を図るため、災害その他の不慮の事故によって農業者が受けることのある損失を補填する共済の事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動その他の事情によって農業者が受けることのある農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を行う農業保険の制度を確立し、もって農業の健全な発展に資するという法の目的に沿って、国民の理解と支持のもと将来にわたり安定的に事業を推進していくため、適正かつ効率的な業務運営を図る必要がある。

このような中で、農林水産省は、農業共済団体の本来の機能や役割が効率的・効果的に発揮されるよう、適正かつ効率的で健全な業務運営や法令等遵守態勢の確立に向けた取組について指導し、必要な場合には法に基づく監督を適時適切に行うこととしている。

本監督指針は、このような観点から、農業共済団体の運営について、行政庁が行う指導項目、監督手法等を明記し、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を統一的に確立することに資するとともに、本監督指針に記載された指導項目等を踏まえた適正かつ効率的な業務運営の確保に農業共済団体が自主的に取り組むことを期待するものである。

I-1-2 監督指針の位置付け

本監督指針は、これまでの農業共済団体に対する行政指導を包含して、農業共済団体の組織及び事業の監督事務に関しその基本的考え方、指導項目、指導項目に係る監督手法・対応、事務処理上の留意点等について体系的に整理し、農業共済団体の指導監督事務に従事する農林水産省及び都道府県の職員の事務の利便に資するよう、必要な情報を極力集約した手引書として位置付けることとした。

農林水産省は、本監督指針に基づき連合会の運営について監督事務を実施するものとする。

また、法第 225 条の規定等により、組合について都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務とされている。監督指針は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく「普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告」等として定めるものであり、各都道府県においては、本監督指針に基づき適切に組合の監督を実施していくことが求められる。

その際、本監督指針が、農業共済団体の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的とするものであることに鑑み、本監督指針の運用に当たっては、農業共済団体の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。

なお、本監督指針は、農業共済団体に対する指導・監督に関して定めるものであるが、共済事業を行う市町村に対する監督については、都道府県において、本監督指針を参考に実施することが求められる。

I-2 監督に関する基本的考え方

I-2-1 監督の目的と監督部局の役割

- (1) 農業共済団体は、国の経営安定対策である農業保険制度を遂行するため設立された団体であることから、農業共済団体の監督の目的は、「農業経営の安定を図るため、災害その他の不慮の事故によって農業者が受けることのある損失を補填する共済の事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動その他の事情によって農業者が受けることのある農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を行う農業保険の制度を確立し、もって農業の健全な発展に資する」という法の目的に適合した事業の適正かつ効率的な運営を確保することにある。
- (2) 農業共済団体の監督に当たっては、本監督指針等を用いて農業共済団体を指導した上で、いわゆる「オンサイト」と「オフサイト」の双方のモニタリング手法を適切に組み合わせ、実効性の高い農業共済団体の監督を実現するよう、オンサイトの検査担当部局とオフサイトの監督担当部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。

このような枠組みの中で、監督担当部局の役割は、農業共済団体に対し必要な指導を行うとともに、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、農業共済団体の業務の適正性や効率性に係る問題を早期に発見し、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する前に改善のための働きかけを行うことにある。

具体的には、農業共済団体に対して、その運営に関し本監督指針の指導項目等について指導を行うとともに、事務費賦課承認の事前ヒアリング等において定期的・継続的に財務や事業に関する報告を求めること等により農業共済団体の業務の状況を常に把握し、農業共済団体から収集した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、業務の適正かつ効率的な運営等に向けた取組を早期に促していくことが、監督担当部局の重要な役割といえる。

I-2-2 農業共済団体の監督に当たっての基本的な考え方

上記を踏まえると、農業共済団体の監督に当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

(1) 検査担当部局との適切な連携の確保

監督担当部局と検査担当部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切に連携することにより、実効性の高い農業共済団体の監督を実現することが重要である。

このため、監督担当部局においては、検査担当部局との連携について、以下の点に十分留意するものとする。

ア 検査を通じて把握された問題点について、監督担当部局は、問題点の改善状況

をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。

イ 監督担当部局が情報の収集・分析を通じて把握した問題点については、次回の検査においてその確認ができるよう、検査担当部局に還元すること。

ウ 監督担当部局がオフサイト・モニタリングにより農業共済団体から情報等を取得したものの、オフサイト・モニタリングのみではその真実性或当該団体の態勢の把握が困難であることから、オンサイト・モニタリングによってその内容の確認が必要と認められる場合には、検査担当部局に対して検査を要請すること。

また、都道府県の監督担当部局においては、組合に不祥事件発生のおそれがある場合等重大な疑義がある場合については、検査担当部局に対して、検査体制の拡充となる法第 224 条に基づく国への要請検査の活用を検討を要請すること。

(2) 農業共済団体との十分な意思疎通の確保

農業共済団体の監督に当たっては、農業共済団体の業務運営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて監督上の対応につなげていくことが重要である。

このため、監督担当部局においては、農業共済団体からの報告に加え、農業共済団体との健全な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。

具体的には、農業共済団体との定期的な面談や意見交換等を通じて、農業共済団体とのコミュニケーションを確保し、団体運営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

(3) 農業共済団体の自主的な努力の尊重

監督担当部局は、組合員によって自主的に運営される組織である農業共済団体が自己責任原則に則って行う運営上の判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。

このため、農業共済団体の監督に当たっては、業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(4) 効率的・効果的な監督事務の確保

監督担当部局及び農業共済団体の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。

したがって、農業共済団体に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については、常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。

Ⅱ 農業共済団体に対する指導項目

Ⅱ－１ 執行体制及び業務運営

Ⅱ－１－１ 役員体制

Ⅱ－１－１－１ 意義

農業共済団体の適正かつ効率的な業務運営を確保していくためには、効率的な役員体制の構築と執行体制の強化に向けた取組を図る必要があるとともに、農業共済団体の役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等及び総会等の議決を遵守し、農業共済団体のために忠実にその職務を遂行しなければならない、自らの役割を理解し、適切な運営を行う必要がある。

Ⅱ－１－１－２ 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、役員に関し以下の点に留意した運営を行うよう指導するものとする。

(1) 体制

- ① コンプライアンス態勢を確立した適正な業務運営を確保しつつ、必要最小限の人員により最大限の効果を得られるよう、役員の定数について見直しを行い、定款の改正、役員の改選等所要の措置を講ずる。また、役員定数の見直しに合わせて、役員の定年制導入についても検討を行う。
- ② 「農業共済団体における政治的中立性の確保について」（平成 22 年 1 月 15 日付け 21 経営第 5390 号農林水産省経営局長通知）に基づき、農業共済団体の役員等の執行体制について、議員等が兼職により就任するなど特定の組織、政党等の影響を受けているのではないかとの疑念を持たれることのないものとするよう適切に対応する。
- ③ 適切な経営管理（ガバナンス）が行われるようにする観点から、農業共済団体の役員体制について、専門的知見を有する員外理事や員外監事、あるいは日常的業務執行を掌握する常勤理事や常勤監事を登用するなど執行体制や監査体制を強化する。

特に員外監事については、公認会計士など会計の専門家の登用を検討する。

(2) 理事

- ① 理事は、法令等遵守を業務運営上の重要課題の一つとして位置付け、率先して法令等遵守態勢の構築に取り組み、組織全体における内部管理態勢の確立のために適切に機能を発揮する。また、理事は、理事会における業務執行の意思決定及び理事の業務執行の指導監督に積極的に参加する。
- ② 理事は、農業共済団体の職員等が正確な事務を怠る、あるいは事故や不正等を起こすことにより農業共済団体が損失を被るリスク、コンピュータシステムのダ

ウン、誤作動等のシステムの不備等に伴い組合員又は被保険者や農業共済団体が損失を被るリスク、農業者への迅速かつ適正な共済金等の支払に支障が生じるリスク、余裕金運用に係る種々のリスク等、農業共済団体の業務運営上発生し得るリスクを把握し、各リスクを低減させるようリスク管理態勢の構築に取り組む。

③ 理事は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、組織内に独立した内部監査部署を設置して、内部監査の機能が十分発揮できる態勢を構築し、定期的にその機能状況を確認する。また、内部監査の結果等については、適切な措置を講じる。

④ 理事は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、農業共済団体に対する公共の信頼の維持や適正な業務運営の確保のためには不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「政府指針」という。）の内容を踏まえて理事会で決定された基本方針を明確に示し、組織内外に宣言する。

また、組織内外に宣言した基本方針を実現するための組織内体制の整備、職員の安全確保等の必要な態勢を構築するとともに、定期的にその有効性を検証する。

（3）監事

① 監事は、農業保険制度の趣旨に則り、その独立性を確保する。

② 監事は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え、業務監査を実施する。

③ 監事会を設けている場合であっても、各監事は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施する。

（4）役員を選任等

役員選挙又は選任については、法第37条第11項の規定に基づき理事の定数の少なくとも4分の3は組合員（組合にあっては法人等たる組合員を除き、組合員たる法人等の業務を執行する役員を含むものとし、都道府県連合会にあっては組合員たる組合の役員又は組合員たる市町村の職員とし、全国連合会にあっては組合員たる農業共済団体の役員又は組合員たる個人若しくは組合員たる法人等（農業共済団体を除く。）の業務を執行する役員とする。）でなければならず、また、法令、定款及び役員選挙規程又は役員選任規程に基づき選挙又は選任を行う。

（5）役員兼職・兼業

役員兼職については、法第40条の規定に基づき、理事が監事又は農業共済団体の使用人と、監事が理事又は農業共済団体の使用人と兼ねることはできない。

なお、農業共済団体の役員は、兼職・兼業により、例えば、農業共済団体の業務執行や監査に十分な時間を割けないなど、その職務に支障を生じさせてはならない

ものとする。

(6) 女性役員の登用

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）に基づく「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）においては、農業の発展、農村への人材の呼び込みのためには、女性が働きやすく暮らしやすい農村にすることが重要であり、女性が地域の方針策定に参画し、女性の声を反映させていくことが必要であるため、地域をリードできる女性農業者を育成し、農業団体等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを一層推進することとされている。このことを踏まえ、農業共済団体においても、女性の参画を促進する仕組みづくりを行い、女性役員の登用を推進するものとする。

(7) 役員の実務義務

- ① 役員は、法第 39 条第 1 項の規定に基づき、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等及び総会の議決を遵守し、農業共済団体のため忠実にその職務を遂行しなければならないとされ、いわゆる忠実義務を負っている。このため、例えば、役員がその地位を利用して農業共済団体の利益を害して自己又は第三者の利益を図ってはならず、また、善良なる管理者の注意をもって職務を執行することが求められることに留意する。
- ② 役員は、法第 39 条第 2 項の規定に基づき、役員がその任務を怠ったときは、その役員は、農業共済団体に対し連帯して損害賠償の責任を負うとされている。任務を怠ったかどうかは、役員が自己の故意又は過失によって任務に違反したかどうかについて具体的事例に則して判断することとなるが、例えば、任務違反行為が理事会の決議に基づきなされた場合は執行に当たった理事だけでなくその理事会の決議に賛成した理事も該当し、理事が他の理事の任務違反行為を漫然と看過していた場合や監事が十分な監査を行わなかった場合もこれに該当する。このため、例えば、業務執行に当たる代表理事等以外の理事は、当該代表理事等の独断専行をけん制・抑止することが求められ、また、監事は、同様のけん制・抑止が求められることに留意する。

II-1-2 総会等の運営

II-1-2-1 意義

農業共済団体における総会は、農業共済団体の構成員たる組合員の総意により農業共済団体の意思を決定する農業共済団体の最高の意思決定機関であり、総代会は、組合員数が 200 人を超える組合及び共済事業を行う全国連合会において総会に代わるべきものとして設けられる意思決定機関であることから、その運営は法令・定款等の規定を遵守して適正に行わなければならない。

Ⅱ－１－２－２ 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、総会等の運営について、法令、定款及び諸規程を遵守するよう指導するものとする。また、連合会が議決権等の数の特例を設ける場合は、定款に組合員名及びその議決権等の数を適切に定めるとともに、その附加して与える議決権等の数を決定するに当たっては、以下に例示するような一定の基準により適正に配分するとともに、附加して与える議決権等の総数が組合員の総数を超えないよう指導するものとする。

(都道府県連合会における例)

(例１) 組合員である組合等の組合員等の数が〇千人を超えるときは、その超える数が〇千人を超えるごとに(この数を逡次に増加させる方法もある。) 1票ずつ議決権等を附与する。

(例２) 組合員である組合等の組合員等の数により附加して与える議決権等を比例配分(注)する。

(注) 比例配分の際端数が生じたときは、切捨て、四捨五入その他適宜の方法により附加して与える議決権等の総数に一致するよう調整する。

Ⅱ－１－３ 諸内規

Ⅱ－１－３－１ 意義

法令等遵守態勢を確立した業務運営を図るためには、農業共済団体自らが、総会等及び理事会の運営規則、就業規則、文書規則、経理規則等その業務運営を行うに当たって必要となる内規を定め、当該内規に従った業務運営を行う必要がある。

Ⅱ－１－３－２ 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、団体自らが次に掲げる規則等必要な内規を定め、当該内規に従い適正な業務運営を行うよう指導するものとする。特に経理規則において「一件あたりの取引価格が××万円を超える物品の購入及び役務の調達については、入札の方法により契約するものとする。」と定められていることについて十分留意するものとする。

- ① 総会議事運営規則
- ② 理事会運営規則
- ③ 監事監査規則
- ④ 職制規則
- ⑤ 職員就業規則
- ⑥ 介護休業等に関する規則

- ⑦ 職員給与規則
- ⑧ 職員退職給与規則
- ⑨ 育児休業等に関する規則
- ⑩ 旅費支給規則
- ⑪ 文書規則
- ⑫ 経理規則
- ⑬ 損害評価会運営規則
- ⑭ 重要事項の説明及び勧誘方針に関する規則
- ⑮ 個人情報の保護に関する規則
- ⑯ 公益通報の処理に関する規則

Ⅱ－１－４ 組合員

Ⅱ－１－４－１ 意義

農業共済団体の組合員は、当該団体の運営管理に参画する権利（議決権等のいわゆる共益権）を有することから、その組合員たる資格の有無を確認することは、農業者の組織する組合としての性格を維持するために、極めて重要である。

Ⅱ－１－４－２ 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、組合員資格について、法第 20 条及び当該団体の定款で定める組合員資格を遵守するとともに、次のとおり加入推進、組合員資格の審査・確定、脱退手続等を行うよう指導するものとする。

(1) 加入推進

農業共済団体は、役職員、共済連絡員等加入推進に従事する者に対し、無資格者（組合員資格を有しない者をいう。）に対する加入推進を行うことのないよう、法令・定款に定める組合員資格（任意共済事業を実施する連合会にあっては、任意共済事業の加入資格を含む。）の周知等、必要な措置を講じる。

(2) 組合員（共済事業を行う全国連合会にあっては、都道府県連合会及び特定組合を除く組合員をいう。以下Ⅱ－１－４－２において同じ。）資格の審査、確定等

① 組合員資格を有する者からの加入申込

組合又は共済事業を行う全国連合会は、農業者が、組合又は共済事業を行う全国連合会に加入しようとする場合は、当該者から「農業共済組合加入申込書（全国連合会にあっては、全国農業共済組合連合会加入申込書。以下同じ。）」（別紙様式 1）を提出させるものとする。

② 組合員資格を有する者の調査及び審査

組合又は共済事業を行う全国連合会は、①の農業共済組合加入申込書の内容を

共済連絡員、損害評価員等の協力を得て調査し、その者の組合員資格の有無を審査する。

③ 組合員の確定

組合又は共済事業を行う全国連合会は、②の審査により、組合員資格を有していると認められる者を組合員として確定する。

(3) 任意共済事業を実施する都道府県連合会における任意共済事業の加入資格の審査
都道府県連合会は、当該都道府県連合会の実施する任意共済事業への加入の申込があった場合には、その申込をした者の当該事業への加入資格の有無を審査する。

(4) 脱退手続

① 組合又は共済事業を行う全国連合会の組合員は、法第 25 条及び定款に定める事由により脱退する。

② 農業経営収入保険に加入することにより組合との間に共済関係が存しなくなる組合員が、引き続き当該組合の組合員であろうとする場合は、組合又は共済事業を行う全国連合会は、次のいずれかの方法により対応するものとする。

ア 当該組合員に、共済関係の全部が消滅する前に「組合員継続申出書」（別紙様式 2）を提出させる方法

イ 当該組合員から脱退の申出がないときは引き続き当該組合の組合員とする旨を定款に規定する方法

③ 組合又は共済事業を行う全国連合会との間に共済関係の存しない組合員（法第 105 条第 2 項の規定により家畜共済、園芸施設共済又は任意共済の共済関係が消滅することで共済関係の全部が消滅することとなる組合員及び当該組合の解散後その清算の終了に至るまでの組合員を除く。）が申出により脱退しようとする場合は、当該組合員に「農業共済組合脱退申出書」（全国連合会にあっては、「全国農業共済組合連合会脱退申出書」）（別紙様式 3）を提出させるものとする。

④ ③による脱退の時期は、組合又は共済事業を行う全国連合会が当該組合員から提出された申出書を受理した時とする。

⑤ 組合又は共済事業を行う全国連合会は、脱退の事由となる共済関係の全部の消滅について、共済連絡員、損害評価員等の協力を得て現地調査又は聴取調査等の方法により実態を正確に把握し、その事実を確認する。

(5) 組合員名簿の作成

組合又は共済事業を行う全国連合会は、(2) 及び (4) により組合員を確定の上、組合員名簿の作成又は更新を行い常時これを整備するものとする。

Ⅱ－１－５ 効率的な運営の推進

Ⅱ－１－５－１ 意義

農業共済団体は、その運営経費の一部が国民の税金により賄われていることを踏まえ、効率的な業務運営と法令等遵守態勢の確立に努めてきているところであるが、その運営につき国民の理解と支持を得て推進していくためには、業務運営の一層の効率化と適正化が求められる。

Ⅱ－１－５－２ 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、効率的な組織体制の構築及び業務経費全体の効率化に向けて、Ⅱ－５の合併等の推進のほか、次に掲げる事項等について、不断の見直しを行う等適切な取組を行うよう指導するものとする。

(1) 業務収支予算・決算

農家数の減少や農家経済の動向、厳しい財政事情等を踏まえ、農業共済団体の業務運営に当たっては、その適正性を確保しつつ更なる効率化に努める。

また、業務経費の支出に当たっては、合目的性（事業の実施に必要かどうか）及び合理性（費用対効果からみて経済的合理性が確保されているか）の有無を検証し、これらを欠くような支出を行わないようにする。

(2) 組織、執行体制等

① 役員の定数等

農業共済団体の業務効率化を図る観点から、役員の定数について見直しを行い、定款の改正、役員の改選等所要の措置を講ずる。また、役員定数の見直しに合わせて、役員の定年制導入についても検討を行う。

② 職員の採用等

職員数について、将来の事業規模を的確に見込むとともに、業務の効率化や収入の確保対策を最大限織り込んだ上で、将来最低限必要となる人員を見通した採用計画とする。

さらに、当該採用計画に基づく職員の採用においては、平等取扱の原則及び成績主義の原則に則り、公正性を確保するとともに、能力の実証に基づく必要がある。このため、募集の方法については、ホームページの掲載やハローワーク等を通じ適切な公募の方法によるものとし、能力の検証については、競争試験等内規に定める方法により適切に行う。

③ 基礎組織

共済連絡員、損害評価員といった基礎組織については、将来の事業規模及び農家数の減少を反映した上で、最低限必要となる人員とする。

④ 支所・出張所等

地域の農業者へのサービスや農業共済団体における運営の効率化への影響等について地域の実情を踏まえつつ検討を行い、統廃合を含めた効率的な組織体制づくりに努める。

⑤ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

社会全体でデジタル技術を活用した変革（DX）の実現に向けた取組が進められている中で、農業共済団体においても組合員又は被保険者の利便性の向上を図るとともに、効率的な運営体制を構築するため、農林水産省共通申請サービスなどのデジタル技術の活用を進める。

⑥ 農業共済事業における業務量を反映した賦課金の設定

農業共済事業の賦課金の賦課方法については、組合員の理解を得て効率的に運営していくため、組合員間の負担の公平性を確保しつつ、業務量の少ない引受方式や農林水産省共通申請サービスを活用したオンライン申請等を推進していく必要があることから、共済目的、引受方式やオンライン申請状況等ごとの業務量（運営コスト）に応じた差を付ける。

II-1-6 政治的中立性の確保

II-1-6-1 意義

法に基づく農業保険制度は、対象農畜産物の生産者であれば任意に加入できる制度であり、また、国等の公的支援が措置されているという性格から、その運営を担う農業共済団体にその政治的中立性の確保が求められることは当然のことである。

II-1-6-2 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、「農業共済団体における政治的中立性の確保について」（平成22年1月15日付け21経営第5390号農林水産省経営局長通知）に基づき、次のことについて適切に対応するよう指導するものとする。

- (1) 農業共済団体は、法律によって極めて公共性の高い性格を賦与されていることに鑑み、特定の組織、政党等からの要請などに影響されることなく、制度を公正・公平に、透明性を保って運用すること。
- (2) 農業共済団体の役員等の執行体制について、議員等が兼職により就任するなど特定の組織、政党等の影響を受けているのではないかとの疑念を持たれることのないものとする。
- (3) 農業共済団体（関係団体を含む。）の業務運営に当たり、特定の組織、政党等を支援・優遇しているのではないかとの疑念を持たれることのないようにすること。

Ⅱ－１－７ 団体経理

Ⅱ－１－７－１ 意義

農業共済団体の会計処理については、法令に定めるところのほか、各団体が統一性を確保しつつ、一般に公正妥当と認められる原則に従った適正な処理とともに、財務状況を明らかにする適正な財務諸表の作成が求められる。

Ⅱ－１－７－２ 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、会計処理が、「農業共済団体の経理処理要領」（平成 23 年 4 月 8 日付け 22 経営第 7209 号農林水産省経営局長通知。以下「経理処理要領」という。）に基づき、適正に行われるよう指導するものとする。

なお、農業共済団体が経理処理要領に規定されていない勘定科目を新設しようとする場合は、「勘定科目の新設に係る協議について」（別紙様式 4）により、組合（都道府県の区域を超える区域をその区域とするものを除く。）にあつては都道府県監督担当部局長と、その他の農業共済団体にあつては農林水産省経営局長と協議するよう指導するものとする。

Ⅱ－１－８ 積立金

Ⅱ－１－８－１ 意義

農業共済団体の積立金の積立て・取崩しは、法令等に基づき適切に行う必要がある。また、特別積立金の取崩しについては、積立金が将来の共済金（保険金）の支払財源であること、及び各事業の特別積立金は当該事業に加入した農業者の共済掛金（保険料）が基となっているものであることを踏まえて行う必要がある。

Ⅱ－１－８－２ 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、積立金の積立て・取崩しに当たり、以下の対応を図るよう指導するものとする。

（１）法令等の遵守

積立金の積立て・取崩しに当たっては、法令等を遵守し、適正に実施する。

（２）損害防止事業に充てるための特別積立金の取崩し

各事業の特別積立金は、当該事業の将来の共済金（保険金）支払財源であり、当該事業に加入した農業者の共済掛金（保険料）が基となっているものであることを踏まえ、法第 126 条後段（法第 172 条において準用する場合を含む。）の費用並びに法第 127 条及び第 128 条第 1 項（これらの規定を法第 172 条において準用する場合を含む。）の施設（損害防止のため必要な施設に限る。）をするのに必要な費用の支払に充てるための特別積立金の取崩しにあつては、当該損害防止事業の対象と

なる農産物の勘定の特別積立金を取り崩す。

(3) 農作物共済勘定における特別積立金の取崩し

① 特別積立金の取崩しに係る検討等

農作物共済勘定における特別積立金を法第 126 条後段（法第 172 条において準用する場合を含む。）の費用並びに法第 127 条及び第 128 条第 1 項（これらの規定を法第 172 条において準用する場合を含む。）の施設（損害防止のため必要な施設に限る。）をするのに必要な費用の支払に充てるため取り崩そうとする場合は、農作物共済事業の健全な事業運営を確保する観点から、共済収支又は保険収支の将来見通しを踏まえ、将来生ずる不足の補填等に窮するおそれがあるか否かを十分に検討し、総会等において、当該検討資料を配布、説明の上、組合員の総意として決定する。

② 検討の具体的な方策

共済収支又は保険収支の将来見通しを踏まえ、将来生ずる不足の補填等に窮するおそれがあるか否かを検討する具体的な方策は、次のとおりとする。

ア 将来の共済（保険）収支等を以下のとおり推計する。

i 将来の共済（保険）収支の推計

以下の項目について、最近の実績（5～10年）等による回帰式等を用いて推計し、農業共済団体の保有責任金額（組合にあっては農作物通常責任共済金額から当該金額に農作物責任保険歩合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額、都道府県連合会にあっては組合等ごとの農作物通常責任共済金額に農作物責任保険歩合を乗じて得た金額を合計した金額、農作物異常責任保険金額及び農作物異常責任共済金額から農作物異常責任保険金額を差し引いて得た金額の100分の5に相当する金額とを合計した金額をいう。）、手持共済掛金（保険料）、共済金（保険金）自己負担額等の見込額を試算して将来の共済（保険）収支（今後5年間以上）を推計する。

(ア) 潜在的資源量（水稻・陸稻・麦別の作付面積）

(イ) 引受面積、引受率

(ウ) 10a 当たり基準収穫量

(エ) kg 当たり価格（単位当たり共済金額の選択）

(オ) 引受方式、補償割合

(カ) 共済掛金率、保険料率、再保険料率、通常標準被害率、責任保険歩合、異常標準被害率

(キ) 金額被害率

ii 将来の損害防止費等所要額の推計

損害防止費及び農作物連合会特別交付金について、最近の実績や今後の事

業計画を基に、最近の実績額の平均値とする等、将来の所要額（今後5年間以上）を推計する。

iii 将来の不足金填補準備金及び特別積立金残高の推計

直近の不足金填補準備金残高及び特別積立金残高に i 及び ii の推計結果を反映させて、不足金填補準備金及び特別積立金の将来残高見込（今後5年間以上）を推計する。

なお、i から iii までの推計については、最近の実績や米麦を巡る情勢を反映して、合理性のある方法により行うものとする。

イ アの推計結果を踏まえ、将来生ずる不足の補填に窮するおそれがあるか否かの検討を行う。

具体的には、今回の特別積立金の取崩しを行うとすれば、農作物共済勘定において今後5年間の共済金（保険金）支払に不足が生ずる場合（今後5年間、不足金填補準備金、特別積立金及び手持共済掛金（保険料）の合計額が保有責任額以上の金額とならない場合）には、特別積立金の水準が将来の不足の補填に窮するおそれがあると判断するものとする。

ウ 今回の特別積立金の取崩しについては、イの検討結果により将来生ずる不足の補填に窮するおそれがないと判断される場合に、当該農業共済団体全体の資金状況等を勘案しつつ、アの推計結果及びイの検討結果を総会等に提出・説明し、組合員の総意として決定した上で、行うものとする。

エ 各年度における共済金（保険金）の支払や不足金の填補に充てる場合以外の特別積立金の取崩しにあつては、その都度アからウまでの推計、検討及び決定を行うものとする。

II-1-9 国庫補助金の適正執行

II-1-9-1 意義

農業共済団体は、その運営に当たって、農業共済事業事務費負担金等国庫補助金の交付を受けており、国庫補助金について、法令等を遵守した適正な執行を行わねばならない。

II-1-9-2 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、農業共済事業事務費負担金等国庫補助金の執行に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等関係法令、「農業保険法第19条の規定による事務費国庫負担金交付要綱」（平成30年3月30日（4月2日）付け29経営第3529号農林水産事務次官依命通知）、「農業共済事業事務費負担金に係る国庫負担対象経費について」（平成30年3月30

日（4月2日）付け29 経営第3544号農林水産省経営局長通知）等関係通知に基づき、適正に執行するよう指導するものとする。

さらに、行政庁は、農業共済団体に対し、国庫補助金の適正執行の確保のため、予算の執行並びに預金及び備品、消耗品等物品の管理について、経理規則等諸内規に従った適正な内部管理態勢の確立に加え、内部監査、監事監査等による国庫補助金に係る支出内容の検証を行うよう指導するものとする。

Ⅱ－1－10 余裕金運用

Ⅱ－1－10－1 意義

農業共済団体の余裕金は、組合員の財産である法定積立金や特別積立金等で構成され、将来の共済金・保険金等の支払財源となるものであることから、その運用に当たっては、法令遵守はもとより、投機的な取引は行ってはならず安全かつ確実であることが求められる。

Ⅱ－1－10－2 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、農業共済団体の余裕金の運用について、次のことを遵守するよう指導するものとする。

- (1) 農業共済団体の余裕金の運用方法は、規則第34条及び平成30年3月27日農林水産省告示第628号（農業保険法施行規則第34条第3号の農林水産大臣が指定する有価証券を定める件）並びに各団体の定款に定められており、その方法を逸脱する運用を行ってはならないこと。
- (2) 毎年度、余裕金運用の基本方針を余裕金運用管理委員会における審議を経て理事会で定めることとし、実際の運用に当たっては、その方針に沿って行うこと。
また、余裕金運用の基本方針については、長期的な視点による安全かつ確実な運用を基本とし、各団体の資金量、資金計画、発行母体等の信用リスク、市場金利変動リスク、余裕金の運用体制等を十分考慮し、運用の基本的方針、運用方法、適切なポートフォリオの構成等を定めること。
- (3) 農業共済団体の余裕金運用は、国債等一部の有価証券の保有が認められており、その保有に当たっての売買行為は法令上禁止されていないが、安定した収益を確保するため、特定の銘柄に集中することなく適切なポートフォリオを構築した運用を基本とし、次の事項を遵守すること。
 - ① 時価の変動により利益を得ることを目的とするような短期間の回転売買及び投機的な取引を行わないこと。
 - ② 時価の変動により利益を得ることを目的として運用の基本方針に掲げないこと。

また、「デリバティブ取引を組み込んだ預金商品及び有価証券（いわゆる仕組預金及び仕組債）」については、法令・定款上運用可能なものもあるが、金利変動リスク、流動性リスク等各種のリスクを有していることから、安全かつ確実な運用との観点に立ち、預入れ及び取得をしてはならないこと。

- (4) 余裕金の運用状況について、経理規則に基づき、余裕金運用管理委員会は経理担当部課長から理事会の開催回数と合わせ、少なくとも毎四半期各1回報告を求めるとともに、理事会は同委員会から正確かつ詳細な報告を求めること。

また、余裕金の運用状況及び運用結果については、前年度の決算説明の中で、総会等に報告すること。

- (5) 農業共済団体は、余裕金運用担当部署を職制規則等関係規程で明確にするとともに、余裕金運用に係る内部けん制機能を発揮できるよう体制の整備・確立及び内部監査体制を充実すること。

また、内部監査においては、余裕金運用が、法令、定款、関係通知、諸規則、余裕金運用の基本方針等を遵守し適切に行われているかについて確認すること。

なお、適切な余裕金運用に係る体制を確立するよう役職員の能力を向上させる取組も併せて行うこと。

- (6) 余裕金運用の個別の取引に当たっては、

- ① 預託先及び販売業者から、商品の内容、リスク等について十分な説明を受け理解した上で行うこと。
- ② 有価証券の同一銘柄の売買を行うに当たって、販売業者間で売買価格に差があることから、複数社からの見積り等を提示させ比較検討した上で取引を行うこと。
- ③ 有価証券の取得・処分は、経理規則に基づき、必ず組合長（連合会にあっては会長）の決裁を経てから行うこと。また、当該取得・処分について、売買約定を締結した販売業者から取引報告書を受領した後、速やかに組合長（連合会にあっては会長）に取引結果を報告すること。

- (7) (1) から (6) までに掲げるもののほか、次のことについても留意すること。

- ① 規則第34条第1号の金融機関への預貯金のうち、外国通貨による預金については、為替リスクを回避するため、為替予約により利回りを確定したものとすること。
- ② 公社債投資信託の受益証券により余裕金の運用を行う場合には、
 - ア 販売業者から当該商品の内容及び運用方針等について、元本確保に重点をおいた運用を予定しているか、外国債券や信用力の低い債券で運用するようなことはないか、過去の運用実績はどのようになっているのかなどの点について、十分な説明を受けること。
 - イ アの説明を受けた内容等について余裕金運用管理委員会等に説明し、意見を

聴取した上で、慎重に運用先を決めること。

ウ 販売を受けた後の運用状況等についても随時確認し、運用内容・方針の変更があった場合は、速やかに商品の解約等の措置を講じること。

- ③ 預貯金等については、取引金融機関が経営破たんした場合には、対象預貯金等のうち元本1,000万円までとその利息を超える部分が一部カットされること（以下「ペイオフ」という。）があり得ることから、取引金融機関の経営状況の的確な把握・分析を行うための体制整備等に取り組み、ペイオフに対し適切に対応すること。

Ⅱ－1－11 固定資産の取得及び処分

Ⅱ－1－11－1 意義

農業共済団体の固定資産の取得は、当該団体の業務運営を適正かつ効率的に行うために必要なものに限る必要があり、また、農業共済団体が保有する固定資産の処分は、組合員の財産を処分するものであることから、いずれも法令、諸内規等に従った適正な手続が求められるとともに、組合員に対しても総会等における予算及び決算の説明等を通じて理解を得る必要がある。

Ⅱ－1－11－2 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、固定資産（土地・建物）を取得又は処分する場合は、適正な手続や組合員に対する説明を行うとともに、次の協議及び報告を行うよう指導するものとする。

- (1) 農業共済団体は、2,000万円以上の固定資産（土地・建物）を取得又は処分しようとする場合には、「固定資産（土地・建物）の取得（又は処分）に係る協議について」（別紙様式5－1）により、組合（都道府県の区域を超える区域をその区域とするものを除く。）にあつては都道府県監督担当部局長と、その他の農業共済団体にあつては農林水産省経営局長と協議するものとする。
- (2) 農業共済団体は、固定資産（土地・建物）を取得又は処分した場合には、「固定資産（土地・建物）の取得（又は処分）報告書」（別紙様式5－2）により、その旨組合（都道府県の区域を超える区域をその区域とするものを除く。）にあつては都道府県監督担当部局長に、その他の農業共済団体にあつては農林水産省経営局長に報告する。

Ⅱ－1－12 個人情報保護対応

Ⅱ－1－12－1 意義

農業共済団体は、多くの個人情報を取り扱っており、当該個人情報の漏えい等が発

生した場合には、社会的影響はもとより、農業共済事業の業務運営に多大な支障を及ぼすおそれがあることから、個人情報取扱事業者として、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等関係法令、個人情報保護委員会の定める個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに加え、自ら定めた個人情報保護に関する規則を遵守する必要がある。

II-1-12-2 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、関係法令等を遵守した適切な個人情報保護に取り組む必要があることを周知するものとする。

II-1-13 情報開示

II-1-13-1 意義

農業共済団体の運営経費には多額の国民の税金が投入されており、その業務や財産等の状況について、組合員はもとより組合員以外の者に対しても、説明責任を果たさなければ真に国民からの理解は得られない。

このため、農業共済団体における運営の透明化は不可欠であり、事業の運営管理において、現状を正確に把握し、組合員や国民に対して迅速に公開していくなど説明責任を果たし、より一層の経営の透明性を確保することが求められている。

II-1-13-2 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、次により業務及び財産の状況を適切に開示するよう指導するものとする。

(1) 開示内容

- ① 定款等
- ② 事務所所在地
- ③ 機構
- ④ 役員の氏名及び役職名
- ⑤ 契約方法に関する定め（経理規則等）
- ⑥ 業務報告書のうち
 - ア 事業報告書
 - イ 財産目録
 - ウ 貸借対照表及びその明細
 - エ 損益計算書及びその明細
 - オ 剰余金処分（不足金処理）
 - カ キャッシュ・フロー計算書

キ 監事の意見書

⑦ 通常総会等で議決した事業計画書の内容（事業計画・収支予算）

(2) 開示方法

農業共済団体の事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットのホームページに掲載するほか、必要に応じた適切な方法により、組合員や国民に対する情報提供が円滑に行われるよう配慮した方法により開示する。

(3) 開示時期

毎年度、当該団体の通常総会等終了後に開示する。なお、開示する内容に変更が生じた場合は、その都度、開示内容を修正する。

(4) 事業規程の変更を行う場合の対応

① 農業経営収入保険事業

農業経営収入保険事業の事業規程は、民法（明治29年法律第89号）第548条の2に規定する定型約款に該当することから、その変更をするときは、事業規程を変更する旨及び変更点並びにその効力の発生時期を農業共済団体の事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットのホームページへ掲載するほか、必要に応じた適切な方法により、加入者及び加入資格者に対し周知するものとする。

② 農業共済事業

農業共済事業の事業規程は定型約款には該当しないものの、民法において、定型約款に関する規定が新設された趣旨を踏まえ、①に準じた対応を行うものとする。

II-1-14 苦情等処理態勢の確立

II-1-14-1 意義

農業共済団体が、組合員又は被保険者からの苦情等へ迅速・公平かつ適切に対処することは、組合員又は被保険者に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の一つであり、組合員又は被保険者の信頼性を確保するため重要なものである。

農業共済団体は、組合員又は被保険者から申出があった苦情等に対し、自ら迅速・公平かつ適切に対処すべく内部管理態勢を整備する必要がある。

II-1-14-2 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、以下の点に留意した苦情等処理に係る内部管理態勢を整備するよう指導するものとする。

(1) 組合員又は被保険者からの苦情等の処理手続を定める。

- (2) 組合員又は被保険者からの苦情等は、処理手続に従い関係部署が連携の上、速やかに処理を行う。
- (3) 組合員又は被保険者からの苦情等の内容は、処理結果を含めて、記録簿等により記録・保存するとともに、定期的に参事、総務部署及び内部監査担当に報告する。
- (4) 業務運営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに参事、総務部署及び内部監査担当に報告するとともに、理事会に報告する。
- (5) 苦情内容について分析し、苦情発生原因を把握し、必要な改善を行う。
- (6) 「組合員又は被保険者からの苦情」の定義を処理手続等において明確に定める。

II-1-15 反社会的勢力による被害の防止

II-1-15-1 意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から、必要かつ重要なことである。特に、農業保険制度の実施機関として公共性を有する農業共済団体においては、農業共済団体自身や役職員のみならず、組合員又は被保険者が被害を受けることを防止するため、反社会的勢力との関係を排除していくことが求められる。

もとより農業共済団体として組合員又は被保険者の信頼を維持し、業務の適正性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、農業共済団体においては、政府指針の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースにおいては役員の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

(参考) 政府指針 (「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」)

(1) 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- ① 組織としての対応
- ② 外部専門機関との連携
- ③ 取引を含めた一切の関係遮断
- ④ 有事における民事と刑事の法的対応
- ⑤ 裏取引や資金提供の禁止

(2) 反社会的勢力のとらえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人

である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。

また、役職員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組を遅らせることは、かえって農業共済団体や役職員自身等への最終的な被害を大きくするおそれがあることに留意する必要がある。

II-1-15-2 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための態勢及び反社会的勢力による不当要求に適切に対応するための態勢について、被害者救済の観点を含め個々の取引状況等を考慮しつつ、以下の点に留意して整備するよう指導するものとする。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく役員が適切に関与し、組織として対応する。

(2) 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築・整備

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢を構築する。

一元的な管理態勢の構築に当たっては、特に以下の点に十分留意する。

- ① 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）する体制を整備する。また、当該情報の収集・分析等に際しては、業界団体等から提供された情報を積極的に活用する。さらに、当該情報を取引先の審査や当該農業共済団体における組合員又は被保険者の属性判断等を行う際に、適切に活用する体制を整備する。
- ② 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と平素から緊密な連携体制の構築を行うなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の実効性を確保する体制を整備する。特に、平素より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性

が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制を整備する。

- ③ 反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力による不当要求がなされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に報告・相談する体制を整備する。また、反社会的勢力対応部署は、当該情報を迅速かつ適切に役員に対し報告する体制を整備する。さらに、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制を整備する。

(3) 適切な事前審査の実施

反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査の実施や契約書等への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止する。

(4) 適切な事後検証の実施

反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の債権や契約の適切な事後検証を行うための態勢を整備する。

(5) 共済金等の支払審査の実施

反社会的勢力からの不当な請求等を防止する観点から、共済金等の支払審査を適切に行うための態勢を整備する。

(6) 反社会的勢力との取引解消に向けた取組

- ① 反社会的勢力との取引が判明した旨の情報を反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に役員に報告し、役員の適切な指示・関与のもと対応する。
- ② 平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密に連携しつつ、反社会的勢力との取引の解消を推進する。
- ③ 事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、可能な限り契約の解除を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配慮する。
- ④ いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わない態勢を整備する。

(7) 反社会的勢力による不当要求への対処

- ① 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報を反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に役員に報告し、役員の適切な指示・関与のもと対応する。
- ② 反社会的勢力からの不当要求があった場合には積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえて対応する。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する。
- ③ 反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講

ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇せず対応する。

- ④ 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査する。

Ⅱ－１－１６ 事務の受委託に係る責任の明確化

Ⅱ－１－１６－１ 意義

農業共済団体の運営に当たって、外部の者へ事務を委託し、又は外部の者から事務を受託する場合があるが、当該事務に係る管理責任、手続等を明確にしないまま事務を受委託することは、事務を適正に実施するために必要な相互けん制機能及び内部けん制機能が働かず、事務の不履行、金品の横領等の不正行為の発生、更には受委託先との紛争につながるおそれがあることから、農業共済団体の適正な業務運営を確保するためには、農業共済団体が受委託する事務の内容、当該事務の管理責任等を明確にした上で、農業共済団体として委託又は受託の可否を決定する必要がある。

Ⅱ－１－１６－２ 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、外部の者へ事務を委託し、又は外部の者から事務を受託する場合は、以下の対応を図るよう指導するものとする。

(1) 事務受委託の可否の決定

委託又は受託する事務の内容や当該事務に係る管理責任、手続等を明確にした上で理事会において委託又は受託の可否を審議・決定する。

(2) 事務受委託契約の締結等

ア 事務を委託する場合

委託する事務に係る目的、業務の範囲、業務の実施場所、担当者、経理処理、印章及び通帳の管理、監督義務、監査義務、善管注意義務、委託手数料、契約期間、契約の変更、解除又は終了時の取扱い、賠償責任の有無等の内容を明らかにした事務委託契約を組合長名（連合会にあっては会長名）で締結する。

イ 事務を受託する場合

受託する事務について、アと同様の内容の事務受託契約を締結するほか、当該事務に係る所管部署、責任体制等を明確にした内部管理規程等を整備する。

Ⅱ－１－１７ 資産管理の適切性に係るリスク管理態勢の確立

Ⅱ－１－１７－１ 信用リスク管理態勢の確立

Ⅱ－１－１７－１－１ 意義

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消

失し、農業共済団体が損失を被るリスクをいう。

農業共済団体においては、余裕金運用範囲が、規則第 34 条の規定により金融機関への預貯金、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、一般担保付社債等に限定されているが、これらの運用において、余裕金の運用先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少又は消失して農業共済団体が損失を被ることがあり、ある特定の運用先に対して多額の運用を行うと農業共済団体が許容できる範囲を超えて損失を被る可能性があることから、信用リスクを認識した上で、適切にリスクを管理していくことが重要である。

II-1-17-1-2 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、以下の点に留意しつつ、余裕金の運用先の財務状況や格付等を把握し、ある特定の運用先への多額の運用に伴う信用リスクの農業共済団体の運営に与える影響について分析するなど業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じた適切な信用リスク管理態勢を整備するよう指導するものとする。

- (1) 理事会において、以下の項目について明確に定めた信用リスク管理に関する方針を定め、組織全体に周知する。
 - ① 信用リスク管理に関する理事会の役割・責任
 - ② 信用リスク管理担当部署の明確化、権限の付与等の組織体制に関する方針
 - ③ 信用リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールに関する方針
- (2) 信用リスク管理担当部署は、信用リスク管理に関する方針に則り、以下の項目等信用リスク管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「信用リスク管理規程」という。）を理事会の承認を経て策定するとともに、当該規程を遵守したリスク管理を行う。
 - ① 信用リスク管理担当部署の役割・責任及び組織に関する取決め
 - ② 信用リスク管理の管理対象とするリスクの特定に関する取決め
 - ③ 信用リスク評価方法に関する取決め
 - ④ 信用リスクのモニタリング方法に関する取決め
 - ⑤ 理事会に報告する態勢に関する取決め
- (3) 理事会は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、信用リスク管理担当部署に、定期的に又は必要に応じて随時、理事会に対して信用リスク管理の状況（ある特定の運用先に対する与信集中の状況を含む。）を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備する。特に、農業共済団体の運営に重大な影響を与える事案については、理事会に対し速やかに報告させる態勢を整備する。
- (4) 以下の項目等信用リスク管理について監査すべき事項を内部監査の関係規程に整備し、定期的に内部監査を実施する。また、監事監査においても、信用リスク管理

態勢について監査する。

- ① 信用リスク管理態勢の整備状況
 - ② 信用リスク管理に関する基本方針及び信用リスク管理規程の遵守状況
 - ③ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信用リスク管理プロセスの適切性
 - ④ 信用リスク評価方法の妥当性
 - ⑤ 信用リスク評価で利用されるデータの正確性及び完全性
 - ⑥ 信用リスク評価の限界・弱点を踏まえた運営の適切性
 - ⑦ 内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況
- (5) 理事会は、定期的に又は必要に応じて随時、信用リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、信用リスク管理態勢について、適時に見直しを行う。

II-1-17-2 市場リスク管理態勢の確立

II-1-17-2-1 意義

市場リスクとは、金利等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産の価値が変動し、農業共済団体が損失を被るリスクをいい、金利の変動に伴い損失を被る金利リスクや有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少する価格変動リスク等からなる。

農業共済団体は、余裕金運用において有価証券等を保有しているが、当該有価証券等は、時価の変動により利益を得ることを目的とした運用は行わず、満期まで保有し利息収入を得ることを基本としつつも、共済金等の支払のため満期前に売却することがあり、金利の変動等によっては売却損が発生し損失を被ることがある。

このように、農業共済団体においては、様々なリスクファクターの変動により、保有する資産の価格が変動し、農業共済団体が許容できる範囲を超えて損失を被る可能性があることから、市場リスクを認識した上で、適切にリスクを管理していくことが重要である。

II-1-17-2-2 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、以下の点に留意しつつ、金利の変動等による保有有価証券等の価格変動が農業共済団体の運営に与える影響について計測・分析するなど業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じた適切な市場リスク管理態勢を整備するよう指導するものとする。

- (1) 理事会において、以下の項目について明確に定めた市場リスク管理に関する方針を定め、組織全体に周知する。
 - ① 市場リスク管理に関する理事会の役割・責任

- ② 市場リスク管理担当部署の明確化、権限の付与等の組織体制に関する方針
 - ③ 市場リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールに関する方針
- (2) 市場リスク管理担当部署は、市場リスク管理に関する方針に則り、以下の項目等市場リスク管理に関する取決めに明確に定めた内部規程（以下「市場リスク管理規程」という。）を理事会の承認を経て策定するとともに、当該規程を遵守したリスク管理を行う。
- ① 市場リスク管理担当部署の役割・責任及び組織に関する取決め
 - ② 市場リスク管理の管理対象とするリスクの特定に関する取決め
 - ③ 市場リスク計測・分析に関する取決め
 - ④ 市場リスクのモニタリング方法に関する取決め
 - ⑤ 市場リスク計測・分析方法に関する定期的な検証に関する取決め
 - ⑥ 時価算定に関する取決め
 - ⑦ 理事会に報告する態勢に関する取決め
- (3) 理事会は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、市場リスク管理担当部署に、定期的に又は必要に応じて随時、理事会に対して市場リスク管理の状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備する。特に、農業共済団体の運営に重大な影響を与える事案については、理事会に対し速やかに報告させる態勢を整備する。
- (4) 以下の項目等市場リスク管理について監査すべき事項を内部監査の関係規程に整備し、定期的に内部監査を実施する。また、監事監査においても、市場リスク管理態勢について監査する。
- ① 市場リスク管理態勢の整備状況
 - ② 市場リスク管理に関する基本方針及び市場リスク管理規程の遵守状況
 - ③ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った市場リスク管理プロセスの適切性
 - ④ 市場リスク計測・分析方法の妥当性
 - ⑤ 市場リスク計測・分析で利用されるデータの正確性及び完全性
 - ⑥ 市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性
 - ⑦ 内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況
- (5) 理事会は、定期的に又は必要に応じて随時、市場リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、市場リスク管理態勢について、適時に見直しを行う。

Ⅱ－１－１７－３ 流動性リスク管理態勢の確立

Ⅱ－１－１７－３－１ 意義

流動性リスクとは、引受けの減少に伴う共済掛金等（農業経営収入保険にあっては、

保険料等。以下同じ。)収入の減少や巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保のために通常よりも著しく低い価額での取引を余儀なくされること等により、農業共済団体が損失を被る資金繰りリスクと、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、農業共済団体が損失を被る市場流動性リスクを合わせたものをいう。

農業共済団体においては、共済金の支払等で資金が必要となる際に、資金調達の状況により資金繰りに支障を来し支払が遅延するなど農業共済団体の運営に重大な影響を及ぼす可能性があることから、流動性リスクを認識した上で、日頃から流動性準備を注視し、適切にリスクを管理していくことが重要である。

II-1-17-3-2 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、以下の点に留意しつつ、資金計画を策定するとともに、流動性準備の変動が経営に与える影響について分析するなど業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じた適切な流動性リスク管理態勢を整備するよう指導するものとする。

- (1) 理事会において、以下の項目について明確に定めた流動性リスク管理（出再先から再保険金を回収できなくなるリスクを含む。）に関する方針を定め、組織全体に周知する。
 - ① 流動性リスク管理に関する理事会の役割・責任
 - ② 流動性リスク管理担当部署の明確化、権限の付与等の組織体制に関する方針
 - ③ 流動性リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールに関する方針
 - ④ 流動性危機管理に関する方針
- (2) 流動性リスク管理担当部署は、流動性リスク管理に関する方針に則り、以下の項目等流動性リスク管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「流動性リスク管理規程」という。）を理事会の承認を経て策定するとともに、当該規程を遵守したリスク管理を行う。
 - ① 流動性リスク管理担当部署の役割・責任及び組織に関する取決め
 - ② 流動性リスクに影響を与える要因の特定及び要因発生時の報告基準に関する取決め
 - ③ 流動性リスクの分析・評価方法に関する取決め
 - ④ 流動性リスクのモニタリング方法に関する取決め
 - ⑤ 資金繰りの逼迫度区分（平常時、懸念時、危機時、巨大災害等）及び判定基準に関する取決め
 - ⑥ 資金繰りの逼迫度区分における管理手法、報告方法、決裁方法及び対応策に関する取決め

- ⑦ 流動性危機発生時の農業共済団体での対応策に関する取決め
 - ⑧ 理事会に報告する態勢に関する取決め
- (3) 流動性リスク管理担当部署は、流動性リスク管理に関する方針及び流動性リスク管理規程に則り、理事会の承認を受けて、流動性危機時の対応策を策定する。当該対応策には、流動性危機の定義、流動性危機時の連絡・報告体制、対処方法（調達手段の確保）、決裁権限・命令系統等を明確に定める。
- (4) 理事会は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、流動性リスク管理担当部署に、定期的に又は必要に応じて随時、理事会に対して流動性リスク管理の状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備する。特に、農業共済団体の運営に重大な影響を与える事案については、理事会に対し速やかに報告させる態勢を整備する。
- (5) 以下の項目等流動性リスク管理について監査すべき事項を内部監査の関係規程に整備し、定期的に内部監査を実施する。また、監事監査においても、流動性リスク管理態勢について監査する。
- ① 流動性リスク管理態勢の整備状況
 - ② 流動性リスク管理に関する基本方針及び流動性リスク管理規程の遵守状況
 - ③ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った流動性リスク管理プロセスの適切性
 - ④ 流動性リスク分析・評価方法等の妥当性
 - ⑤ 流動性危機管理の有効性
 - ⑥ 内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況
- (6) 理事会は、定期的に又は必要に応じて随時、流動性リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、流動性リスク管理態勢について、適時に見直しを行う。

Ⅱ－１－１８ 障がい者等への対応

Ⅱ－１－１８－１ 意義

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の努力義務が課せられており、農業共済団体はこれを遵守する必要がある。

また、農業共済団体は、成年後見制度等の対象でなく意思表示を行う能力がありながら、視覚・聴覚や身体機能の障がいのために共済契約等における事務手続等を単独で行うことが困難な者（以下「障がい者等」という。）に対しても、視覚や聴覚に障がいのない者等と同等のサービスを提供するよう配慮する必要がある。

Ⅱ－１－１８－２ 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、次により障がい者等への適切な対応が図られるよう指導するものとする。

(1) 障がい者等への対応に当たって、「農林水産省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年12月7日農林水産省告示第2636号）の各規定に則った適切な対応を実施する。

(2) 障がい者等への対応状況を把握・検証の上、例えば、次のような方策を行うなどの取組の実施や適切な内部管理態勢の整備がされるようにする。

① 自筆が困難な障がい者等への代筆について

障がい者等のうち自筆が困難な者（以下「自筆困難者」という。）から、口頭で共済契約等の申込みがあった場合、農業共済団体の職員が代筆したときは、例えば、複数の職員が確認した上で、その確認をしたという事実を記録として残すなど、自筆困難者の保護を図った上で、代筆を可能とする旨の内規を整備し、十分な対応をする。

なお、自筆困難者からの当該申込みは「口頭による意思表示」に当たると考えられるため、共済契約等関係書類への代筆は、当該申込みに係る意思表示の範囲内に限られることに留意する必要がある。

② 視覚に障がいがある者への代読について

視覚に障がいがある者から要請がある場合は、例えば、職員が、個人情報の漏洩を防ぐとともに、複数の職員が代読内容を確認した上で、その確認をしたという事実を記録として残す。

(3) 日常の監督事務や、障がい者等からの苦情等を通じて把握された農業共済団体における障がい者等への対応に係る課題については、深度あるヒアリングを行うことにより内部管理態勢の整備状況を確認することとする。

Ⅱ－２ 農業保険の適正な実施

Ⅱ－２－１ 加入推進、引受け、損害評価等の適正実施

Ⅱ－２－１－１ 意義

農業経営には、自然災害や価格低下など様々なリスクが存在することから、農業者がこうしたリスクに備え、農業保険に加入することにより、「備えあれば憂いなし」の体制を構築することが重要である。

農業保険は任意加入制をとっており、加入するか否かは農業者が自ら判断するものであることから、農業保険について、農業者に確実に周知を行い、できるだけ多くの農業者が加入するよう働きかける必要がある。

組合又は全国連合会は、法に基づき農業保険の実施主体として設立されていることから、加入推進に取り組むとともに、適正かつ効率的で健全な業務運営を図るため、各事業の引受け、損害評価、損害防止等に係る業務を適正に実施することは当然のことである。

また、都道府県連合会は、その会員たる組合及び共済事業を行う市町村が共済関係を成立させれば、当然成立により、当該共済関係の共済責任の一部について保険関係を有することとなる。このため、適正な保険関係を構築するよう、都道府県連合会は組合及び共済事業を行う市町村が各共済事業の引受け、損害評価、損害防止等の業務を適正に実施するよう組合及び共済事業を行う市町村に対し必要な指示を行うこと及び当該業務が適正に実施されているかの確認を行うことは当然の責務である。

Ⅱ－２－１－２ 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款等のほか、以下に掲げる各事業の引受け、損害評価等に関する通知等を遵守し、適正に事業を実施するよう指導するものとする。

また、農林水産省は、連合会に対し、適正な保険関係を構築するため、連合会が保険者としての役割を適確に果たすよう、組合等に対し、各共済事業の引受け、損害評価、損害防止等の業務を適正に実施するよう必要な指示を行うとともに、当該業務が適正に実施されているかの確認を行うよう指導するものとする。

(1) 事業共通

- ・ 危険段階別共済掛金率設定・適用ガイドラインの制定について（平成 30 年 4 月 18 日付け 30 経営第 166 号農林水産省経営局長通知）
- ・ 危険段階別共済掛金率設定・適用ガイドラインに基づく激変緩和措置の運用について（令和元年 12 月 18 日付け元経営第 2007 号農林水産省経営局保険課長通知）

- ・ 危険段階別共済掛金率設定・適用ガイドラインの見直しに伴う疾病傷害共済の激変緩和措置の運用について（令和4年9月22日付け4経営第1565号農林水産省経営局保険課長通知）

（2）農作物共済

- ・ 農作物共済引受要綱（平成30年5月8日付け30経営第380号農林水産省経営局長通知）
- ・ 水稲収量等級改定要領（昭和47年4月26日付け47農経B第728号農林省農林経済局長通知）
- ・ 農作物共済に係る農業共済組合連合会等交付金交付要綱（昭和47年7月31日付け47農経B第1637号農林事務次官依命通知）
- ・ 農作物共済損害評価要綱（平成30年5月8日付け30経営第380号農林水産省経営局長通知）
- ・ 農作物共済損害評価連合会実測調査要領（昭和47年3月23日付け47農経B第467号農林省農林経済局長通知）
- ・ 農作物共済損害評価組合等実測調査要領（昭和53年8月7日付け53農経B第2342号農林水産省経済局長通知）
- ・ 衛星画像を活用した水稲推計収穫量の利用要領（平成25年6月12日付け24経営第3791号農林省経営局長通知）
- ・ 農作物共済の水稲品質方式に係る1キログラム当たり生産金額について（各年産の生産金額は、毎年農林水産省経営局長が通知）

（3）家畜共済

- ・ 家畜共済に係る農業共済組合連合会等交付金交付要綱（昭和47年2月23日付け46農経B第2522号農林事務次官依命通知）
- ・ 家畜共済事務取扱要領（平成30年10月2日付け30経営第1400号農林水産省経営局長通知）
- ・ 家畜共済の診療指針（平成14年3月29日付け13経営第6969号農林水産省経営局長通知）
- ・ 家畜共済における臨床病理検査要領（平成17年5月23日付け16経営第8829号農林水産省経営局長通知）
- ・ 家畜共済における抗菌性物質の使用指針（平成21年3月30日付け20経営第6633号農林水産省経営局長通知）
- ・ 家畜共済の病傷事故給付基準（平成19年3月23日付け18経営第7622号農林水産省経営局長通知）
- ・ 家畜共済診療点数表適用細則について（昭和59年3月23日付け59農経B第637号農林水産省経済局長通知）

- ・ 家畜共済損害防止事業交付金交付等要綱（昭和 42 年 8 月 7 日付け 42 農経 B 第 2204 号農林事務次官依命通知）
 - ・ 家畜共済特定損害防止事業実施要領（平成 30 年 6 月 18 日付け 30 経営第 725 号農林水産省経営局長通知）
 - ・ 免責基準作成のガイドライン（平成 19 年 6 月 5 日付け 19 経営第 1456 号農林水産省経営局保険監理官通知）
 - ・ 廃用事故認定基準細則作成のガイドライン（平成 19 年 6 月 5 日付け 19 経営第 1457 号農林水産省経営局保険監理官通知）
- （4）果樹共済
- ・ 果樹共済引受要綱（平成 30 年 9 月 11 日付け 30 経営第 1305 号農林水産省経営局長通知）
 - ・ 果樹共済に係る農業共済組合連合会等交付金交付要綱（昭和 48 年 8 月 21 日付け 48 農経 B 第 1700 号農林事務次官依命通知）
 - ・ 果樹共済損害評価要綱（平成 30 年 9 月 11 日付け 30 経営第 1305 号農林水産省経営局長通知）
 - ・ 果樹共済損害評価現地調査要領（平成 30 年 9 月 11 日付け 30 経営第 1305 号農林水産省経営局長通知）
 - ・ 果樹共済に係る果実の価格の調査について（平成 30 年 9 月 11 日付け 30 経営第 1377 号農林水産省経営局保険監理官通知）
 - ・ 果樹共済に係る単位（10 アール）当たり収穫量の通知について（各年産の経営局長が定める単位（10 アール）当たり収穫量は、毎年経営局長が通知）
- （5）畑作物共済
- ・ 畑作物共済引受要綱（平成 30 年 7 月 27 日付け 30 経営第 1044 号農林水産省経営局長通知）
 - ・ 畑作物共済に係る農業共済組合連合会等交付金交付要綱（昭和 54 年 7 月 24 日付け 54 農経 B 第 1770 号農林水産事務次官依命通知）
 - ・ 畑作物共済損害評価要綱（平成 30 年 9 月 25 日付け 30 経営第 1289 号農林水産省経営局長通知）
 - ・ 畑作物共済損害評価現地調査要領（平成 30 年 9 月 25 日付け 30 経営第 1289 号農林水産省経営局長通知）
- （6）園芸施設共済
- ・ 園芸施設共済事務取扱要領（平成 30 年 5 月 2 日付け 30 経営第 367 号農林水産省経営局長通知）
 - ・ 園芸施設共済評価要領（平成 30 年 5 月 2 日付け 30 経営第 367 号農林水産省経営局長通知）

- ・ 園芸施設共済に係る農業共済組合連合会等交付金交付要綱（昭和 54 年 6 月 12 日付け 54 農経 B 第 1460 号農林水産事務次官依命通知）

(7) 任意共済

- ・ 建物共済事務取扱要領（昭和 43 年 4 月 5 日付け 43 農経 B 第 1069 号農林省農林経済局長通知）
- ・ 建物共済約款（昭和 43 年 4 月 5 日付け 43 農経 B 第 1070 号農林省農林経済局長通知）
- ・ 農機具共済事務取扱要領（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 農経 B 第 1234 号農林水産省経済局長通知）
- ・ 農機具共済約款（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 農経 B 第 1234 号農林水産省経済局長通知）

(8) 農業経営収入保険

- ・ 農業経営収入保険事業実施要領（平成 30 年 9 月 28 日付け 30 経営第 1431 号農林水産省経営局長通知）
- ・ 農業経営収入保険事業の事務処理のポイント（令和 4 年 6 月 22 日付け 4 経営第 949 号農林水産省経営局保険課長通知）
- ・ 農業経営収入保険に係る農業共済組合連合会等交付金交付要綱（平成 30 年 4 月 2 日付け 29 経営第 3323 号農林水産省事務次官依命通知）
- ・ 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金交付要綱（平成 30 年 4 月 2 日付け 29 経営第 3514 号農林水産省事務次官依命通知）

II-2-2 加入者等の保護等

II-2-2-1 加入者等の保護を図るための留意点

II-2-2-1-1 意義

農業共済団体が組合員又は被保険者の信頼を得て農業共済事業又は農業経営収入保険事業を実施していくためには、加入者及び加入資格を有する者（以下「加入者等」という。）の保護が図られる態勢を整備することが必要である。

II-2-2-1-2 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、加入推進に当たって加入者等の保護を図るため、以下の点に適切に取り組むよう指導するものとする。

- (1) 加入者等に対して公正な事務処理を行う。
- (2) 加入者との取引に当たっては、取引の内容等を加入者に対し、適切かつ十分な説明を行う。
- (3) 高齢者に対する加入推進は、適切かつ十分な説明を行うことが重要であることに

鑑み、内部規則等に高齢者の定義を規定するとともに、高齢者や共済・保険仕組みの特性等を勘案した上で、例えば、以下のような方法などきめ細やかな取組やトラブルの未然防止・早期発見に資する取組を含めた加入推進方法を具体的に定める。

ア 加入推進時に親族等の同席を求める方法

イ 加入推進時に複数の役職員等による加入推進を行う方法

ウ 加入申込みの検討に必要な時間的余裕を確保するため、複数回の加入推進機会を設ける方法

エ 加入推進を行った者以外の者が加入申込の受付後に高齢者へ電話等を行うことにより、高齢者の意向に沿った共済・保険仕組み内容等であることを確認する方法

また、高齢者や共済・保険仕組みの特性等を勘案した上で、加入推進内容の記録（録音、報告書への記録等）・保存や加入承諾後に契約内容に係るフォローアップを行う。

これらの高齢者に対する加入推進に係る取組について、取組の適切性等の検証等を行う。

(4) 加入者等の情報は法的に許される場合及び加入者等自身の同意がある場合を除き、第三者に開示しない。

(5) 取引先の財務情報など、個別企業に関わる情報についても、厳重かつ慎重に取り扱う。

Ⅱ－２－２－２ 重要事項等の説明

Ⅱ－２－２－２－１ 意義

農業共済制度及び収入保険制度は、加入資格や補償の内容が異なっていること、また、共済金（農業経営収入保険事業にあつては、保険金及び特約補填金。以下「共済金等」という。）の免責事由に該当する場合は共済金等が支払われないケースがあること等から、加入者等の本制度に対する理解を十分に得た上で事業を実施する必要がある。

Ⅱ－２－２－２－２ 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、引受時及び必要の都度、金融サービスの提供に関する法律（平成12年法律第101号）により義務付けられた重要事項、農業保険制度の仕組み、加入資格、補償内容、関連する他制度との関係等について、農家に十分な説明及び周知を行うとともに、以下の点に適切に取り組むよう指導するものとする。

(1) 引受時には、農業保険制度の加入資格、農家が選択できる補償内容（単位当たり共済金額、引受方式、補償水準、共済金等の支払開始損害割合等）、引受要件、免

責事由等のほか、経営所得安定対策その他制度との関係や、各種制度の組合せによる農業者負担や補填額等について、十分に説明し、各農家が契約内容を理解した上で、経営実態及び当該農家の意向に即した制度及び補償内容を選択できるようにする。

- (2) 共済掛金等及び支払共済金等について、その額だけでなく、算出根拠についても加入者に情報提供を行う。
- (3) 被害申告を行った加入者が共済金等の支払対象とならなかった場合には、その理由を当該加入者に説明する。

II-2-2-3 適正な加入推進態勢の確立

II-2-2-3-1 意義

農業共済団体が共済契約又は保険契約（以下「共済契約等」という。）の締結及び加入推進を行うに当たって、加入者等に対し虚偽のことを告げる行為、重要事項の不告知、告知義務違反を勧める行為、不利益となる事実を告げずに乗換を促す募集行為、特別の利益の提供行為、他の契約内容との比較において誤解させるおそれのあるものを表示する行為など加入者等の保護に欠ける行為は、組合員平等及び契約者平等待遇の原則に反するとともに、加入者等の保護及び他の保険・共済事業の実施者との間の不正競争を防止する観点から、してはならない。

II-2-2-3-2 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、農業共済団体及びその役職員、共済連絡員等の加入推進に携わる者が、共済契約等の締結及び加入推進に関し、加入者等又は不特定の者に対して、以下に掲げる行為をしてはならないことを指導するものとする。

- (1) 加入者等に対して、虚偽のことを告げ、又は共済契約等の契約条項のうち重要な事項を告げない行為
- (2) 加入者等が農業共済団体に対して重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行為
- (3) 加入者等が農業共済団体に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為
- (4) 加入者等に対して、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している共済契約等を消滅させて新たな共済契約等の申込みをさせ、又は新たな共済契約等の申込みをさせて既に成立している共済契約等を消滅させる行為
- (5) 加入者等に対して、共済掛金等の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為
- (6) 加入者等又は不特定の者に対して、一の共済契約等の契約内容につき他の共済契

約等の契約内容と比較した事項であって誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示する行為

- (7) 何らの名義によってするかを問わず、(5)に規定する行為の(5)の規定による禁止を免れる行為
- (8) 加入者等に対して、威迫し、又は業務上の地位等を不当に利用して共済契約等の申込みをさせ、又は既に成立している共済契約等を消滅させる行為
- (9) 加入者等又は不特定の者に対して、共済契約等に関する事項であってその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為
- (10) 加入者等に対して、共済契約等に係る共済・保険の種類を他のものと誤解させるおそれのあることを告げる行為

さらに、行政庁は、農業共済団体に対し上記(1)から(10)までに掲げる行為をしてはならないことを指導するに当たっては、農業共済団体に対し、以下の点に留意するよう併せて指導するものとする。

(a) 上記(1) 関係

- ① 共済契約等の契約条項のうち重要な事項を告げる場合は、共済契約等の種類及び性質等に応じて適正に行う。
- ② 重要な事項を告げるに当たっては、重要な事項のうち加入者等が共済・保険仕組みの内容を理解するために必要な情報(以下「契約概要」という。)と加入者等に対して注意喚起すべき情報(以下「注意喚起情報」という。)に分類した書面により行う。なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。

ア 「契約概要」の項目

- (ア) 当該情報が「契約概要」であること
- (イ) 共済・保険仕組み
- (ウ) 補償の内容

(注) 共済金等の支払事由、支払事由に該当しない場合及び免責事由等の共済金等を支払わない場合について、それぞれ主なものを記載すること。共済金等を支払わない場合が通例でないときは、特に記載すること。

- (エ) 付加できる主な特約及びその概要
- (オ) 共済責任期間若しくは保険期間(以下「共済責任期間等」という。)又は共済掛金期間
- (カ) 引受条件(共済金額等)

- (キ) 共済掛金等に関する事項
- (ク) 共済掛金等払込みに関する事項（共済掛金等払込方法、共済掛金等払込期間）
- (ケ) 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項

イ 「注意喚起情報」の項目

- (ア) 当該情報が「注意喚起情報」であること
- (イ) 告知義務等の内容

（注）危険増加によって共済掛金を増額しても共済契約等が継続できない（共済責任期間等の中で終了する）場合がある旨の事業規程及び約款の定めがあるときは、それがどのような場合であるか、記載すること

- (ウ) 共済責任期間等開始期
- (エ) 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の共済金等を支払わない場合のうち主なもの
 - （注）通例でないときは、特に記載すること
- (オ) 共済掛金等の払込猶予期間、共済契約等の失効、復活等
- (カ) 解約と解約返戻金の有無
- (キ) 特に法令等で注意喚起することとされている事項

③ 加入者等から重要な事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢を構築する。

(b) 上記（4）関係

一定金額の金銭をいわゆる解約控除等として加入者が負担することとなる場合があること、一定期間の契約継続を条件に発生する配当に関する請求権を失うこととなる場合があることなど、不利益となる事実を告げる。また、加入者等へ不利益となる事実を告げた場合、上記（a）に準じて適正に確認を行う。

(c) 上記（5）関係

農業共済団体が、加入推進に関し、加入者等に対して、各種のサービスや物品を提供する場合には、以下の点に留意して、「特別利益の提供」に該当しないものとする。

- ア 当該サービス等の経済的価値及び内容が、社会相当性を超えるものとならないこと
- イ 当該サービス等が、換金性の程度と用途の範囲等に照らして、実質的に共済掛金等の割引・割戻しに該当するものとならないこと
- ウ 当該サービス等の提供が、加入者等間の公平性を著しく阻害するものとならないこと

なお、農業共済団体は、当該サービス等の提供を通じ、他業禁止に反する行為

を行わないことについても留意する。

(d) 上記(6) 関係

- ① 共済契約等に関する表示（告げることを含む。以下同じ。）に関し、加入者等の十分な理解が得られるような措置を講じるとともに、共済・保険仕組みの特性に応じた表示とする。なお、表示には次に掲げる方法により行われるものを含むものとする。

- ア パンフレット等加入推進のために使用される文書及び図面
- イ ポスター、看板その他これらに類似するものによる広告
- ウ 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映写、演劇又は電光による広告
- エ インターネット等による広告
- オ その他情報を提供するための媒体

- ② 次に掲げるような比較表示は行わない。

- ア 客観的事実に基づかない事項又は数値を表示すること
- イ 共済契約等の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示さず一部のみを表示すること
- ウ 共済契約等の契約内容について、長所のみをことさらに強調したり、長所を示す際にそれと不離一体の関係にあるものを併せて示さないことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること
- エ 社会通念上又は取引通念上同等の共済又は保険の種類として認識されない共済契約等との比較について、あたかも同等のものとの比較であるかのように表示すること
- オ 現に提供されていない共済契約等の契約内容と比較して表示すること
- カ 他の共済契約等の契約内容に関して、具体的な情報を提供する目的ではなく、当該共済契約等を誹謗・中傷する目的で、その短所を不当に強調して表示すること

- ③ 他の共済・保険仕組み又は保険商品（以下「他の保険商品等」）との比較表示を行う場合には、書面等を用いて次の事項を含めた表示が行われ、かつ、他の保険商品等の特性等について不正確なものとならないための措置を講じる。

- ア 共済責任期間等
- イ 補償内容（共済金等を支払う場合、主な免責事由等）
- ウ 引受条件（共済金額等）
- エ 各種特約の有無及びその内容
- オ 共済掛金率又は保険料率・共済掛金等（なるべく同一の条件での事例設定を行い、算出条件を併記する。）
- カ 共済掛金等の払込方法

キ 共済掛金と共済金との関係、保険料と保険金との関係及び積立金と特約補填金との関係

ク その他加入者等の保護の観点から重要と認められるもの

(e) 上記(8) 関係

① 加入推進に当たって、加入者等を威迫する行為その他これに類似する行為として次に掲げる行為は行わない。

ア 加入者等に対し、威圧的な態度や乱暴な言葉等をもって著しく困惑させること

イ 加入推進に対する拒絶の意思を明らかにした加入者等に対し、その業務若しくは生活の平穩を害するような時間帯に執拗に訪問し、又は電話をかける等社会的批判を招くような方法により加入推進を行うこと

② 「業務上の地位等を不当に利用」とは、例えば、職務上の上下関係等に基づいて有する影響力をもって、加入者等の意思を拘束する目的で利益又は不利益を与えることを明示することをいうが、このような行為は行わない。

(f) 上記(9) 関係

次に掲げるような農業共済団体の信用又は支払能力等の表示を行わない。

① 法第53条に規定する事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案に記載された数値(以下「客観的数値等」という。)以外のものを用いて、農業共済団体の資力、信用又は支払能力等に関する事項を記載すること

② 使用した客観的数値等の出所を示さず、また、その意味について、十分な説明を行わず又は虚偽の説明をすること

③ 表示された客観的数値等が優良であることをもって、当該農業共済団体の共済契約等の支払が保証されていると誤認させること

④ 一部の数値のみを取り出して全体が優良であるかのように表示すること

⑤ 他の共済団体又は保険会社を誹謗・中傷する目的で、当該共済団体等の信用又は支払能力等に関してその劣後性を不当に強調して表示すること

(g) 告知事項・告知書

① 保険法(平成20年法律第56号)において、告知義務が自発的申告義務から質問応答義務となったことの趣旨を踏まえ、加入者等に求める告知事項は、加入者等が告知すべき具体的内容を明確に理解し告知できるものとする。

② 告知書の様式は、加入者等に分かりやすく、必要事項を明確にしたものとする。

Ⅱ－２－３ 秘密保持対応

Ⅱ－２－３－１ 意義

農業経営収入保険事業においては、加入者から青色申告書の写し等の税務書類を提出させることとしており、農業共済団体の役職員は、当該事業の実施を通じて、加入者の収入や支出の状況、所得等幅広い秘密や経営内容を知ることとなるが、当該秘密の漏えいが発生した場合には、加入者が被害を受けることに加えて、農業共済団体に対する信頼が失われ、加入者の減少により安定的な事業運営にも支障を及ぼすおそれがあるため、法において農業経営収入保険事業に係る業務に従事する者又はこれらの者であった者に対し、秘密保持義務が課せられるとともに、違反者には刑罰が課せられることとなっていることから、秘密保持の態勢を構築する必要がある。

Ⅱ－２－３－２ 指導内容

行政庁は、全国連合会に対し、農業経営収入保険に関して知り得た秘密（以下「秘密」という。）の取扱いについて、次の対応を行うよう指導するものとする。

- (1) 農業経営収入保険に関する秘密の範囲及び取扱いについて、具体的な基準を定め、役職員に周知徹底を図る。特に、当該基準において、農業経営収入保険を遂行するために必要と認められる目的以外の目的に秘密を利用することを明確に禁止する。
- (2) 秘密を業務上知り得る者を特定するとともに、秘密の管理のために、例えば、秘密へのアクセス管理、内部関係者による秘密の持出し防止のための対策の策定、外部からの不正アクセスを防御するための情報管理システムの堅牢化などの方法により、秘密の漏えいの防止を図る態勢を整備する。また、秘密の管理状況を適時・適切に検証できる態勢を整備する。
- (3) (1) 及び (2) について、農業経営収入保険事業の委託先に対しても周知徹底する。

Ⅱ－２－４ 地域集団に対する共済金支払

Ⅱ－２－４－１ 意義

事業規程附属書「農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済共済金支払規程」において、構成員の話合い等による合意形成に基づき農業の生産行程を集落を単位として計画的に遂行している集団であってその構成員に係る農産物の販売代金その他構成員の農業生産に係る金銭の全部又は一部を一括して取り扱っている等の要件を満たすもの（以下「一括支払地域集団」という。）がその構成員である組合員を代理して当該組合員に係る共済金の支払を一括して受けることを認めることを規定している組合にあっては、一括支払地域集団に対して適正かつ円滑に共済金が支払われるよう手続を行う必要がある。

Ⅱ－２－４－２ 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、以下の対応を行うよう指導するものとする。

(1) 共済金の一括支払を受けようとする一括支払地域集団の代表者が、毎年度、次の①から⑥までの事項を記載した申込書に⑦の添付書類を添えて組合等に共済金の一括支払を申し込み、組合等がこれを承諾したときは、組合等は、当該一括支払地域集団の代表者との間に共済金の一括支払に関する契約（以下「一括支払契約」という。）を締結するものとする。ただし、組合等は、④の構成員ごとの事業資金の拠出方法等が法の趣旨からみて適切でないおそれがあるときは、締結しないものとする。

- ① 一括支払地域集団の名称
- ② 一括支払地域集団の代表者の氏名及び住所
- ③ 一括支払地域集団の目的とする事業
- ④ 一括支払地域集団の事業計画（構成員ごとの事業資金の拠出額を含む。）
- ⑤ 一括支払地域集団が共済金の受領について代理しようとする組合員等（以下「一括支払対象者」という。）の氏名及び住所
- ⑥ 共済金の支払を受けようとする金融機関の口座（一括支払地域集団又はその代表者の肩書の付いた代表者名義の口座であって、個人の口座と明確に区別して識別することができるものに限る。）
- ⑦ 添付書類
 - ・ 一括支払対象者の一括支払地域集団の代表者に対する共済金の受領に関する委任状及び一括支払契約に基づき共済金が支払われることについての一括支払対象者の同意書
 - ・ 一括支払地域集団の規約その他これに類するもの（代表者がその内容が真正であることを証明したものに限る。）

(2) 一括支払契約には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 組合等は、一括支払対象者に係る共済金を一括支払地域集団の代表者に支払うものとする。
- ② 一括支払地域集団の代表者は、(1)の申込書及び添付書類の内容に変更が生じた場合には、速やかに組合等に届け出なければならないものとする。
- ③ 一括支払地域集団の代表者が、一括支払契約の締結後に、一括支払地域集団の構成員である組合員等で一括支払対象者以外のものの一括支払地域集団の代表者に対する共済金の受領に関する委任状及び一括支払契約に基づき共済金が支払われることについての当該組合員等の同意書を提出したときは、当該組合員等を一括支払対象者として取り扱うことができるものとする。

- ④ 組合等は、一括支払地域集団の経理が適切に行われていないと認める場合その他特別の事情がある場合には、一括支払対象者に対して直接共済金を支払うことができるものとする。
- (3) 組合等は、一括支払契約に従い共済金を一括支払地域集団の代表者に支払ったときは、遅滞なく、一括支払対象者に対して支払通知書を発行するとともに、振込みの方法によって行った場合には、一括支払地域集団の代表者に対して振込通知書を発行するものとする。
- (4) 一括支払地域集団の代表者は、毎年度、共済金の使用に係る報告を組合等に行うものとする。

II-2-5 農業者への迅速かつ適切な共済金等の支払に支障が生じる事態が起きる可能性への対応

II-2-5-1 意義

農業保険制度は、農業経営の安定を図るため、災害その他の不慮の事故によって農業者が受けることのある損失を補填する共済の事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動その他の事情によって農業者が受けることのある農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を行う農業保険の制度を確立し、もって農業の健全な発展に資することを目的とした制度であり、農業共済団体は、農業者に迅速かつ適切に共済金等を支払えず、結果として制度の機能が発揮されないような事態を生じさせないことが肝要である。

II-2-5-2 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、農業者への迅速かつ適切な共済金等の支払に支障が生じる可能性を低減するため、別紙1「農業保険業務におけるリスク管理ガイドライン」に基づき、適切に対応するよう指導するものとする。

また、東日本大震災を踏まえ、異常かつ激甚な非常災害が発生した場合等においても、適切な対応がとれるよう、別紙2「農業共済団体非常災害対応指針」に基づき指導するものとする。

II-2-6 業務の適切性に係るリスク管理態勢の確立

II-2-6-1 引受リスク管理態勢の確立

II-2-6-1-1 意義

引受リスクとは、経済情勢や損害の発生率等が共済掛金率又は保険料率設定時の予測に反して変動することにより、農業共済団体が損失を被るリスクをいう。

農業共済団体においては、農業共済事業又は農業経営収入保険事業の引受において、

加入者、加入規模、補償水準等によって、共済掛金率設定時に想定した状況と大幅に乖離することにより、共済（保険）事業収支に損失を被る可能性があることから、引受リスクを認識した上で、適切なリスク管理態勢を確立することが重要である。

Ⅱ－２－６－１－２ 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、以下の点に留意しつつ、各事業に関する通知等に基づく引受けの審査・検討を通じて各事業の加入状況を分析するなど業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じた適切な引受リスク管理態勢を整備するよう指導するものとする。

- (1) 理事会において、以下の項目について明確に定めた引受リスク管理に関する方針を定め、組織全体に周知する。
 - ① 引受リスク管理に関する理事会の役割・責任
 - ② 引受リスク管理担当部署の明確化、権限の付与等の組織体制に関する方針
 - ③ 引受リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールに関する方針
 - ④ 出再に係るリスク管理に関する方針
 - ⑤ 共済事業の新規実施や仕組改訂に関する方針（任意共済事業における仕組開発及び既存共済仕組みの改廃に際し、当該仕組みの共済掛金が、当該仕組内容に係る共済事故発生率、共済金支払能力等から適切なものかの検討を含む。）
 - ⑥ 危険段階別共済掛金率・保険料率の設定等リスクに応じ合理的かつ妥当な共済掛金・保険料を算定するための方針
- (2) 引受リスク管理担当部署は、引受リスク管理に関する方針に則り、以下の項目等引受リスク管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「引受リスク管理規程」という。）を理事会の承認を経て策定するとともに、当該規程を遵守したリスク管理を行う。
 - ① 引受リスク管理担当部署の役割・責任及び組織に関する取決め
 - ② 引受リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールに関する取決め
 - ③ 任意共済の引受基準（推進条件）
 - ④ 共済事業の新規実施や仕組改訂に関する取決め（任意共済事業における仕組開発及び既存共済仕組みの改廃に際し、当該仕組みの共済掛金が、当該仕組内容に係る共済事故発生率、共済金支払能力等から適切なものかの検討を含む。）
 - ⑤ 出再に係るリスク管理に関する取決め（出再先の健全性の管理に関する基準を含む。）
 - ⑥ 理事会に報告する態勢に関する取決め
- (3) 理事会は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、引受リスク管理担当部署に、定期的に又は必要に応じて随時、理事会に対して引受リスク管理の状況を報

告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備する。特に、農業共済団体の運営に重大な影響を与える事案については、理事会に対し速やかに報告させる態勢を整備する。

(4) 以下の項目等引受リスク管理について監査すべき事項を内部監査の関係規程に整備し、定期的に内部監査を実施する。また、監事監査においても、引受リスク管理態勢について監査する。

- ① 引受リスク管理態勢の整備状況
- ② 引受リスク管理に関する基本方針及び引受リスク管理規程の遵守状況
- ③ 事業の規模・特性及びリスク・プロフィールに見合った引受リスク管理プロセスの適切性
- ④ 引受リスク評価方法の妥当性
- ⑤ 引受リスク評価で利用されるデータの正確性及び完全性
- ⑥ 引受リスク評価の限界・弱点を踏まえた運営の適切性
- ⑦ 内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況

(5) 理事会は、定期的に又は必要に応じて随時、引受リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、引受リスク管理態勢について、適時に見直しを行う。

II-2-6-2 事務リスク管理態勢の確立

II-2-6-2-1 意義

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠り、又は事故・不正等を起こすことにより、農業共済団体が損失を被るリスクをいう。

農業共済団体においては、職員が正確な事務処理を怠ること、内部けん制が機能しないこと等により、共済金等の過誤払等が生じた結果、農業共済団体に損失を与える事例が多発していることから、業務運営の全てにわたって当該リスクに晒されていることを十分に認識した上で、適切な内部管理態勢を確立し、業務の適正かつ健全な運営により信頼性の確保に努めることが喫緊の課題である。

II-2-6-2-2 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、以下の点に留意しつつ、

ア 全ての業務に事務リスクが存在していることを理解させ、適切な事務リスク管理態勢の整備、事務リスクを軽減することの重要性を認識させるとともに、事務リスク軽減のための具体的な方策の整備、さらに十分にけん制機能が発揮される体制や事務に係る明確な諸規定の整備

イ 事務リスク管理態勢に係る適切な内部監査の実施

ウ 本所（本部）における支所等の事務リスク管理態勢のチェック

エ 人事管理態勢として、人事管理に当たっては、事故防止等の観点から職員を長期

間同一業務に従事させることなくローテーションを確保することの配慮、職員教育において職業倫理を盛り込むこと

など業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じた適切な事務リスク管理態勢を整備するよう指導するものとする。

- (1) 理事会において、以下の項目について明確に定めた事務リスク管理に関する方針を定め、組織全体に周知する。
 - ① 事務リスク管理に関する理事会の役割・責任
 - ② 事務リスク管理担当部署の明確化、権限の付与等の組織体制に関する方針
 - ③ 事務リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールに関する方針
- (2) 事務リスク管理担当部署は、事務リスク管理に関する方針に則り、以下の項目等事務リスク管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「事務リスク管理規程」という。）を理事会の承認を経て策定するとともに、当該規程を遵守したリスク管理を行う。
 - ① 事務リスク管理担当部署の役割・責任及び組織に関する取決め
 - ② 事務リスク管理の管理対象とするリスクの特定に関する取決め
 - ③ 事務リスク評価方法に関する取決め
 - ④ 事務リスクのモニタリング方法に関する取決め
 - ⑤ 理事会に報告する態勢に関する取決め
- (3) 理事会は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、事務リスク管理担当部署に、定期的に又は必要に応じて随時、理事会に対して事務リスク管理の状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備する。特に、農業共済団体の運営に重大な影響を与える事案又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害される事案については、理事会に対し速やかに報告させる態勢を整備する。
- (4) 以下の項目等事務リスク管理について監査すべき事項を内部監査の関係規程に整備し、定期的に内部監査を実施する。また、監事監査においても、事務リスク管理態勢について監査する。
 - ① 事務リスク管理態勢の整備状況
 - ② 事務リスク管理に関する基本方針及び事務リスク管理規程の遵守状況
 - ③ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った事務リスク管理プロセスの適切性
 - ④ 内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況
- (5) 理事会は、定期的に又は必要に応じて随時、事務引受リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、事務リスク管理態勢について、適時に見直しを行う。

Ⅱ－２－６－３ システムリスク管理態勢の確立

Ⅱ－２－６－３－１ 意義

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、組合員や被保険者、農業共済団体が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより組合員や被保険者、農業共済団体が損失を被るリスクをいう。

農業共済団体においては、農業共済事業及び農業経営収入保険事業の事務処理や経理処理等がコンピュータシステムを用いて実施されていることから、当該システムが安全かつ安定的に稼働することは、適切な業務運営及び農業共済団体に対する信頼性を確保するために必要不可欠であり、システムリスクを十分に認識した上で、適切なシステムリスク管理態勢を確立することが極めて重要である。

Ⅱ－２－６－３－２ 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、以下の点に留意しつつ、

- ア システムリスクについて十分認識させ、システムリスク管理の基本方針の策定やシステム管理体制を整備するとともに、システム障害時の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じた見直しの実施
- イ 安全対策の基本方針の策定や、システム、データ、ネットワークの管理体制を統括し当該方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者の整備
- ウ システムに係る内部監査の実施
- エ 農業共済団体におけるシステム不備により組合員又は被保険者に対し不利益を及ぼすことを防ぐため、システム開発・修正におけるプログラムミスの発生防止の措置
- オ システムに係る外部委託業務について、委託先からの監査報告等によるリスク管理の状況把握
- カ データについて機密性等を確保するためのデータ管理者の設置や、データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策等についての適切かつ十分な管理体制の整備
- キ コンティンジェンシープラン（緊急事態が発生した場合の対応手順）の策定及び緊急時体制の構築
- ク システム統合に係るリスクについて十分に認識させること及び当該リスクの管理体制の整備
- ケ 障害発生時に無用の混乱を生じさせないための適切な措置
など業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じた適切なシステムリスク管理態勢を整備するよう指導するものとする。

- (1) 理事会において、以下の項目について明確に定めたシステムリスク管理に関する方針を定め、組織全体に周知する。
- ① システムリスク管理に関する理事会の役割・責任
 - ② システムリスク管理担当部署の明確化、権限の付与等の組織体制に関する方針
 - ③ システムリスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールに関する方針（システムに係る外部委託業務に関するものを含む。）
 - ④ セキュリティポリシー（保護されるべき情報資産、保護を行うべき理由、それらについての責任の所在等を定めた組織の情報資産を適切に保護するための基本方針をいう。）
- (2) システムリスク管理担当部署は、システムリスク管理に関する方針に則り、以下の項目等システムリスク管理に関する取決めに明確に定めた内部規程（以下「システムリスク管理規程」という。）を理事会の承認を経て策定するとともに、当該規程を遵守したリスク管理を行う。
- ① システムリスク管理担当部署の役割・責任及び組織に関する取決め
 - ② システムリスク管理の管理対象とするリスクの特定に関する取決め
 - ③ システムリスク評価方法に関する取決め
 - ④ システムリスクのモニタリング方法に関する取決め
 - ⑤ 理事会に報告する態勢に関する取決め
- (3) 理事会は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、システムリスク管理担当部署に、定期的に又は必要に応じて随時、理事会に対してシステムリスク管理の状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備する。特に、農業共済団体の運営に重大な影響を与える事案又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害される事案については、理事会に対し速やかに報告させる態勢を整備する。
- (4) 以下の項目等システムリスク管理について監査すべき事項を内部監査の関係規程に整備し、定期的に内部監査を実施する。また、監事監査においても、システムリスク管理態勢について監査する。
- ① システムリスク管理態勢の整備状況
 - ② システムリスク管理に関する基本方針及びシステムリスク管理規程の遵守状況
 - ③ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったシステムリスク管理プロセスの適切性
 - ④ 内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況
- (5) 理事会は、定期的に又は必要に応じて随時、システムリスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、システムリスク管理態勢について、適時に見直しを行う。

Ⅱ－２－７ 任意共済の仕組開発に係る内部管理態勢

Ⅱ－２－７－１ 意義

農業共済団体の任意共済は、農業共済団体が自主的に仕組みの検討を行った上で仕組みの内容を事業規程に記載し、行政庁による事業規程の認可を受けて実施可能とされており、任意共済の仕組開発（仕組内容の変更を含む。以下同じ。）は、事業規程の変更を通じて行われる。

農業共済団体から任意共済の仕組開発に係る事業規程の変更認可申請が行われた場合、行政庁としては、契約内容が農業共済団体の目的に適合しているか、加入者等の保護に欠けるおそれがないか、不当な差別的取扱いをするものではないか、契約内容が公序良俗を害するものではないか等の審査を行い、適当と認めたものについては、これを認可することとしている。

このため、農業共済団体が加入者等のニーズに応え、任意共済の仕組開発を行うに当たっては、法令等を踏まえ、自己責任原則に基づき、リスク面、財務面、推進面、法制面等あらゆる観点から検討する内部管理態勢の整備が必要である。

Ⅱ－２－７－２ 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、当該農業共済団体が自ら任意共済の仕組開発を行う場合（公益社団法人全国農業共済協会が統一的に仕組開発を行う場合を除く。）には、以下の点に留意しつつ、任意共済の仕組開発に係る内部管理態勢を整備するよう指導するものとする。

（１）仕組開発に係る理事の認識及び理事会の役割

- ① 理事会において、農業共済団体の運営方針に沿った仕組開発に係る方針を明確に定める。
- ② 理事は、仕組開発に係る内部管理が適正かつ効率的で健全な業務運営の確保に重大な影響を与えることを十分認識する。
- ③ 理事会は、仕組開発に係る内部管理について、例えば仕組開発に関連する各部門の間で相互牽制等の機能が発揮されるなど、統合的に管理できる体制を整備する。
- ④ 適切な仕組開発に係る内部管理を行うため、業務に精通した人材を所要の部署に確保するための人事及び人材育成等についての方針を、理事会が明確に定める。
- ⑤ 業務運営上の観点から重要なものについては、仕組内容の概略決定に当たり、収支予測、引受リスク、コンプライアンス、推進計画、システム開発、共済仕組み特有の道徳的危険（以下「モラルリスク」という。）等についての課題及び検討内容等を理事会において議論する。

(2) 仕組開発に関与する管理者の認識及び役割

- ① 仕組開発に関連する部門の長は、自ら及び各部門の担当者が、仕組開発に係る適切な内部管理を阻害することとならないよう、内部管理についての理解・認識の徹底を図る。
- ② 仕組開発に際し、取りまとめ部門を設置している場合においては、適切な仕組開発態勢を構築するために必要な管理・指導に関連する部門に行う。また、取りまとめ部門を設定していない場合においては、仕組開発の全般について参事が内部管理の状況を統合的に管理する。
- ③ 適正かつ効率的で健全な業務運営が確保されるような仕組開発がなされるよう、仕組開発のための規程を理事会で議論した上で整備する。また、仕組開発に係る規程を充実・改善するよう適切な方策を講じる。
- ④ 仕組開発に関連する部門の長は、仕組開発を行うための組織が機能を有効に発揮できるよう、専門性も考慮しつつ適切に人員を配置する。

(3) 理事会への付議体制

共済仕組みの開発又は改廃に際し、行政庁への申請が必要なものについては、申請前に理事会に付議する。

(4) 仕組開発能力の向上のための措置

- ① 人材育成及び仕組開発能力を向上させるための方法・体制を整備し、専門性を持った人材を育成する。
- ② 共済契約の内容が加入者等の需要や利便に適合した内容となるよう、例えば加入者等に対する調査を適宜実施し活用する。

(5) 関連部門との連携

- ① 仕組開発案件の洗出しは、例えば加入者等のニーズ・事業推進面からの開発要請、引受リスク・収支改善等からの要請、コンプライアンス上の必要性等の観点からの検討など適切なプロセスにより行う。
- ② 理事会において定めた仕組開発に関する方針に沿って仕組開発を行う。開発負荷はどの程度かといった点等を勘案して、開発案件の選定を適切に実施する。
- ③ 仕組内容の概略決定に当たり、収支予測、引受リスク、コンプライアンス、推進計画、システム開発、共済仕組み特有のモラルリスク等についての課題及び検討内容等を各関連部門において議論する。なお、収支予測については、共済仕組みごとに農業共済団体の運営実態を踏まえた実現可能性の高い共済事故発生率及び業務経費その他のシナリオに基づき問題ないものとなっていることを確認する。
- ④ 関連部門は、加入拡大を重視する、例えば事業推進部門等から不当な影響を受けることなく、共済仕組みに伴うリスク、加入推進上の留意点等の課題に対する

検討を行う。また、検討内容等について、理事会又は取りまとめ部門等に対して直接、必要に応じ随時報告を行う。

- ⑤ 関連部門は、理事会又は取りまとめ部門等に対して分かりやすく、かつ、仕組開発に係わる業務運営に重大な影響を与える情報を網羅し、正確に報告する。
- ⑥ 参事や開発部門の長に権限が委ねられている仕組開発上の事項について、適切な権限行使がなされているかを定期的に点検・監査するなどの管理を行う。
- ⑦ 仕組内容については、既存の各種規程等との整合性がとれているか、表現は適当か、使用データに誤りはないか等、適正かつ効率的で健全な業務運営の確保に対するチェックを行う。
- ⑧ 農業共済団体内の態勢整備に当たっては、加入推進時のみならず、共済金支払に至るまで、加入者に対し、適切な対応が図られるよう検討を行う。
- ⑨ 約款の作成については、加入者の視点に立って、分かりやすい内容となるよう努める。なお、専門用語や法律用語の安易な使用が加入者の約款に対する理解を困難なものにすることに留意する。
- ⑩ 共済契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく把握すべく態勢を整備する。

また、保険法については、法で準用している規定があることから、当該規定に適切に対応できる態勢を整備する。

- ⑪ 仕組開発等に係るシステム開発時のチェックについては、仕組開発部門、システム部門で連携して、共済仕組みの内容に照らして取扱いの差違を生じる場合を網羅する適切かつ十分なケースを想定し、システム設計、プログラム設計及びテストを実施する。さらに、共済掛金などの重要な事項に関する計算結果については、特に重点的にチェックを実施する。

また、システム開発後のチェックについては、仕組開発部門は、新しい共済仕組みの導入後においても、必要に応じてサンプルチェック等を実施する。

(6) 申請手続のための検討体制

- ① 申請関係書類（行政庁の審査に必要と認められる資料を含む。）を作成する場合に、事前に十分に検討する。また、十分な加入推進体制整備が図られるよう、できるだけ早期に計画的に準備し、時間的余裕をもって申請を行うことができるよう努める。
- ② 各関連部門のチェックの後に全般的なチェックを実施する。また、チェックを統括する責任者を明確にする。

(7) 行政庁審査における指摘事項等に対する対応

- ① 主な指摘事項に対する検討状況や検討結果を事後的に確認可能となるよう記録する。

- ② 理事会で議論の前提となっていた収支予測、引受リスク、コンプライアンス、推進計画、システム開発等へ影響を及ぼすなど、特に重要な指摘事項については理事会で議論する。
- (8) 書類全体に係る正確性確保のための体制
書類の作成に際して、申請書類作成担当者以外の職員（メンバー）による読合せの励行等、複層的チェックを行う態勢の確立などにより、記載内容に係る正確性確保のための措置を講じる。
- (9) 仕組開発実施前の態勢
- ① 共済仕組みに係る加入推進用資料の作成・確認、契約データ管理、必要なシステム対応等の態勢が整備されるよう準備期間を設ける。
- ② 共済連絡員等の加入推進に携わる者に対し、加入者等への説明方法等の加入推進時の留意事項について十分に周知が図られるよう準備期間を設ける。
- (10) 仕組開発実施後のフォローアップ
- ① リスク管理を適切に行うために、仕組開発プロセスの中にフォローアップを組み込む。
- ② 仕組開発実施後のフォローアップについて、その視点、担当部署、時期、手法、結果の利用方法を明確に定める。
- ③ フォローアップを仕組開発実施後の適切な時点で実施する。
- ④ フォローアップ結果は理事会に対して直接、必要に応じ随時報告する。また、報告の内容は分かりやすく、かつ、正確なものとする。
- ⑤ 共済契約の引受けが内部規則に則って行われていることのチェックを実施する。
- ⑥ 共済種類別などの適切な単位ごとに収支分析や共済掛金の計算基礎率の妥当性の検証を実施する。
- ⑦ 上記⑥の検証結果等を踏まえ、必要に応じて基礎率の改定を実施する。
- ⑧ 想定外の収支の悪化やリスクの増大を防ぐために、定期的にモニタリングを行い、加入推進方針の変更、仕組内容や共済掛金率又は保険料率の改定等の対応を適時に検討するための基準を設定する。
- ⑨ 共済仕組みに対する加入者等からの意見収集などによるフォローアップの結果を、今後の仕組開発に反映させるための体制を整備する。

Ⅱ－３ 農業共済事業のニーズ調査

Ⅱ－３－１ 意義

農業共済団体は、国の基幹的な農業災害対策である農業共済事業の実施主体であることから、農業者の農業共済事業実施のニーズを適確に把握し、当該ニーズに応じて、農業共済事業を実施できる体制を整備することが必要である。

Ⅱ－３－２ 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、次の方法により、定期（年１回）に、未実施品目及び未実施方式の実施についての意向調査を行うよう指導するものとする。

（１）調査方法

① 調査機関

ア 組合等の区域

当該組合等

イ 組合等が存しない地域

当該地域が属する都道府県の特定組合又は都道府県連合会

② 調査方法

調査機関は、組合員へのアンケート調査の実施及びホームページで意見を募集する方法などにより、共済対象品目のうち当該地域で実施していない共済目的（以下「未実施品目」という。）及び引受方式（以下「未実施方式」という。）の実施について、毎年、意向調査を行う。

（２）実施の検討等

① 実施の検討

調査機関は、前年度末までに実施の要望があった未実施品目及び未実施方式について、実施するかどうかを検討し、実施しようとする場合は次により実施方法を検討する。

ア 組合等の区域の場合

i 組合等が自ら実施する。

ii 全国連合会に、未実施品目の実施の申出をする。

イ 組合等が存しない地域の場合

i 隣接する組合の区域を拡大して実施する。

ii 全国連合会に、未実施品目の実施の申出をする。

② 全国連合会との事前協議

調査機関は、①において、全国連合会に実施の申出をしようとする場合は、あらかじめ全国連合会と協議する。

（３）行政庁への事前相談

組合等が未実施品目及び未実施方式を実施するには、事業規程変更の行政庁認可や国による料率告示などが必要となるため、調査機関は、未実施品目及び未実施方式を実施しようとする場合は、都道府県の担当部署並びに農林水産省経営局保険課数理班及び保険監理官担当事業班に別紙様式例 6 を提出の上、事前に対応を相談する。

Ⅱ－４ 法令等遵守態勢の確立

Ⅱ－４－１ 法令等遵守態勢の確立

Ⅱ－４－１－１ 意義

農業保険制度の実施主体として公共的性格を有する農業共済団体は、農業保険制度に対する組合員や被保険者、国民の信頼を損なうことのないよう、他の民間組織以上に高い倫理観を保持しながら事業運営に当たることが求められる。

このため、農業共済団体は、公金の着服や虚偽の引受け等様々な不祥事を発生させることのないよう、法令等遵守態勢を確立することが必須であり、また、万一不祥事が発生した場合であっても、団体組織としての自浄作用が発揮されるよう、当該不祥事に係る原因究明と再発防止策の策定、責任の所在の明確化と関係者の処分等適確に行う必要がある。

また、法令等遵守態勢を確立するため、農業共済団体は、平成19年12月21日に「農業共済団体等のコンプライアンス態勢を確立するための具体的取組み」を全国連合会長等会議において組織決定し、その中で、「コンプライアンス態勢の確立は本来、行政からの指導の有無にかかわらず、NOSA I制度を運営する農業共済団体等自らが主体的に取り組むものであることから、本報告に基づいて、全ての組合等及び連合会で不祥事件未然防止の取組みを確実に実践していかねばならない。」と明記している。このように農業共済団体自らが主体的に法令等遵守態勢の確立に取り組むことが重要である。

(参考) 「農業共済団体等のコンプライアンス態勢を確立するための具体的取組み」

- ① コンプライアンス・プログラムの徹底した実践（コンプライアンス態勢の検証、内部監査の徹底、内部通報制度の整備・活用、遵守すべき法令の整理と周知等）
- ② 役職員のコンプライアンスに関する意識改革の徹底（研修を通じた役職員の倫理意識の高揚、日常業務を通じた役職員の意識高揚等）
- ③ 共済掛金等についての口座振替の徹底（農家への周知、役職員への周知、基礎組織への周知等）
- ④ やむを得ず現金等を扱う場合の不祥事未然防止対策（加入者への速やかな引受内容の確認、連番複写式領収書の使用、農家訪問記録の作成、当日中の入金処理若しくは金庫管理の徹底、適切な人事ローテーションの実施等）
- ⑤ 共済掛金等についての立替払い禁止の周知徹底（役職員・基礎組織への周知、内部検証体制の整備等）
- ⑥ コンプライアンスを踏まえた加入推進のあり方（役職員が一体となって目

〔 標を達成する意識の醸成、計画的・組織的な推進体制の確立、事業運営の一層の透明性の確保等〕

Ⅱ－４－１－２ 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、当該団体における法令等遵守態勢の整備、内部監査の実施、不祥事が発生した場合の対応、虚偽の引受けを防止するための取組等について、次により適切な取組を行うよう指導するものとする。

なお、都道府県は、組合（都道府県の区域を超える区域をその区域とするものを除く。）から（４）により不祥事件の報告があった場合には、速やかに当該報告を農林水産省経営局保険監理官宛て報告するものとする。

（１）法令等遵守態勢の整備

① 法令等遵守重視の姿勢の明確化

国の経営安定対策である農業保険制度を実施する者として社会的責任を全うするために法令等遵守を重視する姿勢を明確にする。

この場合においては、別紙３「コンプライアンス基本方針例」を参考に農業共済団体の姿勢を定める基本方針を策定するとともに、ホームページに掲載する方法により公開する。

また、役職員が遵守すべき具体的な行動規範を策定する。

② 法令等遵守態勢の整備のための取組

法令等遵守態勢の整備は、法令等遵守組織体制の構築及び不祥事件が発生した場合における対応方法等の在り方を内容とする規程を別紙４「コンプライアンス規程例」及び別紙５「不祥事件対応要領例」を参考に策定し、次の項目に取り組むことにより行うものとし、更に、必要に応じ、内規を整備する。

その際、法令等遵守態勢の整備の推進に関する手順、時期、手法等を示したコンプライアンス・プログラムを策定し、工程管理を行うとともに、一定期間ごとに達成状況を把握しながらその見直しを行い、より充実した法令等遵守の実現に資するものとなるよう努めるものとする。

ア 法令等遵守組織体制の構築

法令等遵守の実践を統一的かつ機動的に行うため、法令等遵守に関する事項を統括する責任者（以下「コンプライアンス統括責任者」という。）並びに法令等遵守に関する取組の企画、立案、調整及び推進を行う統括部署（以下「コンプライアンス統括部署」という。）等を設置する。

また、公益通報の処理に関する内部規則を整備する。

イ 役職員の法令等遵守意識の高揚

コンプライアンス統括責任者は、法令等遵守の実践に係る取組姿勢を役職員

に対して常に浸透させるよう努め、また、コンプライアンス統括部署に対し研修会や説明会を定期的かつ反復して開催させること等により、法令等遵守に対する役職員の意識の高揚を図る。

ウ 内部けん制機能の充実

不祥事の発生又はこれによる被害の拡大を防止するために、監査の独立性の確保、監査関係規程の整備、監事に対する継続的研修の実施等を通じて、監事による監査の充実を図る。

また、役職員自らが、定期的に、更に必要がある場合には随時、不祥事発生の有無等について内部監査を実施する。当該内部監査の実施に当たっては、(2)のとおり、独立性の確保、内部監査に係る関係規程の整備等について留意するものとする。

エ 報告制度の確立

不祥事が発生した場合には、コンプライアンス統括責任者に対し迅速かつ確実に報告がなされるよう、また、行政庁に対し必要な報告が速やかに行われるよう、コンプライアンス統括部署等の迅速な対応をシステム化すること等により、報告制度を確立する。

オ 不祥事件の再発防止策の策定等

不祥事件が発生した場合には、行政庁に対し必要な報告を迅速に行い、原因の究明と責任の所在の明確化を厳格に行った上で、有効に機能する再発防止策の策定と関係者の処分を行い、更に、これを法令等遵守態勢の見直しに反映させる。

なお、法令等遵守に違反した役職員に対しては、農業共済団体の社会的責任に鑑み、厳格に対処する必要がある。このため、職員就業規則における懲戒該当事項の明確化及び懲戒方法との対応関係等を規定するものとして、別紙6の「農業共済組合職員の懲戒処分の指針例」に基づき、懲戒処分の指針を定める。

(2) 内部監査の実施

法令等遵守態勢の確立と農業共済団体の抱える諸リスクへの対応強化を図るため、リスク管理を含む管理態勢の適切性・有効性を主要な視点として、以下の点に留意した内部監査を実施する。

- ① 原則として独立した内部監査部署を設置し、内部監査の独立性を確保する。
- ② 内部監査の担当は、知識・経験を有する職員を当該団体の規模に応じて従事させる。
- ③ 内部監査に係る実施要領等関係規程を整備する。

- ④ 内部監査は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案し、状況に応じて適切に見直すとともに、内部監査計画に基づき、少なくとも年2回、全部署を対象として実施する。
- ⑤ 監事による監査と連携し効率的に監査を実施する。
- ⑥ 抜打ち点検や外部確認の実施など内部監査の実効性の確保に留意する。
- ⑦ 内部監査で発見・指摘した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を遅滞なく作成し、役員に報告するとともに、法令等遵守を担当する部署及び各被監査部署に通知する。
- ⑧ 被監査部署は、内部監査の指摘事項について、遅滞なく改善する。なお、必要に応じて改善計画等を作成し、適切に進捗管理する。また、内部監査の担当は、各部署の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映させる。

(3) 法令等遵守態勢の確立に向けた自主的な取組の推進

上記(1)及び(2)に加え、農業共済団体自らが平成19年12月21日に組織決定した「農業共済団体等のコンプライアンス態勢を確立するための具体的取組み」等法令等遵守態勢の確立に向けた自主的な取組を推進する。

(4) 行政庁に対する不祥事件の報告

当該団体又は当該団体の役職員が、次のいずれかに該当する行為を行った場合は、不祥事件として「不祥事件報告書」(別紙様式7)により速やかに行政庁宛て報告する。

- ① 農業共済団体の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為
- ② 農業共済団体の業務を遂行するに際しての法その他の法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等に違反する行為のうち、当該業務の遂行に重大な影響を与えるもの
- ③ 現金、有価証券その他の有価物の1件当たりの金額が10万円以上の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。)
- ④ その他農業共済団体の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって①から③までに掲げる行為に準ずるもの

(5) 虚偽の引受けを防止するための取組

役職員、共済連絡員等の引受けに携わる者が加入者の同意を得ずに虚偽の引受けを行うことを防止するため、次の取組を実施する。

- ① 共済掛金等の立替払の禁止

組合又は全国連合会の役職員、共済連絡員等の引受けに携わる者による共済掛金等の立替払は、禁止する。

② 共済掛金等の納入方法

組合員又は被保険者からの共済掛金等の納入方法は、口座振替を基本とした現金以外の方法とする。

ただし、次の場合は、現金による方法もできることとする。

なお、虚偽の引受けの防止だけでなく、金融犯罪から農業者の財産をより厳格に保護する観点からも、現金による方法が極力少なくなることが適切である。このことを踏まえ、口座振替を基本とした現金以外の納入方法の推奨に係る農業者の理解を得る活動、余裕をもった口座振替日の設定や口座振替ができなかった場合における共済掛金等の口座振込用の払込票の迅速な作成等現金による方法を極力少なくするための工夫等について強力に取り組むものとする。

ア 組合員又は被保険者が、組合又は全国連合会（共済掛金等の徴収業務の委託を受けた委託先を含む。）を訪問して納入する場合

イ 組合員又は被保険者が、金融機関の口座を持たず、かつ、近隣に組合又は口座振込が可能な金融機関がない場合、組合員又は被保険者が、現金による方法（アを除く。）でなければ加入しないことを明示した場合その他のやむを得ない事情がある場合であって、その職場の長の事前承認を得たとき

③ 納入告知書の組合員又は被保険者への送付等

組合又は全国連合会は、各事業を担当している部署ではなく、総務担当部署から、共済掛金等の納入告知書を組合員又は被保険者に郵送又は配布する。

④ 加入承諾書及び納入告知書の発行

組合は、加入承諾書及び納入告知書の発行に当たっては、必ずりん議決裁等により参事等責任者の了承を得るものとする。

⑤ 現地確認等の徹底

引受けに当たっては、各事業の引受事務に関する取扱要領等に基づき、現地確認等を徹底するとともに、必要に応じ、組合員に聴取調査を行う。

⑥ 虚偽の引受けの防止策等を整備した内規の策定

①及び②の取組、（3）の自主的な取組及び次に掲げる事項など虚偽の引受の防止策等を整備した内規を策定し、的確に取り組む。

ア 加入申込書等における組合員又は被保険者が記入すべき欄について、職員による代筆・代印を行う場合の取扱い

なお、当該取扱いには、以下の事項を盛り込むこととする。

a II-1-18-2の（2）の①に基づき、自筆が困難な障がい者等への代筆・代印を行う場合

- b 骨折等のやむを得ない事由により相当の期間自筆ができない者に限り、Ⅱ-1-18-2の(2)の①に準じて、代筆・代印を行う場合(代筆・代印理由の記録、複数の職員による確認等虚偽の引受けの防止策等)
- イ ②により現金収納ができないこととされている場合に用いる口座振替以外の収納方法(口座振込、コンビニ収納(収納代行サービス)等)
- ウ イの収納方法における具体的な運用方法、必要に応じた不正防止策
- エ 現金による収納方法における具体的な運用方法、不正防止策(農業者が職場を訪問して納入する際の複数名での対応の徹底、集金する場合のその職場の長の事前承認及び事後確認、集金時の現金預り証の配布、現金による収納時の対応方法の農業者への周知徹底等)

Ⅱ－５ 合併等の推進

Ⅱ－５－１ 意義

法第95条に「農業共済団体は、共済事業の効率化を図るため、相互に連携し、合併の推進その他共済事業の実施体制の改善に努めるものとする。」と規定されている。

農業共済制度は、台風、冷害等により広範かつ甚大な被害に度々見舞われる我が国の農業にとって必要不可欠なものであることから、その運営主体である農業共済団体は、農家のために将来にわたって安定的に事業を実施し得るよう実施体制強化の取組を推進する必要がある。

Ⅱ－５－２ 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、次の取組を推進するよう指導するものとする。

また、行政庁は、（１）により組合が策定した改善計画について、半期ごとにその進捗状況を把握し、農業共済団体に対し、必要な指導・助言を行うものとする。

（１）実施体制の改善計画の策定

組合は、実施体制強化の取組を計画的に推進するため、策定年度を含めた5年度間における実施体制の改善に向けた計画（以下「改善計画」という。）を、総会（総代会）の議決を経て策定し、遅滞なく行政庁に報告する。その後も、毎年度、改善計画について検証を行い、必要に応じて、総会（総代会）の議決を経て改定（改善計画の対象期間の最終年度が終了した場合は、当該改善計画の対象期間の最終年度の翌年度に総会（総代会）の議決を経て新たに策定）し、遅滞なく行政庁に報告する。

改善計画には、以下の事項について検討し、その結果を盛り込む。

- ・ Ⅱ－１－１の役員体制（特に員外役員や常勤役員の登用等）
- ・ Ⅱ－１－５の効率的な運営の推進
- ・ Ⅱ－２－１の加入推進、引受け、損害評価等の適正実施、Ⅱ－３の農業共済事業のニーズ調査への対応
- ・ Ⅱ－４－１の法令等遵守体制の確立
- ・ （２）の1県1組合化、全国連合会との特定合併、特定組合同士の合併等の組織再編

（２）合併の推進

① 農業共済団体の合併は、

- ・ 役員定数の削減を始めとした組織のスリム化、組合等及び連合会の事務の統合など業務の簡素化・効率化による運営コストの削減

- ・限られた人員・組織の下での職員配置の合理化、内部監査の充実等ガバナンスが強化された組織体制の構築及び農家サービスの維持・向上
- ・区域内の農家に対して均質な内容の補償の提供、多数の者の危険分散による制度のより安定的な運営

等の課題に対処するための有効な手段である。

このため、平成 28 年 6 月 28 日の全国連合会長等会議において農業共済団体自ら「収入保険制度の導入に併せて行われる農業災害補償制度の見直しについて」の中で、「速やかに全県で 1 県 1 組合化を完了させるべく、その推進に努める」と組織決定していることを踏まえ、1 県 1 組合となっていない組合及び都道府県連合会にあっては、1 県 1 組合化の早期達成に向けて検討を加速化する。

また、1 県 1 組合となった組合にあっては、全国連合会との特定合併や特定組合同士の合併を検討する。

- ② 農業共済団体は、組合員による自主的な運営による組織であることに鑑み、①の検討及び準備に当たっては、組合員自らが組織決定を行う必要があることから、組合員への周知、十分な話し合い等を経た上で、総会等における方針の議決等の必要な対応を図る。
- ③ 農業共済団体は、1 県 1 組合への移行や特定合併等を行うに当たって、総会等における議決など法令等に基づく諸手続が必要であることから、当該手続を適切に行う。

(3) 組合から全国連合会への事業譲渡

農業共済事業は、農業者のセーフティネットとして継続的に実施されることが必要であることから、組管内の農家数の減少等により、当該組合では事業の継続が難しい場合は、一義的には合併による事業継続を検討するが、相手方との合併協議が進まない場合等において、緊急避難的に全国連合会への事業譲渡も検討する。

Ⅱ－６ 合併手続

Ⅱ－６－１ 意義

農業共済団体は、上記Ⅱ－５の合併等の推進による農業共済団体の合併に当たっては、法令等を遵守しつつ合併が適正に行われ、合併後の農業共済団体が円滑に運営されるよう合併の手続を進める必要がある。

Ⅱ－６－２ 指導内容

行政庁は、農業共済団体に対し、農業共済団体の合併が次の留意事項や必要な手続に沿って適切に行われるよう指導するものとする。

(1) 合併とその効果

合併（新設合併又は吸収合併（特定合併を含む。））は、合併しようとする農業共済団体間の契約により行われるが、この合併契約の法律的效果として当事者たる農業共済団体の一部又は全部が解散消滅し、その解散消滅した農業共済団体（以下「解散農業共済団体」という。）の権利義務が清算手続によらず包括的に合併後存続する農業共済団体（以下「存続農業共済団体」という。）又は合併によって設立する組合（以下「新設組合」という。）（以下「合併後の農業共済団体」という。）に承継されるので、特約をもって一部又は全部の承継移転を免れることはできない。

(2) 合併に伴う一般的留意事項

① 組合員資格

合併により解散消滅した組合（以下「解散組合」という。）の組合員は、自動的かつ包括的に合併後の農業共済団体の組合員となる。ただし、解散組合の定款による組合員資格と合併後の農業共済団体の定款による組合員資格とが一致しないときは、解散組合の組合員であっても合併後の農業共済団体の組合員たり得ない者が出てくる可能性があるが、その場合の当該組合員に係る経過措置については（3）のとおりとする。

② 役員、総代及び損害評価会委員

合併により、解散農業共済団体の役員、総代及び損害評価会の委員は、当然には合併後の農業共済団体の役員、総代及び損害評価会の委員とはならないため、組合の解散消滅により当然その地位を失うことになる。

吸収合併の場合において存続農業共済団体が役員又は総代の定数を増加しようとするときは、定款の定数の規定を変更し、欠員の補欠選挙を行う。損害評価会の委員を増員するには総会等の承認を得て組合長（特定合併の場合は、全国連合会の会長）が任命すればよいが、事業規程でその定数が規定されているので、まず事業規程変更の手続が必要である。

(3) 合併に伴う経過措置

当該合併の効力発生以前にその共済責任期間（家畜共済については共済掛金期間。以下同じ。）が満了した共済関係及び合併当時その共済責任期間が経過中の共済関係に基づく権利義務は、法第72条（法第93条において準用する場合を含む。）により合併後の農業共済団体に包括的に継承されることとなる。その場合の共済責任期間が経過中の共済関係の処理については、次のアからケまでのとおりとする。

ア 組合員資格

解散組合の組合員であった者が合併後の農業共済団体の組合員資格を有するか否かにかかわらず、当該共済目的についての当該共済責任期間に係る共済関係は、合併後の農業共済団体との間に存続するものとする。

イ 共済金額

合併によっても、経過中の共済関係に係る共済金額は合併前に定めていたとおりとする。

ウ 基準共済掛金率等

農作物基準共済掛金率等及び果樹基準共済掛金率等並びに農作物共済、家畜共済、収穫共済、樹体共済、畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済の共済掛金率は、合併前に定めていたとおりとする。

なお、解散組合が危険段階別の共済掛金率を定めていた場合にあっては、危険段階の設定方法及び各危険段階別の共済掛金率は合併前に定めていたとおりとする。

エ 保険関係・再保険関係

合併時に存する保険関係・再保険関係については、合併前の単位ごとの保険関係・再保険関係として合併後の農業共済団体に承継される。

オ 損害評価

合併後の農業共済団体が行う農作物共済及び果樹共済の損害評価は、合併前の農業共済団体の区域を単位として損害評価高を集計認定し、連合会は、合併前の農業共済団体の区域を単位として損害評価高を認定する。したがって、保険金、交付金等は合併後の農業共済団体宛て支払われるが、その算定に当たっては、合併前の農業共済団体の区域を単位として算定される。

(4) 合併の手続

① 予備協議

合併は、総会等の議決による農業共済団体間の意思の合致を要することから、次の事項等について、あらかじめ協議検討しておく必要がある。

- ア 事業の実施状況
 - イ 農業共済団体の財務会計状況
 - ウ 財産の内容
 - エ 合併の方式
 - オ 合併の期日
 - カ 定款変更案又は新定款案の骨子
 - (ア) 目的
 - (イ) 名称
 - (ウ) 区域
 - (エ) 事務所の所在地
 - (オ) 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定
 - (カ) 事業の種類
 - (キ) 役員の数及び選挙又は選任に関する規定
 - (ク) 準備金の額及びその積立ての方法
 - (ケ) 剰余金の処分及び不足金の処理に関する規定
 - (コ) 公告の方法
 - (サ) 総代会を設ける場合には、総代の定数及び選挙に関する規定
 - (シ) その他重要事項
 - キ 事業規程変更案又は新事業規程案の骨子
 - (ア) 共済事業の種類別の共済目的の種類に関する事項（特定合併にあつては、共済事業の種類別の共済目的の種類及び実施区域に関する事項）
 - (イ) 共済金額に関する事項
 - (ウ) 共済掛金及び事務費に関する事項
 - (エ) 共済責任に関する事項
 - (オ) 業務の委託に関する事項
 - (カ) 損害評価会に関する事項
 - (キ) 法第 163 条第 1 項の規定による事業に関する事項（特定合併の場合は、同条第 3 項の規定による事業に関する事項）
 - (ク) その他重要事項
 - ク 事業計画変更案又は新事業計画案の骨子
 - ケ 合併の議決をするための総会等の招集日時
 - コ 新設合併の場合には、各組合選出の設立委員数及び選出方法等
- ② 合併予備契約の締結
- 関係農業共済団体は、予備協議における検討結果に基づき、合併予備契約（関係農業共済団体の総会等において承認された場合には、合併契約として効力を生

ずる契約をいう。以下同じ。) の案を作成し、関係農業共済団体の理事会において合併予備契約締結の意思決定を行った上、関係農業共済団体の長が合併予備契約書を作成する。

- ③ 合併の議決（法第 67 条第 1 項（法第 93 条において準用する場合を含む。））
合併の議決をするための総会等は、それぞれの農業共済団体において招集する。その総会等において、議題に供すべき主な事項は次のとおりである。

ア 合併の議決

予備協議における検討結果及び合併予備契約に基づき、次に掲げる事項について報告して合併の可否を決定する。

- (ア) 相手農業共済団体の事業の実施状況、財務会計の状況、財産の内容
- (イ) 合併後の処理問題
- (ウ) 定款変更案又は新定款案
- (エ) 事業規程変更案又は新事業規程案
- (オ) 事業計画変更案又は新事業計画案
- (カ) その他重要事項

イ 合併予備契約の承認

ウ 新設合併の場合は、設立委員の選任（法第 70 条）

- ④ 財産目録及び貸借対照表の作成（法第 68 条第 1 項（法第 93 条において準用する場合を含む。））
- ⑤ 異議申立ての公告又は催告（法第 68 条第 2 項（法第 93 条において準用する場合を含む。））
- ⑥ 弁済等の必要措置（法第 69 条（法第 93 条において準用する場合を含む。））
- ⑦ 設立行為（法第 70 条第 1 項）

新設合併の場合には、関係組合の総会等において各組合の組合員の中から選任された設立委員が共同して定款等の作成、役員選任（任期 1 年以内）、事業計画書作成等の設立に必要な行為を行う。

- ⑧ 合併の認可申請（法第 67 条第 2 項及び第 3 項（法第 93 条において準用する場合を含む。）並びに規則第 36 条）

合併の認可申請は、新設合併の場合は設立委員、吸収合併の場合は存続農業共済団体の理事がこれをしなければならない。

合併の認可申請書に添付すべき書類は次のとおりである。

ア 解散農業共済団体の名称及び住所を記載した書面

イ 合併の理由を記載した書面

ウ 合併後の農業共済団体の定款等及び事業計画書

エ 合併関係農業共済団体の合併を議決した総会等の議事録の謄本及び合併契約

書の謄本

オ 財産目録、貸借対照表及び事業報告書

カ 法第 68 条第 2 項（第 93 条において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは相当の担保を供し、若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託をしたこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

キ 新設合併の場合には、新設組合の役員の氏名及び住所を記載した書面並びにこれらの役員の選任及び新設組合の定款、事業規程、事業計画書及び合併契約書の謄本の作成が設立委員によってなされたものであることを証する書面

⑨ 事務引継ぎ

事務引継ぎは吸収合併にあつては、弁済等必要措置の終了後直ちに解散農業共済団体の理事から合併後の農業共済団体の理事に対し行う。新設合併にあつては、設立行為の終了後直ちに、設立委員から合併によって設立した組合の理事に対し行う。

⑩ 合併の登記（法第 71 条並びに組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）第 8 条、第 11 条第 1 項第 2 号、第 13 条、第 20 条、第 21 条、第 24 条及び第 25 条）

存続農業共済団体にあつては変更の登記、解散農業共済団体にあつては解散の登記、新設組合にあつては設立の登記をする。

合併の登記は行政庁の認可書の到達した時から主たる事務所の所在地においては 2 週間以内に、従たる事務所の所在地においては 3 週間以内にこれをしなければならない。ただし、吸収合併の場合に、存続農業共済団体の従たる事務所の所在地における登記は、名称、主たる事務所の所在場所及び従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所に変更が生じた場合に限り、するものとする。

吸収合併の場合は、合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

ア 法第 68 条第 2 項（法第 93 条において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

イ 解散農業共済団体（当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書

新設合併の場合は、合併による組合の設立の登記の申請書には定款及び合併後の組合を代表すべき者の資格を証する書面のほか、上記吸収合併の場合に添付する書面を添付しなければならない。

農業共済団体の合併に係る設立、変更又は解散の登記の申請については合併後の農業共済団体の理事が行う。

⑪ 行政庁への報告

登記申請人は、行政庁に登記完了の報告をする。

(5) 共済事業を行っている市町村の区域を含めて合併する場合

共済事業を現に行っている市町村から組合に対し共済事業を移譲する場合の手続は法律上存在しない。したがって、このような場合には次の方法によるものとする。

当該市町村の区域を除いて合併しようとする組合の区域についてまず農業共済団体の合併を行い、その後に当該市町村において法第 111 条第 2 項により共済事業の全部を廃止する条例を制定するとともに、合併後の農業共済団体は区域の定款変更により当該市町村の区域を編入する。

ただし、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済の共済関係に係る共済責任期間の経過中に共済事業の全部を廃止したときは、法第 111 条第 4 項において準用する法第 66 条の規定により当該市町村との間に存する農作物共済、果樹共済及び畑作物共済の共済関係は当該市町村の共済事業の全部廃止の条例が発効したときに終了し、一方、合併後の農業共済団体との間には共済関係は成立させ得ないから、当該共済責任期間については当該市町村の区域内に住所を有する者は法の対象外におかれることになる。

したがって、共済事業の実施に関する条例の廃止に関する条例を制定するに当たっては、以上の点につき充分留意し、当該条例の施行の際その共済責任期間が経過中の農作物共済、果樹共済又は畑作物共済に係る共済関係が存する場合には当該条例の附則を下の例に準じて定めることにより、農業者が法の対象外におかれることのないよう市町村に対し必要な助言を行うこと。

(附則) この条例は、(4月1日)から施行する。ただし、この条例の施行の際現に共済事業の実施に関する条例に基づいて存する(表)についての農作物共済に係る共済関係については、なおその効力を有する。

(6) 市町村に対する共済事業の移譲

法第 102 条に基づき、組合の申出により市町村が共済事業を実施する場合の具体的な手続等については、関係法令等に基づき適切に対応する。

Ⅲ 農業共済団体に対する指導項目に係る監督手法・対応

Ⅱの農業共済団体に対する指導項目に係る監督手法・対応は、次のとおりとする。

(1) 事務費賦課承認の事前ヒアリング等各種ヒアリングや業務報告書の提出等オフサイト・モニタリング又は法第 208 条若しくは第 209 条に基づく検査の結果により、農業共済団体の運営がⅡの農業共済団体に対する指導項目に沿って適切に実施しているか確認するものとする。

(2) (1) の確認により、Ⅱの農業共済団体に対する指導項目に沿った運営が実施されていない等問題点が把握された場合には、早期の改善に向けた取組を求めるものとする。

特に、不祥事件が発生した農業共済団体に対する措置については、以下のとおりとする。

① 農業保険法以外の法令に違反する行為により、農業共済団体が組織として当該法令に基づく処分を受けた場合には、法第 208 条に基づき、当該事案が発生した原因、当該事案に係る責任の所在や法令等遵守態勢の整備その他の再発防止策等について報告を求める。

② 不祥事件の報告を受けた際は、以下のアからウまでの要因について確認する。

ア 事案の重大性・悪質性

事案の重大性・悪質性について、以下の要素を斟酌して判断するものとする。ただし、以下の点に準じる場合や他に考慮すべき事項がある場合があることに留意することとする。

(ア) 公益侵害の程度

例えば、農業共済団体が、その実施する事業について著しく適正性を欠くなど、公益を著しく侵害していないか。

(イ) 被害の程度

- i 広範囲にわたって多数の者が被害を受けたか。
- ii 個々の加入者が深刻な被害を受けたか。

(ウ) 行為自体の悪質性

例えば、加入者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、漫然と同様の行為を行っていないか。あるいは法令違反であることを認識しているにもかかわらず、引き続き同様の行為を行っていないか。

(エ) 不祥事件が行われた期間や反復性

- i 不祥事件が行われた期間や発覚するまでの期間が長期にわたっていないか。

「長期」の判断は、期間中の内部監査の実施の有無、管理者のチェック機能の頻度等を勘案し、個別に判断することとするが、おおむね1年以上の場合は、原則として「長期」として認識する。

- ii 過去に、当該団体において不祥事件が発生し、再発防止策を講じるとしながら、同様の不祥事件がおおむね3年以内に繰り返し発生していないか。

(オ) 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたものか、過失によるものか。

(カ) 組織性の有無

- i 不祥事件が担当者個人の判断で行われたものか。管理者も関わっていないか。さらに役員の関与はあったのか。
- ii 当事者が単独で不祥事件を起こした場合ではなく複数の者が同時にそれぞれ不祥事件を起こしていたり、不祥事件が複数の当事者により共謀して行われていないか。
- iii 不祥事件の当事者が農業共済団体の役員又は管理者である場合や農業共済団体の役員又は管理者の指示を受けて不祥事件が行われていた場合など農業共済団体の役員又は管理者が関与していないか。

(キ) 隠蔽の有無

- i 問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったのか。
- ii 不祥事件と認識した後、役員又は管理者が把握していたにもかかわらず、隠蔽していたか。
- iii 不祥事件の発生部署において不祥事件と認識した後、本来行われるべき内部報告が行われなかった結果、農業共済団体としての対応が行われていない場合は、隠蔽があると判断する。
- iv 不祥事件の報告や調査の過程で虚偽の報告を行った場合も、i 又は ii と同様に隠蔽があると判断する。

(ク) 反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力の関与はなかったか。関与がある場合にはどの程度か。

イ 行為の背景となった法令等遵守態勢の適切性

例えば、法令等遵守態勢の確立に係るⅡ-4-1-2の指導内容について適切に取り組まず、法令等遵守態勢が整備されていない、又は有効に機能していないなど、不祥事件の背景となった農業共済団体の法令等遵守態勢に問題があるか。

ウ 農業共済団体の行為の法令等違反の有無

例えば、農業共済団体が要領等を定めた上で行った行為が違法である場合など、農業共済団体の行為が法令等に違反していないか。

- ③ ②のアからウまでの要因については、ヒアリングや必要な資料の提出を求めることにより、その事実関係について確認を行い、具体的には次の対応をとるものとする。

ア ②のアの事案の重大性・悪質性に問題があるおそれがある場合、②のイの法令等遵守態勢に問題があるおそれがある場合又は②のウの法令等に農業共済団体の行為が違反するおそれがある場合においては、必要に応じて、法第 208 条に基づき、当該事件に関する事実関係や事実認識、当該事件の背景や原因及び法令等遵守態勢の整備その他の再発防止策等について報告を求める。

イ ②のアからウまでについて問題となるおそれがない場合においては、不祥事件報告を最終報まで受理し、再発防止策等の徹底を指導する。

- ④ ①又は③のアの場合において、次に例示する場合のように、事案の重大性・悪質性及び法令等遵守態勢の問題が極めて高い場合には、法第 210 条第 1 項に基づく必要措置命令又は同条第 2 項に基づく監督上必要な命令を発出する。

ア 不祥事件の内容が全国の農業共済団体への信頼を著しく損なうものである場合

イ 法第 208 条に基づく報告徴求に基づき提出された再発防止策が有効に機能していない場合

ウ 農業共済団体の責任追及、改善取組姿勢に問題があり、命令により再発防止策等の実施を担保する必要がある場合

例えば、不祥事件を認識した後、直ちに行うべき事実関係・発生原因の調査、組合員への説明、再発防止策の策定・実践等を怠っている場合、迅速に行政庁への報告を行わない、行政庁の調査・指導に対して協力的でない場合、不祥事件の報告や調査の過程で虚偽の報告や検査の忌避を行った場合には、農業共済団体の取組姿勢に問題があると判断する。

上記以外の場合には、①又は③のアによる報告徴求に基づき報告された再発防止策等について、フォローアップを行う。

- ⑤ ④において、法第 210 条第 1 項に基づく必要措置命令の前提となる法第 208 条に基づく報告徴求を行うことが適当でないような緊急性のある場合には、報告徴求を行わずに法第 210 条第 2 項に基づく監督上必要な命令を発出する。

- ⑥ ④により行う必要措置命令又は監督上必要な命令の内容には、例えば以下の項目が考えられる。さらに、事案に応じて必要な事項を加えることで、不祥事件の再発防止のための具体的な改善措置及び達成期限、達成までの一定期間ごとに取

るべき事項を可能な限り定量的に明示した工程表を明らかにさせて取り組ませることとする。

ア 不祥事件の発生から現在に至るまでの責任の所在の明確化

イ 農業共済団体全体としての法令等遵守態勢の確立（全部署における内部けん制体制の機能の確保を含む。）

ウ 内部監査体制の整備、実効性の確保

エ ア～ウを内容とする再発防止策の策定及び実践

オ 再発防止策の進捗・運用状況の客観的把握と検証体制の構築

(3) (2) の③のアのほか、オフサイト・モニタリングや検査結果により、法令等違反のおそれがあり、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等を守っているかどうかを知るために必要がある場合は、法第 208 条に基づき事実関係等について報告を徴求して確認するものとする。また、当該報告徴求において、改善を図る必要があると認められる場合には、改善に向けた対応策等の提出を求めるものとする。

(4) (2) の④のほか、法第 208 条に基づく報告徴求又は法第 209 条に基づく検査を行った結果、農業共済団体の業務又は会計が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等に違反すると認める場合は、法令等違反の早期是正を求めるため、法第 210 条第 1 項に基づき必要措置命令を発出する。

(5) (2) の④のほか、オフサイト・モニタリング、検査結果又は法第 208 条に基づく報告徴求により、事業が適正かつ効率的に実施されておらず、農業共済団体に改善しようとする姿勢や取組が認められない場合など、自主的な改善に委ねては改善が図られないと認められる場合は、法第 210 条第 2 項に基づき監督上必要な命令を発出する。

IV 農業共済団体の監督の事務処理上の留意点

IV-1 監督事務の流れ

IV-1-1 オフサイト・モニタリング

(1) 業務運営の状況の把握等

所管する農業共済団体の業務の状況を把握するため、農業共済団体に対し、毎年度、通常総会等終了後に速やかに業務報告書の提出を求めるものとする。

検査と検査の間においても農業共済団体の適正性・効率性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うことが重要であることから、事務費賦課承認の事前ヒアリング等の各種ヒアリング又は提出された業務報告書等により農業共済団体の業務運営の状況を把握する。

また、農業共済団体から提出のあった各種情報の迅速かつ効率的な分析を行うとともに、検査結果のフォローアップ、不祥事件等の報告等の監督事務を通じて農業共済団体の執行管理・業務運営の検証を行い、その分析及び検証の結果を農業共済団体へ還元するとともに必要に応じてヒアリングを行い、業務運営の適正性・効率性の確保に向けた自主的な取組を促すものとする。

(2) 監督上の対応

執行管理・業務運営の有効性、適正性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、ヒアリングを行い、必要な場合には法第 208 条に基づき、報告又は資料の提出を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

また、重大な問題があり、農業共済団体に改善しようとする姿勢や取組が認められない場合など、自主的な改善に委ねては改善が図られないと認められる場合には、法第 210 条第 1 項に基づく必要措置命令又は同条第 2 項に基づく監督上必要な命令を発出するものとする。

IV-1-2 検査部局との連携

農業共済団体に対する検査と監督事務との連携を以下のとおり行うものとする。

IV-1-2-1 本検査着手前

本検査着手に当たって、監督担当部局は、検査責任者に対し、農業共済団体の現状について、以下の説明を行うものとする。

- (1) 前回検査から当該時点までの当該農業共済団体の主な動き（事業実績の増減、役員の変替等）
- (2) オフサイト・モニタリングの分析結果（直近の予算・決算の分析結果を含む。）
- (3) 監督担当部局のヒアリングの結果
- (4) 監督上の措置（法第 208 条に基づく報告徴求、行政処分等）の発動及びフォロー

アップの状況

- (5) 監督担当部局として検査で重視すべきと考える点
- (6) その他（不祥事件報告等）

IV-1-2-2 検査終了後

監督担当部局は、検査指摘内容の把握と監督事務の円滑な実施を図るため、検査部局が検査終了後に実施する検査結果説明会に出席するなど、検査結果の報告を必ず受けるものとする。

IV-1-2-3 報告命令の発出等

- (1) 監督担当部局は、原則として検査書の交付日と同日付で、農業共済団体に対し、当該検査書における指摘事項のうち必要と認めるものについて、事実確認、発生原因分析、改善策等を取りまとめた報告書をおおむね1か月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、法第208条に基づき求めるものとする（様式については、別紙様式8を参照）。
- (2) 上記報告書の提出後、必要に応じ農業共済団体からヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、検査担当部局とも密な連携を図るものとし、検査責任者又はこれに準ずる者及び検査書の審査を担当した者又はこれに準ずる者の出席を原則として確保するものとする。
- (3) 検査結果及び(1)の報告書の内容等により、法令等遵守態勢等業務運営の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第208条に基づき次回検査までの間定期的に報告を求めるものとする。

なお、検査結果又は法第208条に基づく報告書の内容により、農業共済団体の業務又は会計に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等に違反する事項が認められるときは、法第210条第1項に基づき必要な措置を採るべき旨を命ずるものとする。

また、検査結果又は法第208条に基づく報告書の内容等により、共済事業又は保険事業を適正かつ効率的に行わせるため特に必要があるときは、法第210条第2項に基づき業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をするものとする。

- (4) 上記(1)又は(3)により報告書が提出された場合及び法第210条に基づく命令を発した場合は、監督担当部局は検査担当部局へ報告するものとする。

Ⅳ－１－３ 農業共済団体に関する苦情等

Ⅳ－１－３－１ 苦情等を受けた場合の対応

農業共済団体に関する苦情等を受けた場合、申出の内容に応じて、申出人に対し次のように対応する。

(1) 申出の内容が、公益通報又は公益通報に該当する可能性のある場合

当該申出が、農業共済団体の使用人からのものであって、その内容が、当該使用人の労務提供先で行われた違法行為や法令に基づく処分への違反行為であるため、公益通報又は公益通報に該当する可能性のあるものである場合は、「農林水産省における外部の労働者等からの公益通報等への対応に関するガイドライン」（平成18年3月31日付け17消安第13896号消費・安全局長通知）に沿って対応するものとする。

(2) 申出の内容が、農業共済団体との個別の契約に関するものの場合

当該申出の内容が、申出人と農業共済団体との個別の契約に関するもの場合は、行政庁は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び法令等に基づき農業共済団体の適正性・効率性を確保することが職務であることを明確に説明し、必要に応じ、当該農業共済団体の苦情・相談窓口を紹介するものとする。

(3) 申出の内容が、違法行為、不当行為又はこれらに当たるおそれのある行為である場合

当該申出の内容が、違法行為、不当行為又はこれらに当たるおそれのある行為である場合（上記（1）又は（2）に該当する場合を除く。）は、次のように対応するものとする。

- ① 当該申出が、その内容についての処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下（3）において同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下（3）において同じ。）をする権限を有する農業共済団体の監督担当部局に対してされた場合は、内容を精査の上、必要な調査を行う。調査の実施に当たっては、当該申出人の秘密を守るため、当該申出人が特定されないよう十分配慮する。

調査の結果、申出の事実が確認された場合は、法令に基づく措置その他適切な措置をとる。

なお、申出内容が他の部局又は行政機関に関係する事案については、その経過記録や調査結果を当該他の部局又は行政機関に提供する。

- ② 当該申出が、その内容についての処分又は勧告等をする権限を有しない部局に対してされた場合は、申出人に対し、当該申出についての処分又は勧告等をする権限を有する他の部局又は行政機関を遅滞なく教示する。

ただし、当該通報が匿名の者からされた場合など、当該通報者の連絡先が不明

である場合にはこの限りではない。

また、必要に応じ、その申出内容を当該他の部局又は行政機関に連絡するとともに、その後の申出人からの問合せ状況及び当該他の部局等による申出内容への対応状況についての情報の共有を図ることとする。

IV-1-4 法解釈の照会

IV-1-4-1 照会を受ける内容の範囲

法令等その執行権限を有する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むとともに、当該照会を関係部局に回付するものとする。

IV-1-4-2 照会に対する回答方法

- (1) 本監督指針、審議会等の答申・報告、法の解説書等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。
- (2) 回答に当たって判断がつかないもの等については、農林水産省経営局保険課へ連絡する。
- (3) 農林水産省経営局保険課は、照会の内容又はこれに対する回答の内容が法令の解釈等広く一般に知らしめる必要のある先例としての価値を有すると判断した場合には、書面による回答を行い、当該回答書面を関係部局に配布するものとする。

IV-2 法令等に係る事務処理上の留意事項

IV-2-1 行政庁が行う認可・承認等

行政庁が行う認可・承認等に係る手続は、以下によるものとする。

IV-2-1-1 組合の設立及び解散、都道府県連合会の権利義務の承継並びに農業共済団体の合併及び定款等の変更

IV-2-1-1-1 申請書類

組合の設立、解散及び合併、都道府県連合会の権利義務の承継並びに農業共済団体の定款等の変更の認可に係る申請書の受理に当たっては、法令に規定されたものを含め、申請者に対し次の書類の提出を求めるものとする。

なお、審査を行う上で必要となる報告書（定款等の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合においては、必要に応じ当該報告書の提出を求めるものとする。

(1) 組合の設立に係る認可申請書類

- ① 設立認可申請書（様式については、別紙様式9を参照）
- ② 理由書
- ③ 定款等
- ④ 事業計画書
- ⑤ 理事及び監事の氏名及び住所を記載した書面
- ⑥ 設立経過報告書
- ⑦ 法第26条に規定する発起人の名簿
- ⑧ 法第27条に規定する設立準備会の開催手続に関する書類（設立目論見書、設立準備会公告の写し）
- ⑨ 法第28条に規定する設立準備会の開催に関する書類（定款等作成委員名簿、設立準備会の議事録の写し）
- ⑩ 法第29条に規定する創立総会の開催に関する書類（創立総会の開催公告の写し、農作物共済加入資格者の総数の3分の2以上の同意書の写し、創立総会の議事録（謄本））
- ⑪ その他必要な書類（役員就任承諾書の写し等）

(2) 農業共済団体の解散に係る認可申請書類

- ① 解散認可申請書（様式については、別紙様式10を参照）
- ② 理由書
- ③ 解散を議決した総会の議事録の謄本
- ④ 財産目録

- ⑤ 貸借対照表
- ⑥ 事業報告書
- ⑦ 清算人名簿
- ⑧ その他必要な書類（総会招集通知の写し、理事会議事録の写し、定款（定款において、残余財産の帰属先を総会等の議決を経て指定するとしている農業共済団体にあっては、残余財産の帰属先を決定した総会等の議事録の謄本）等）

（3）都道府県連合会の権利義務の承継

法第 73 条第 1 項の規定に基づく都道府県連合会の権利義務の承継の認可申請に当たっては、農業共済団体に対し、次の書類の提出を求めるものとする。

- ① 都道府県連合会の権利義務承継認可申請書（様式については、別紙様式 11 を参照）
- ② 特定組合成立の経過
- ③ 事務所の所在地
- ④ 組合の定款等及び事業計画書
- ⑤ 規則第 37 条第 1 項に規定する事由が発生した時点における都道府県連合会の財産目録、貸借対照表及び事業報告書
- ⑥ 規則第 37 条第 1 項に規定する事由が発生する原因となった合併に係る行政庁の認可書及び登記簿謄本

（4）農業共済団体の合併に係る認可申請書類

Ⅱ－6 を参照。

（5）農業共済団体の定款等の変更に係る認可申請書類

- ① 定款等変更認可申請書（様式については、別紙様式 12 を参照）
- ② 理由書
- ③ 定款等変更条文新旧対照表
- ④ 定款等全文（現行のもの）
- ⑤ 定款等変更の議決をした総会等議事録（謄本）
- ⑥ その他必要な書類（総会等招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

なお、定款等の変更に係る届出に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

- ① 定款等変更届（様式については、別紙様式 13 を参照）
- ② 理由書
- ③ 定款等変更条文新旧対照表

- ④ 定款等全文（現行のもの）
- ⑤ 定款等変更の議決をした総会等議事録（謄本）
- ⑥ その他必要な書類（総会等招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

Ⅳ－２－１－１－２ 認可に当たっての主な着眼点

組合の設立、解散及び合併、都道府県連合会の権利義務の承継並びに農業共済団体の定款等の変更に関する認可を行う場合は、次の事項（組合の解散及び都道府県連合会の権利義務の承継の認可にあつては、形式的事項に限る。）について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとする。

（１）形式的事項

- ① 申請書は正規の申請者から認可権者宛てに提出されているか。
- ② 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。
- ③ 定款は法第 35 条に、事業規程は法第 36 条に規定する事項が全て網羅されているか。
- ④ 認可申請に係る決定手続きは法第 58 条、第 60 条等に照らし、適法に行われているか。

（２）内容に関する事項

- ① 目的、事業等の基本的事項は、法の規定に照らし適正か。
- ② 事業の執行及び会計に関する規定は、適正かつ効率的な運営ができるものとなっているか。
- ③ 組合員に関する規定は、法第 20 条の規定の範囲内となっているか。
- ④ 事務費の賦課等経費の分担に関する規定は、組合員間又は被保険者間の公平性が確保できるものとなっているか。
- ⑤ 役員に関する規定は、農業共済団体の機能が十全に発揮され、適正かつ効率的な運営ができるものとなっているか。
- ⑥ 総会等に関する規定は、法の規定に照らし適法に行われるものとなっているか。
- ⑦ 実施を予定している事業について、法の規定を逸脱したものとなっていないか。

Ⅳ－２－１－１－３ 留意事項

認可申請のあつた変更後の定款等の内容が、法第 35 条第 4 項に基づき行政庁の定める模範定款例、法第 36 条第 4 項に基づき行政庁の定める模範事業規程例と同じ場合には、速やかに認可するものとする。

これら模範例と異なる定款等を有する組合の設立又は農業共済団体の定款等の変更の認可申請がなされた場合においては、模範例に比して、団体運営の適正性及び効率性がより高まる場合には、速やかに認可することとし、そうでない場合には、合法性

はもとより当該団体の実情に照らし合理性があるか等を厳正に審査するものとする。

IV-2-1-2 任意共済事業に係る事業規程の認可に係る審査上の留意点等

農業共済団体から、法第30条第1項又は第58条第2項の規定に基づき、任意共済事業に係る事業規程の設定又は変更に係る認可申請があった場合は、IV-2-1-1-2の認可に当たっての主な着眼点及びIV-2-1-1-3の留意事項に基づく審査に加え、当該認可申請の内容が、法第36条第4項に基づき行政庁の定める模範事業規程例と同じ場合を除き、特に以下の点に留意して審査することとする。

また、都道府県は、当該認可申請の内容が、同項に基づき行政庁が定める模範事業規程例と異なる場合には、農林水産省経営局保険監理官に相談することとする。

IV-2-1-2-1 審査要領

(1) 事業規程の設定又は変更の認可を行う場合には、次に掲げる要件（変更の認可に当たっては、①及び②を除く。）に適合するか慎重に審査するものとする。

① 当該農業共済団体が事業を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、収支の見込みが良好であること

② 当該農業共済団体が、その人的構成等に照らして、事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること

③ 事業規程に記載された事項のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものが次に掲げる基準に適合するものであること

ア 共済契約の内容が、加入者の保護に欠けるおそれのないものであること

イ 共済契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと

ウ 共済契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること

エ 加入者の権利義務その他共済契約の内容が、加入者にとって明確かつ平易に定められたものであること

オ 共済掛金の算出方法が、合理的かつ妥当なものであり、また特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと

(2) 事業規程の設定又は変更の認可に際しては、当該事業の確実な実施を図るため、上記(1)の要件を確保するために必要最小限の条件を付すことができる。

IV-2-1-2-1-1 補償内容

- (1) 補償内容が加入者等の需要及び利便に適合しているか。
- (2) 適正な事故発生率が組み込まれているか、補償の内容が偶然性及び損害の填補性を有しているかなど、共済性の有無に係る検討が十分行われているか。
- (3) 支払事由に比して極端に高額な共済金が支払われるものや免責事由が極端に少ないもの、あるいは実損額を上回る共済金が支払われるものなどについては、射倖性が高いものとなっていたり、モラルリスクが生じやすいものとなっていないか、検討が十分に行われているか。
- (4) 支払事由が明確なものとなっているか。

IV-2-1-2-1-2 事業を行う地域

共済契約の加入推進地域を合理的な理由なく制限するなど、差別的取扱いとなっていないか。

IV-2-1-2-1-3 共済仕組みの名称（約款又は特約の名称）

共済仕組みの名称から想起される権利義務その他の内容が、加入者等に誤解させるおそれのあるものとなっていないか。

IV-2-1-2-1-4 危険選択

- (1) モラルリスクを排除する方策を適切に講じているか。
- (2) 逆選択の混入を避けるため、補償等の内容や共済金の水準など仕組内容に適切な対応が図られたものとなっているか。

IV-2-1-2-1-5 告知項目

加入者に求める告知項目は、農業共済団体が危険選択を行う上で必要なものに限定されているか。

IV-2-1-2-1-6 免責事由

免責事由については、公序良俗に反するものや農業共済団体の業務運営に影響を及ぼすような巨大リスクの排除に係るものなど公平性、合理性の点から問題のない内容や明確な内容となっているか。

IV-2-1-2-1-7 告知義務違反に基づく契約解除期間

告知義務違反に基づく契約解除期間が、加入者の保護の観点から、不当に長期間のものとなっていないか。

IV-2-1-2-1-8 共済金額・共済責任期間

- (1) 共済金額・共済責任期間が、公序良俗の観点から問題のない設定となっているか。
- (2) 共済金額又は損害を填補する割合、免責金額の設定については、モラルリスク排除の観点から適切な検証を行った上で設定されているか。

IV-2-1-2-1-9 解約返戻金の開示方法

解約返戻金については、共済証券等に表示する、計算方法等を約款等に掲載するなど、加入者に明瞭に開示するための措置を講じているか。

IV-2-1-2-1-10 保険法対応

保険法においては、加入者を保護するために加入者に不利な約款内容を無効とする片面的強行規定が設けられており、当該規定を潜脱するような事業規程及び約款の内容となっていないかどうか以下の点に留意して審査を行うこととする。

なお、これらに加え、無効、解除、免責、失効等、共済金を支払わないこととなる事由については、保険法において任意規定とされている規定もあるが、当該規定に係る事業規程及び約款の内容によっては、片面的強行規定に抵触する場合（例えば、危険増加後に発生した共済金給付事由の全てを免責とする場合など）もあり得ることに留意する。

(1) 告知義務違反による解除

- ① 告知制度が加入者からの自発的申告義務から農業共済団体が告知を求めたものについての質問応答義務になったことを踏まえた事業規程及び約款の規定となっているか。
- ② 農業共済団体の役職員、共済連絡員等の加入推進に携わる者による告知妨害又は不告知教唆があった場合は、農業共済団体は共済契約を解除できないことを事業規程及び約款に明確に規定しているか。

ただし、当該規定については、農業共済団体の役職員、共済連絡員等の加入推進に携わる者による告知妨害又は不告知教唆がなかったとしても加入者が告知事項について事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められるときは適用されないことに留意する。

(2) 重大事由による解除

重大事由による解除の規定は、解除権が濫用されることのないよう、加入者の故意による共済金給付事由の発生（保険法第30条第1号）及び加入者の共済金給付請求の詐欺（同法第30条第2号）以外の事項を定めようとする場合は、当該内容に比肩するような重大な事由であることが明確にされているか。

IV-2-1-2-2 共済数理

事業規程のうち共済掛金の算出方法に関する事項の審査に当たっては、特に以下の点に留意することとする。

IV-2-1-2-2-1 共済掛金

- (1) 共済掛金の算出方法については、充分性や公平性等を考慮して、合理的かつ妥当なものとなっているか。
 - (2) 共済掛金については、加入者群団間及び共済の種類間等で、不当な差別的扱いをするものとなっていないか。
 - (3) 事故発生率については、合理的かつ客観的な基礎データに基づいて算出が行われ、かつ、基礎データの信頼度に応じた補正が行われているか。
 - (4) 予定利率については、共済の種類、共済責任期間、共済掛金の払込方法、運用実績や将来の利回り予想等を基に、合理的かつ長期的な観点から適切な設定が行われているか。
 - (5) 予定利率変動型共済仕組みの予定利率については、加入者の保護の観点から、恣意性のない合理的な見直しルールが定められているか。
 - (6) 補償等の内容の改定に伴って、共済掛金率の改定を行っていない場合において、共済掛金率改定の必要性について十分な検証を行っているか。
- (注) 比較的長期にわたり共済掛金率改定を行っていない共済仕組みについては、適宜、共済掛金率水準の妥当性等について検証が必要となることに留意する。

IV-2-1-2-2-2 割増引制度

- (1) 割引の新設（改定を含む。）については、当該割引が数理的にみて合理的であるとともに、他の割増引制度との整合性、割引導入後の収支均衡、加入者間の公平性確保等に照らして問題がないものとなっているか。
- (2) 過去の共済金支払実績に基づく割増引制度（共済掛金の調整を行うものを含む。）については、恣意的なデータの選択を行うことなく、入手可能な実績データを合理的に勘案するものとなっているか。特に、入手可能な信頼性及び客観性の高い実績データが存在するにもかかわらず、これを使用せず、又は、実績データの信頼度に応じた補正を行わないものとなっていないか。

IV-2-1-3 事務費の賦課額（負担額）及び賦課方法（負担方法）の承認及び報告

IV-2-1-3-1 申請・報告書類

農業共済団体の事務費の賦課（農業経営収入保険事業にあつては、負担。以下同じ。）額及び賦課方法に係る行政庁への承認申請及び報告に当たっては、農業共済団体に対し、次の書類の提出を求めるものとする。

- (1) 組合の都道府県に対する事務費賦課承認申請書（別紙様式 14）
- (2) 都道府県連合会の農林水産省に対する事務費賦課承認申請書（別紙様式 15）
- (3) 組合等の連合会への支払賦課金に係る都道府県への報告書（別紙様式 16）
- (4) 全国連合会の農林水産省に対する事務費負担承認申請書（別紙様式 17）

IV-2-1-3-2 承認に当たっての着眼点

農業共済団体の事務費の賦課承認を行う場合は、次の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとする。

- (1) 形式的事項
 - ① 申請書は正規な申請者から承認権者宛てに提出されているか。
 - ② 申請書類の内容は正確なものとなっているか。
 - ③ 決定手続は法第 58 条、第 118 条等に照らし、適法に行われているか。
- (2) 内容に関する事項
 - ① 賦課金は、毎事業年度、農業共済団体の事業の業務執行に必要とする事務費予定額（業務支出）から、国が負担する事務費その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額となっているか。
 - ② ①の事務費予定額（業務支出）は、農業共済団体が事業を適正かつ効率的に実施する上で、真に必要な金額となっているか。
 - ③ ①の事務費予定額（業務支出）、その他の収入予定額等の算定基礎となる事業計画は、最近の事業実績等と比較して妥当なものとなっているか。
 - ④ 賦課金の賦課方法は、事業規程に適合しつつ、組合員間又は被保険者間の公平性が確保できるものとなっているか。

IV-2-1-3-3 留意事項

事務費の賦課承認に当たっては、農業共済団体から事業計画、運営の基本方針、役員職員の状況、業務収支等について事前にヒアリングを行い、賦課金の額及び賦課方法が適正なものとなっているかを確認するものとする。

V 行政指導等を行う際の留意点等

V-1 行政指導等を行う際の留意点

農業共済団体に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行政行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。

(1) 一般原則（行政手続法第32条）

- ① 行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。特に以下の点に留意すること。
 - ア 行政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理解を得ているか。
 - イ 相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず、行政指導を継続していないか。
- ② 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。特に以下の点に留意すること。
 - ア 行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意しているか。
 - イ 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、行政指導を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがあり得る場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するものではないことに留意しているか。

(2) 申請に関連する行政指導（行政手続法第33条）

申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。特に以下の点に留意すること。

- ① 申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断しているか。
- ② 申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意しているか。特に以下の点に留意すること。
 - ア 申請者が行政指導に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の行使を妨

げるようなことをしていないか。

イ 申請者が行政指導に従わない旨の意思表示を明確には行っていない場合、行政指導を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保していないか。

ウ 申請者が行政指導に従わない意思を表明した場合には、行政指導を中止し、提出された申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。

(3) 許認可等の権限に関連する行政指導（行政手続法第34条）

許認可等を行う権限又は許認可等に基づく処分を行う権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせていないか。特に以下の点に留意すること。

- ① 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為又は不作為を求めているか。
- ② 行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。

(4) 行政指導の方式（行政手続法第35条）

① 行政指導を行う際には、相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。特に以下の点に留意すること。

ア 相手方に対して求める作為又は不作為の内容を明確にしているか。

イ 当該行政指導をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。

ウ 個別の法律に根拠を有する行政指導を行う際には、その根拠条項を示しているか。

エ 個別の法律に根拠を有さない行政指導を行う際には、当該行政指導の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。

② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第35条第4項各号に該当する場合を除く。）。特に以下の点に留意すること。

ア 書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付しているか。

イ 単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはいえないことに留意しているか。

（注）書面交付を拒みうる「行政上特別の支障」がある場合とは、書面が作成者

の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。

V-2 面談等を行う際の留意点

行政庁の職員が農業共済団体の役職員と面談等（面談、電話、電子メール、ファックス等によるやりとりをいう。以下同じ。）を行うに際しては、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。
- (2) 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- (3) 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。
- (4) 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- (5) 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後に速やかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政庁の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

VI 行政処分を行う際の留意点

農業共済団体において、法令等遵守態勢、執行態勢等に問題があると認められる場合、行政庁は、適宜、適切に、行政処分などの監督措置を行う必要がある。

行政庁による監督措置については、透明性、衡平性が求められていることに鑑みて、行政庁が行政処分を発動する際に把握しておくべき基本的な事務の流れ、処分を検討する際に勘案すべき要因その他の留意点等は、以下のとおりである。

VI-1 行政処分に関する基本的な事務の流れについて

VI-1-1 行政処分

行政庁が農業共済団体に行う主要な行政処分としては、①法第 208 条に基づく報告徴求、②法第 210 条第 1 項に基づく必要措置命令、③法第 210 条第 2 項に基づく監督上必要な命令、④法第 212 条第 1 項に基づく役員の変更の命令、⑤法第 212 条第 2 項に基づく役員解任の命令、⑥法第 212 条第 3 項に基づく解散命令があるが、これらの発動に係る基本的な事務の流れについては、本監督指針で他に具体的に示されている場合を除き、以下のとおりである。

(1) 法第 208 条に基づく報告徴求

- ① 検査やオフサイト・モニタリング（ヒアリング、不祥事件報告）を通じて、農業共済団体の法令等遵守態勢、執行態勢、リスク管理態勢、不祥事件の事後措置等に問題があると認められるときは、法第 208 条に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。
- ② 報告を検証した結果、更に精査する必要があると認められる場合においては、同条に基づき、追加報告を求めることとする。

(2) 法第 208 条に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

(1) の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、業務の適正性・効率性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、当該団体の自主的な改善への取組を求めることが可能な場合においては、任意の報告、ヒアリング等を通じて上記（1）において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。

(3) 法第 210 条第 1 項に基づく必要措置命令

上記（1）の報告（追加報告を含む。）を検証した結果等において、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等に違反すると認められるときは、法第 210 条第 1 項に基づき、必要な措置を採るべき旨を命じることを検討する。

(4) 法第 210 条第 2 項に基づく監督上必要な命令

上記（1）の報告（追加報告を含む。）を検証した結果等において、例えば、農業共済団体の自主的な取組では改善が図られないと認められる場合などにおいては、

法第 210 条第 2 項に基づき、事業につき、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすることを検討する。

(5) 法第 212 条第 1 項に基づく役員改選の命令

農業共済団体に対し、上記 (3) の必要措置命令又は (4) の監督上必要な命令を発出したにもかかわらず、当該団体が当該命令に従わない場合は、法第 212 条第 1 項に基づき、役員改選を命ずることを検討する。

例えば、一部の理事による独断専横のため、理事会が機能していないなどにより、改善に向けた真摯な取組が組織として行われていない場合には、本措置を命ずることを検討する。

(6) 法第 212 条第 2 項に基づく役員解任の命令

農業共済団体に対し、上記 (5) の役員改選の命令を発出した場合において、当該団体が同命令に違反して指定期間内に役員改選手続を開始せず、又は開始しても完了しなかったときは、その違反の程度、解任命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、当該団体の役員を解任するか否かを判断する。

(7) 法第 212 条第 3 項に基づく解散の命令

農業共済団体に対し、上記 (3) の必要措置命令又は (4) の監督上必要な命令を発出した場合において、当該団体が同命令に違反したときは、役員改選又は解任命令を持ってしても実効を期待し得ない等その違反の程度、解散命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、当該団体を解散するか否かを判断する。

上記 VI-1-1 の (3) から (7) までの行政処分を検討する際には、以下の (1) から (3) までに掲げる要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味することとする。

(1) 当該行為の重大性・悪質性

① 公益侵害の程度

農業共済団体が、その実施する事業について著しく適正性を欠くなど、公益を著しく侵害していないか。

② 被害の程度

広範囲にわたって多数の者が被害を受けたかどうか。個々の加入者等が深刻な被害を受けたか。

③ 行為自体の悪質性

例えば、加入者等から多数の苦情を受けているにもかかわらず引き続き同様の行為を行う、あるいは法令違反であることを認識しているにもかかわらず引き続き同様の行為を行うなど、農業共済団体の行為が悪質であったか。

④ 行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去同様の違反行為が行われたことがあるか。

⑤ 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

⑥ 組織性の有無

当該行為が担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。さらに役員の関与があったのか。

⑦ 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

⑧ 反社会的勢力の関与の有無

反社会的勢力の関与はなかったか。関与がある場合にはどの程度か。

(2) 行為の背景となった執行管理態勢及び業務運営態勢の適切性

① 役員や理事会の法令等遵守に関する認識や取組は十分か。

② 内部監査の体制は十分か、また適切に機能しているか。

③ 法令等遵守やリスク管理の体制は十分か、また適切に機能しているか。

④ 業務担当者の法令等遵守に関する知識は十分か、また組織内教育が十分に
なされているか。

(3) 行政処分の軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、農業共済団体が自主的に業務の改善のための取組を行っているといった軽減事由があるか。

VI-1-2 標準処理期間

VI-1-1の(3)から(7)までの処分をしようとする場合には、上記VI-1-1の(1)の報告書を受理したとき又は不祥事件の報告を受理したときから、原則としておおむね1か月以内を目途に行うものとする。

(注1) 「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

① 複数回にわたって法第208条に基づく報告を求める場合(直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。)には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。

② 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等(軽微なものは除く。)を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。

(注2) 行政手続法第13条第1項第1号に基づく聴聞に要する期間は、標準処理期間に含まれない。

(注3) 標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

VI-1-3 法第210条に基づく必要措置命令又は監督上必要な命令の履行状況の報告義務の解除

法第210条第1項に基づく必要措置命令又は同条第2項に基づく監督上必要な命令を発出する場合には、当該命令に基づく農業共済団体の業務改善に向けた取組をフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、命令の履行状況の報告を求めることとするが、以下の点に留意するものとする。

- (1) 法第210条第1項に基づく必要措置命令又は同条第2項に基づく監督上必要な命令を発出している農業共済団体に対して、当該団体に発出した命令の履行状況について期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来するまでの間に報告を行うことにより、当該団体の報告義務は解除される。
- (2) 法第210条第1項に基づく必要措置命令又は同条第2項の監督上必要な命令を発出している農業共済団体に対して、当該団体に発出した命令の履行状況について期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、当該命令を発出する要因となった問題に関して、当該命令に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該命令の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告や検査結果等により把握した命令の取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

VI-2 行政手続法との関係等

(1) 行政手続法との関係

農業共済団体に対し上記VI-1-1の(6)及び(7)の不利益処分をしようとする場合は、行政手続法第13条第1項第1号に基づき聴聞を行うとともに、同法第14条に基づき処分の理由を示さなければならないことに留意する。

(注) 農業共済団体に対する上記VI-1-1の(6)及び(7)以外の処分は、行政手続法第4条第2項第2号に基づき、同法第2章及び第3章の適用除外となる。

(2) 行政不服審査法との関係

農業共済団体に対し、不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。

(3) 行政事件訴訟法との関係

農業共済団体に対し、上記VI-1-1の(1)及び(3)から(7)までの処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

VI-3 意見交換制度

VI-3-1 意義

不利益処分を行おうとする場合、農業共済団体からの求めに応じ、監督担当部局と農業共済団体との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

VI-3-2 監督手法・対応

法第208条に基づく報告徴求に係るヒアリング等の過程において、不利益処分が行われる可能性が高いと認識した農業共済団体から、当局の幹部(注1)と当該団体の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合(注2)であって、当局が当該意見交換が必要と判断したときは、緊急に処分する必要がある場合を除き、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等について認識を共有するための意見交換の機会を設けることとする。

(注1) 当局の幹部の例：農林水産省経営局保険課長又は保険監理官

(注2) 農業共済団体からの意見交換の機会の設定の求めは、当局が、当該不利益処分の原因となる事実についての法第208条に基づく報告書等を受理したときから、当該処分を行うまでの間になされるものに限る。

VI-4 関係監督担当部局との連携及び連絡

農林水産省において組合における不祥事件等や不適正な業務運営を知り、当該組合の所管都道府県がこれを知らないときは、知った情報を所管都道府県に連絡するものとする。

また、都道府県において連合会における不祥事件等や不適正な業務運営を知り、農林水産省がこれを知らないときは、農林水産省経営局保険監理官宛て報告するよう求めるものとする。

VI-5 処分の公表に関する考え方

上記VI-1-1の(3)から(7)までの処分については、他の農業共済団体にお

いて、同様の事案の発生を抑制する観点から、原則として、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。

別添 参考文書集

以下は、農業共済団体の監督行政を行う担当官として了知しておくことが必要と考えられるものである。

それぞれの文書の性格は区々であるが、その趣旨・目的は各文書に記されているとおりである。

1. 告示及び事務次官依命通知

(1) 農作物共済関係

- ・ 農業保険法第 136 条第 1 項の農林水産大臣が定める区分及び農業保険法施行規則第 87 条第 1 項（同令附則第 8 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による引受方式の選択の方法を定める件（平成 30 年 3 月 14 日農林水産省告示第 539 号）
- ・ 農作物共済基準収穫量等設定準則を定める件（平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第 640 号）
- ・ 農作物共済損害認定準則を定める件（平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第 639 号）
- ・ 農業保険法施行規則第 96 条第 2 項の全損耕地支払開始割合等を定める件（平成 30 年 3 月 27 日農林水産省告示第 629 号）
- ・ 農業保険法施行規則第 97 条第 2 項及び附則第 8 条第 1 項の規定による減収量の調整の方法を定める件（平成 30 年 3 月 27 日農林水産省告示第 630 号）
- ・ 農業保険法施行規則第 98 条第 1 号の規定による農作物の品質の程度に応じた収穫量の調整の方法を定める件（平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第 641 号）
- ・ 農業保険法施行規則第 209 条第 2 項（同令第 230 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農作物共済に係る再保険金及び保険金の限度額の算定方法を定める件（平成 30 年 3 月 14 日農林水産省告示第 553 号）
- ・ 農業保険法施行規則附則第 9 条第 1 項の農林水産大臣の定める基準及び同条第 2 項の農林水産大臣が定める率を定める件（平成 30 年 3 月 27 日農林水産省告示第 632 号）
- ・ 水稻及び陸稲に適用する 1 キログラム当たり共済金額の範囲を定める件（各年産の 1 キログラム当たり共済金額は、毎年農林水産大臣が告示）
- ・ 麦に適用する 1 キログラム当たり共済金額の範囲を定める件（各年産の 1 キログラム当たり共済金額は、毎年農林水産大臣が告示）
- ・ 農作物共済に係る共済掛金標準率等を定める件（共済掛金標準率等は、3 年ごとに農林水産大臣が告示）

(2) 家畜共済関係

- ・ 農業保険法第 12 条の規定に基づき、家畜共済の共済掛金国庫負担金の限度額を定める件（平成 30 年 3 月 27 日農林水産省告示第 623 号）
- ・ 農業保険法施行規則第 3 条第 3 項第 2 号の農林水産大臣が定める係数を定める件（平成 30 年 3 月 14 日農林水産省告示第 544 号）
- ・ 農業保険法施行規則第 40 条第 1 号の牛の出生後第 5 月の月の末日前の日及び同条第 2 号の馬の出生の年の末日前の日を定める件（平成 30 年 3 月 14 日農林水産省告示第 546 号）
- ・ 農業保険法施行規則第 106 条ただし書の規定による死亡廃用共済の共済金額の調整の方法を定める件（平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第 643 号）
- ・ 死亡廃用共済共済価額設定準則を定める件（平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第 644 号）
- ・ 農業保険法施行規則第 107 条第 2 項第 2 号の農林水産大臣が定める金額を定める件（平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第 645 号）
- ・ 農業保険法施行規則第 107 条第 2 項第 2 号の規定による牛の出生の日における価額の算定の方法を定める件（平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第 646 号）
- ・ 農業保険法施行規則第 107 条第 4 項の規定による肉豚の価額の算定の方法を定める件（平成 30 年 3 月 27 日農林水産省告示第 631 号）
- ・ 農業保険法施行規則第 109 条及び第 112 条第 2 項第 1 号の農林水産大臣が定める金額を定める件（平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第 647 号）
- ・ 農業保険法第 144 条第 1 項の農林水産大臣が定める区分を定める件（平成 30 年 3 月 27 日農林水産省告示第 625 号）
- ・ 農業保険法施行規則附則第 18 条の農林水産大臣が定める基準を定める件（平成 30 年 3 月 27 日農林水産省告示第 633 号）
- ・ 農業保険法施行規則第 49 条第 1 項第 3 号の農林水産大臣が指定する疾病又は不慮の傷害を定める件（平成 30 年 3 月 14 日農林水産省告示第 548 号）
- ・ 農業保険法施行規則第 74 条第 2 項第 3 号の農林水産大臣が指定する届出伝染病を定める件（平成 30 年 3 月 14 日農林水産省告示第 549 号）
- ・ 家畜共済損害認定準則を定める件（平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第 642 号）
- ・ 農業保険法附則第 3 条第 1 項の農林水産大臣が定める特定の疾病を定める件（平成 30 年 3 月 14 日農林水産省告示第 543 号）
- ・ 農業保険法施行規則第 117 条第 1 項及び第 166 条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める

点数等を定める件（平成 30 年 10 月 1 日農林水産省告示第 2154 号）

- ・ 農業保険法施行規則第 117 条第 1 項及び第 166 条の規定に基づき、農林水産大臣が定める 1 点の価額を定める件（平成 30 年 10 月 1 日農林水産省告示第 2155 号）
- ・ 農業保険法第 145 条第 1 項の農林水産大臣が定める金額並びに農業保険法施行規則第 116 条の農林水産大臣が定める率及び農林水産大臣が定める事由を定める件（農林水産大臣が定める金額並びに率及び事由は、3 年ごとに農林水産大臣が告示）
- ・ 農業保険法施行規則第 109 条の農林水産大臣が定める率を定める件（農林水産大臣が定める率は、3 年ごとに農林水産大臣が告示）
- ・ 家畜共済に係る共済掛金標準率等を定める件（共済掛金標準率等は、3 年ごとに農林水産大臣が告示）

（3）果樹共済関係

- ・ 農業保険法第 148 条第 1 項の農林水産大臣が定める区分及び農業保険法施行規則第 119 条第 1 項（同令附則第 11 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による引受方式の選択の方法を定める件（平成 30 年 3 月 14 日農林水産省告示第 540 号）
- ・ 果樹共済損害認定準則を定める件（平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第 648 号）
- ・ 農業保険法施行規則附則第 12 条第 4 項第 1 号の農林水産大臣が定める暴風雨を定める件（平成 30 年 3 月 14 日農林水産省告示第 558 号）
- ・ 果樹共済標準収穫量等設定準則を定める件（平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第 649 号）
- ・ 果樹共済基準収穫量等設定準則を定める件（平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第 650 号）
- ・ 農業保険法施行規則附則第 12 条第 1 項第 1 号の共済目的の種類ごとに農林水産大臣が定める面積を定める件（平成 30 年 3 月 14 日農林水産省告示第 557 号）
- ・ 農業保険法施行規則第 213 条第 2 項及び第 234 条第 2 項において準用する同令第 209 条第 2 項の規定に基づき、果樹共済に係る再保険金及び保険金の限度額の算定方法を定める件（平成 30 年 3 月 14 日農林水産省告示第 554 号）
- ・ 農業保険法施行規則第 131 条第 2 号及び同令第 133 条において準用する同令第 98 条第 1 号の規定による品質の程度に応じた収穫量の調整の方法を定める件（平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第 651 号）
- ・ 農業保険法第 148 条第 5 項の規定に基づき、同項の規定により農林水産大臣が定める特定の収穫共済の共済目的の種類の詳細区分を定める件（平成 30 年 12 月 7

日農林水産省告示第 2660 号)

- ・ 果実の 1 キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件 (各年産の農林水産大臣が定める金額は、毎年農林水産大臣が告示)
- ・ 農業保険法施行規則第 129 条第 3 号並びに第 131 条第 4 号イ及びロの規定による調整の方法を定める件 (平成 30 年 3 月 30 日農林水産省告示第 710 号)
- ・ 果樹共済に係る共済掛金標準率等を定める件 (共済掛金標準率等は、3 年ごとに農林水産大臣が告示)

(4) 畑作物共済関係

- ・ 農業保険法第 153 条第 1 項の農林水産大臣が定める区分及び農業保険法施行規則第 140 条第 1 項 (同令附則第 17 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定による引受方式の選択の方法を定める件 (平成 30 年 3 月 14 日農林水産省告示第 541 号)
- ・ 農業保険法施行規則第 152 条第 3 号の農林水産大臣が特定の地域及び類区分について定める桑の発芽期前の日を定める件 (平成 30 年 3 月 14 日農林水産省告示第 551 号)
- ・ 畑作物共済基準収穫量等設定準則を定める件 (平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第 654 号)
- ・ 農業保険法施行規則第 148 条第 2 項の全損耕地支払開始割合及び同項第 1 号の規定による全損耕地減収量の調整方法を定める件 (平成 30 年 3 月 14 日農林水産省告示第 550 号)
- ・ 畑作物共済損害認定準則を定める件 (平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第 652 号)
- ・ 農業保険法施行規則第 149 条第 1 項第 1 号の規定による農作物の糖度に応じた収穫量の調整の方法等を定める件 (平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第 653 号)
- ・ 農業保険法施行規則第 216 条第 2 項及び第 237 条第 2 項において準用する同令第 209 条第 2 項の規定に基づき、畑作物共済に係る再保険金及び保険金の限度額の算定方法を定める件 (平成 30 年 3 月 14 日農林水産省告示第 555 号)
- ・ 畑作物共済に係る単位当たり共済金額の範囲等を定める件 (各年産の単位当たり共済金額は、毎年農林水産大臣が告示)
- ・ 畑作物共済に係る共済掛金標準率等を定める件 (共済掛金標準率等は、3 年ごとに農林水産大臣が告示)

(5) 園芸施設共済関係

- ・ 農業保険法施行規則第 46 条の農林水産大臣の定める金額を定める件 (平成 30 年 3 月 14 日農林水産省告示第 547 号)
- ・ 園芸施設共済損害認定準則を定める件 (平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第

658号)

- ・ 園芸施設共済共済価額設定準則を定める件（平成30年3月28日農林水産省告示第655号）
- ・ 農業保険法第15条の規定に基づき、園芸施設共済の共済掛金国庫負担金の限度額を定める件（平成30年3月30日農林水産省告示第709号）
- ・ 農業保険法施行規則第157条第5号の表プラスチックハウスⅣ類甲の項、プラスチックハウスⅣ類乙の項、プラスチックハウスⅤ類の項及びプラスチックハウスⅦ類の項の農林水産大臣が定める基準並びに同表プラスチックハウスⅣ類乙の項の農林水産大臣が定める施設を定める件（平成30年3月14日農林水産省告示第552号）
- ・ 農業保険法施行規則第156条第2項第1号の農林水産大臣が定める金額等を定める件（平成30年3月28日農林水産省告示第656号）
- ・ 農業保険法施行規則第218条第1項の農林水産大臣が定める係数を定める件（平成30年3月14日農林水産省告示第556号）
- ・ 農業保険法施行規則第153条第6号の農林水産大臣が定める年数を定める件（平成31年3月8日農林水産省告示第506号）
- ・ 園芸施設共済に係る共済掛金標準率等を定める件（共済掛金標準率等は、3年ごとに農林水産大臣が告示）

(6) 任意共済関係

- ・ 農業保険法施行規則第27条第1項第6号の農林水産大臣が指定する任意共済を定める件（平成30年3月14日農林水産省告示第545号）
- ・ 農業保険法第162条の規定に基づき任意共済の共済金額の最高額を定める件（平成30年3月14日農林水産省告示第542号）
- ・ 任意共済損害認定準則を定める件（平成30年3月28日農林水産省告示第659号）

(7) 農業経営収入保険関係

- ・ 農業保険法施行規則第175条第4項（同令第183条第2項において準用する場合を含む。）の規定による農業経営の承継等に係る青色申告書の提出期間の通算の方法を定める件（平成30年3月28日農林水産省告示第660号）
- ・ 農業経営収入保険基準収入金額等設定準則（平成30年3月30日農林水産省告示第711号）
- ・ 農業経営収入保険損害認定準則（平成30年3月30日農林水産省告示第712号）
- ・ 農業経営収入保険に係る保険料標準率等を定める件（保険料標準率等は、3年ごとに農林水産大臣が告示）

(8) その他

- ・ 農業保険法施行規則第2条第1項の負担金交付区分を定める件（平成30年3月27日農林水産省告示第626号）
- ・ 農業保険法施行規則第33条第1項（同条第4項及び同令第67条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、連合会特別交付金の限度額に係る算式を定める件（平成30年3月27日農林水産省告示第627号）
- ・ 農業保険法施行規則第34条第3号の農林水産大臣が指定する有価証券を定める件（平成30年3月27日農林水産省告示第628号）
- ・ 農業保険法第99条第2項（同法第100条第4項及び第108条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣の定める基準を定める件（平成30年3月14日農林水産省告示第538号）
- ・ 農業保険法第101条第1項の農林水産大臣の定める共済事業の規模の基準を定める件（平成30年3月27日農林水産省告示第624号）

2. 経営局長通知

- ・ 農業保険への加入推進に係る協力依頼について（平成30年3月30日付け29生産第2432号農林水産省生産局長通知、29経営第3625号農林水産省経営局長通知）

3. 保険課長・保険監理官通知

（農業経営収入保険関係）

- ・ 農業経営収入保険に係る税務上の取扱いについて（平成30年4月2日付け29経営第3611号農林水産省経営局保険課長通知）
- ・ 農業経営収入保険に関連して農業共済団体が行う事業に係る税務上の取扱いについて（平成30年4月2日付け29経営第3611号農林水産省経営局保険課長通知）
- ・ 独立行政法人農林漁業信用基金が行う資金貸付事業に係る税務上の取扱いについて（平成30年4月1日付け29経営第3612号農林水産省経営局保険課長・金融調整課長通知）

(別紙 1)

農業保険業務におけるリスク管理ガイドライン

1 本ガイドラインの目的

農業保険制度は、保険の仕組みを活用して損害が生じた農業者に迅速かつ適切に共済金等を支払うことによって、農業経営の安定に資することを目的としている。

本制度は、国・農業共済団体等が一体となって運営し、安定的な制度運営を実現してきているが、例えば平成 19 年産早期水稻の未申告事案（乳白米等の規格外米が大量に発生したが、外見上は被害の発生が分からず、農家が被害申告をせず収穫してしまったため、共済金を支払えなかった問題）のように、共済金等の支払に支障が生じる事態が発生するなど、想定外の突発的な事案が発生し、制度の所期の目的を達成できない可能性（リスク）も孕んでいる。

また、平成 20 年に事故米事件を契機に設置された農林水産省改革チームによる「緊急提言」において、リスク管理は食品安全以外の分野でも重要であり、リスク軽減に努めるためリスク管理のプロセスについてのガイドラインを作成すべきとされている。

このため、農業保険制度の運用においても、共済金等の適切な支払いに支障が生じた又は生じそうになった想定外の事案の経験を組織的に共有するとともに、制度的な対応も含め農業保険制度を担う各組織が共済金等の支払に支障が生じる事案・要因に対し適切に対処する仕組みを構築することにより、制度の所期の目的を達成できない可能性をできる限り排除することを目的として、「食品の安全に関するリスク管理の標準手順書」（農林水産省、厚生労働省）を参考に本ガイドラインを定めるものである。

2 リスクと危害要因

農業保険制度は農業経営の安定に資することを目的とする。つまり、損害が生じた農業者の経営安定に資するため損失に応じて共済金等を支払うことが本制度の根幹であり、本制度の目的に鑑み、かねてから迅速かつ適切な共済金等の支払が求められているところである。

このことから、本ガイドラインにおいて、「農業者への迅速かつ適切な共済金等支払」に支障が生じる事態が起きる可能性を「リスク」と、リスクを生じさせる要因を「危害要因」と位置付ける。

3 農業共済団体等においてリスクが発生した、又は発生が懸念された場合の具体的対応

(1) 原因究明及び応急対応

農業共済団体等において迅速かつ適切な共済金等の支払に支障が生じた、又は生じそうになった場合、当該農業共済団体等においては、当該事案の概要及び当該事案に対して実施した応急的対応策の内容を整理するとともに、当該事案の原因究明、当該事案の今後の再発防止策について検討を行う（組合等は当該検討に際しては必要に応じて行政庁や連合会（連合会にあっては国）に相談する。）。また、検討した再発防止策について、当該団体における取組での措置が可能な場合は実施する。

(2) 農林水産省への報告

農林水産省は、毎年4月に、前年度1年間を対象期間として、農業共済団体等から（1）で整理・検討したこと等に関する報告（応急的対応策の内容を含む当該事案の概要、当該事案の原因究明により判明した危害要因、当該事案の再発防止策案、当該再発防止策の一層の有効性確保のため要綱・要領等改正等の要望事項がある場合、どのような改善を図るべきかの保険課・保険監理官への提案など。以下「定期報告」という。）を求める（組合等（都道府県の区域を超える区域をその区域とするものを除く。）にあっては、都道府県を通じて報告を求める。）。

なお、定期報告の際、（3）②の報告も同時に提出することとする。

(3) 要綱・要領等改正の検討・実施

農林水産省は、以下に従って、（2）で農業共済団体等から要綱・要領等改正の要望のあった事項について検討等を行う。

① 要望事項の検討、対応策の策定・措置

農林水産省は、農業共済団体等から要望のあった事項について、リスクの原因特定が妥当か、また、リスク軽減策として適切かといった観点から検討を行って対応案を取りまとめ、必要に応じ当該対応案を社団法人全国農業共済協会（以下「協会」という。）及び都道府県に照会する。協会は、当該対応案が効率性かつ有効性を有するかや現実的な対応策かといった観点から全国の農業共済団体等の意向を確認し必要な意見を回付する。農林水産省は、協会及び都道府県からの意見を考慮して対応策を決定・措置する。

② 有効性の検証

農林水産省は、①で実施した対応策について、当該対応策が（2）で農業共済団体等から報告のあった危害要因を解消又は最小化するために効率的かつ有効であったかどうかや改善点はないかということについて、翌年以降の（2）の報告

とともに報告を求め、検証する。なお、報告様式はその都度定めることとする。
この際、改善が必要と判断された場合の手続は、(3)①に準じる。

(4) 全国の農業共済団体等への情報提供と対応措置の共有化

農林水産省は、(2)に基づく農業共済団体等からの報告のうち、要綱・要領等の改正を要せず、現行の枠組み中での運用で対応が可能なものの対処の内容等を取りまとめ、全国の農業共済団体等（組合等（都道府県の区域を超える区域をその区域とするものを除く。））にあつては、都道府県を通じて）に周知し、危害要因及びリスク管理措置の農業保険制度に関わる機関内での共有化を図る。

4 国においてリスクが発生した又は発生が懸念された場合の具体的対応

国において、共済金等支払に支障が生じた、又は生じそうになった場合であつて、国において対応案を検討し、農業共済団体等と協議する必要がある場合の手続は、3の(3)に準じる。

(別紙2)

農業共済団体非常災害対応指針

1 目的

異常かつ激甚な非常災害（以下「非常災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合、連合会及び組合において迅速かつ適切な対応策が講じ得るよう、非常時の対応体制、役割分担等をあらかじめ定めるとともに、情報収集ルートの多重化、関係機関との連携等の危機管理体制の整備を図ることを目的とする。

2 災害対策本部の設置

非常災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、連合会及び組合は、政府又は都道府県における災害対策本部の設置状況等を勘案して災害対策本部を設置し、対応にあたるものとする。

連合会及び組合が災害対策本部を設置した場合（都道府県連合会にあつては、管内の組合が災害対策本部を設置した場合を含む。）、

- ・全国連合会及び都道府県の区域を超える区域をその区域とする特定組合においては農林水産省経営局保険監理官付総務班に、
- ・都道府県連合会及び特定組合（都道府県の区域を超える区域をその区域とする特定組合を除く。）においては農林水産省経営局保険監理官付総務班及び都道府県に、
- ・組合（特定組合を除く。）においては都道府県及び都道府県連合会に、

速やかに報告するものとする。

災害対策本部は、原則として、連合会にあつては会長理事を、組合にあつては組合長理事を本部長とし、あらかじめ当該連合会又は組合において決められた役職員（以下「本部員」という。）をもって構成するものとする。

本部長は、発生した非常災害に対し、迅速かつ適切な対応策を指示するものとする。

3 災害対応代替拠点施設による業務継続体制の整備

連合会又は組合は、非常災害により本拠地機能が停止した場合の災害対応実施拠点となり得る代替施設をあらかじめ優先順位を付して複数指定しておき、本拠地機能が停止した場合には、当該施設のいずれかにおいて災害対応を行うものとする。

また、非常災害発生時の損害評価に必要となる引受データについてあらかじめ連合会及び組合の本拠地が被災した場合に対応可能なバックアップを整備する等業務継続に必要な体制を常時整備しておくものとする。

4 連絡体制の整備

連合会及び組合においては、あらかじめ役職員、関係機関との連絡体制、上記災害対策本部の本部員をはじめとした役職員の非常参集体制を整備するとともに、非常災害発生時には、速やかに、役職員及び損害評価員、損害評価会委員等関係者の安否確認を行い、非常参集者を整理して招集し、以下の対応を実施するための緊急の体制を整えるものとする。

なお、非常時においては、電話が過度に集中することで、回線が接続されにくくなることが想定されることから、電子メール等の効率的で確実な連絡方法を活用した連絡体制の整備に努めるものとする。

5 被害状況等の情報収集及び報告

非常災害が発生した場合には、その被害状況（連合会及び組合の被害状況含む。）等に関する情報を収集し、状況に応じた適切な措置を講じるとともに、

- ・全国連合会及び都道府県の区域を超える区域をその区域とする特定組合においては農林水産省経営局保険監理官付総務班に、
 - ・都道府県連合会及び特定組合（都道府県の区域を超える区域をその区域とする特定組合を除く。）においては農林水産省経営局保険監理官付総務班及び都道府県に、
 - ・組合（特定組合を除く。）においては都道府県及び都道府県連合会に、
- 速やかに報告するものとする。

6 共済金等の迅速・適切な支払に向けた取組

(1) 損害評価体制の確立

外部からの情報や自らの見回りの結果等から被害の状況を考慮しつつ、損害評価に支障が生じないように、非常災害発生後速やかに、①損害評価員及び職員による現地評価体制の確立を図るとともに、②農業共済事業にあつては、損害評価会委員との連絡体制を構築し、必要に応じて、損害評価会の書面での議決が可能となるよう損害評価会運営規則を改正するなど、損害評価の迅速かつ適正な実施に努めるものとする。

また、非常災害発生時には、発生からしばらくの間、ガソリンや軽油等燃料の入手が困難になることも想定される。公用車の燃料残量等については、常に緊急時の対応を考慮して適正に管理しておくものとする。

(2) 被害申告等ができない場合の取扱い

災害の被害程度によっては、加入者が組合又は全国連合会に適期に被害申告（法第130条（第187条で準用する第130条を含む。）に規定された通知をいう。）等

を行うことが困難な場合も想定される。このため、組合又は全国連合会は、見回り調査、関係機関等との連携等により被害の実態把握に努め、共済金等の支払対象と見込まれる被害の発生を確認した場合には、加入者に被害申告等を行うよう呼びかけるとともに、加入者が被災したことにより連絡が取れない等であっても、適切な時期に損害評価を行い、加入者への共済金等支払に支障が生じないように措置するものとする。

その際、加入者（又はその相続人）から、被害申告等がなかったことにつき、正当な理由があると認められる場合には、通知を「怠った」ものには該当させず、免責対象にしないこととする。

（3）農作物、果樹、畑作物、園芸施設共済及び任意共済における現地評価の取扱い

交通の遮断等により現地評価を行うことができない場合においては、交通の遮断等が解消された後に現地評価を行うものとする。また、交通の遮断等により組合員が収穫適期に収穫が行えない場合であっても、収穫遅延による分割評価は行わないこととする。

（4）家畜共済における家畜の死廃事故に係る現地確認等の取扱い

死廃事故発生の通知を受けたとき、交通の遮断等により現地において損害確認（廃用認定を含む。）を行うことができない場合は、まず、組合員からの電話等による聞き取りにより確認を行い、その際、可能な場合は、組合員に死廃家畜の写真撮影を行うよう依頼するものとする。その後現地確認が可能となった後に、

- ① 死亡事故にあつては、現地において聞き取りを行うとともに、家畜の死体、埋却場所又は当該家畜が化製された場合はその事実を証明する関係書類等を確認
- ② 廃用事故にあつては、廃用認定を待たず当該家畜が死亡した場合には、死亡事故として取り扱い、①の内容について確認し、共済金を支払うものとする。

また、非常災害により発生した断水・停電・飼料不足を原因として家畜が死亡した場合には、特定事故として取り扱って差し支えないものとする。

（5）共済金の仮渡し

農業共済事業にあつては、損害の認定時期が遅くなる等のために共済金を早期に支払うことができない場合には、仮渡しを検討し、特段の支障がない限り実施するものとする。

（6）農業経営収入保険事業におけるつなぎ資金

農業経営収入保険事業にあつては、加入者からつなぎ資金の貸付けの申出があつた場合には、貸付限度額の範囲内で速やかに実施するものとする。

(7) その他

引受けや共済金等の支払手続等に疑義が生じた場合、その対応方法について、組合（特定組合を除く。）は都道府県及び都道府県連合会に、1の都道府県を区域とする特定組合は都道府県に、都道府県の区域を超える区域をその区域とする特定組合及び都道府県連合会は農林水産省経営局保険監理官付各担当班に速やかに協議するものとする。

7 加入者への情報伝達・相談窓口の設定

農業共済団体は、加入者に対する情報伝達の方法をあらかじめ検討しておくとともに、非常災害発生時には、必要に応じ、共済金等支払に関する手続等についての緊急相談窓口を設置するものとする。

8 関係機関との連携

迅速かつ的確な情報の収集・共有及び実効性のある対応の実施のため、地方公共団体、関係団体等との連携に努めるものとする。

9 災害対応要領等の整備

本指針の内容に則して、農業共済団体は、上記の事項について円滑に実施できるよう災害対応要領等関係規定の整備を行うものとする。

(別紙3)

コンプライアンス基本方針例

〇〇農業共済組合は、国の経営安定対策である農業共済制度の実施主体として公共的な性格を有しており、その使命を果たすための社会的責任を負っています。このため、法令等の遵守については一般の民間組織以上に徹底することが求められており、社会的な信頼を決して損ねることのないよう健全な組織運営に資する不断の努力を重ねていく必要があります。このような点を踏まえ、本組合においてはコンプライアンス（法令等遵守）を徹底した事業運営の確保を目指し、次の事項に取り組みます。

- 1 全ての役職員は、法令の遵守はもとより、社会の構成員として求められる価値観、倫理観に基づく誠実な行動に努めます。
- 2 コンプライアンス態勢の整備に向けて、コンプライアンス・プログラムを策定し、実践計画を明確化します。
- 3 コンプライアンス統括部署を設置し、コンプライアンス体制の強化に努めます。
- 4 各部署にコンプライアンス責任者を置き、コンプライアンス環境の整備に努めます。
- 5 コンプライアンスに関する役職員研修を実施し、コンプライアンス意識の高揚を図ります。
- 6 全ての役職員は、本組合が担う社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、健全かつ適切な事業運営に努めることにより、農業経営の安定と農業生産力の発展に資するよう心掛けます。

備考：連合会にあつては、「農業共済組合」を「農業共済組合連合会」に、「組合」を「連合会」に、全国連合会にあつてはさらに「農業共済制度」を「収入保険制度」に置き換える等所要の手直しを行うこと。

(別紙4)

コンプライアンス規程例

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、この組合における役職員のコンプライアンス（単に法令を遵守することのみならず社会的倫理規範をも遵守することをいう。以下同じ。）に関する意識の向上を図るとともに、コンプライアンスを円滑かつ効果的に実施するための組織体制及び運営方法を定める。

第2章 コンプライアンス組織体制

(理事等)

第2条 理事は、誠実に、かつ率先してコンプライアンスに取り組み、この組合における役職員のコンプライアンスに関する意識の向上に努め、コンプライアンス態勢の確立と実践の責任を担う。

2 理事会は、この組合の業務運営全般について、コンプライアンスという観点から議論を行うとともに、コンプライアンスについて、具体的、積極的に関与する。

(職員)

第3条 職員は、コンプライアンスを重視し、良識ある行動を心掛け、誠実かつ公正に業務を遂行する。

(コンプライアンス統括部署)

第4条 コンプライアンスに関する取組の企画、立案、調整及び推進をするために、この組合にコンプライアンス統括部署を設置する。

2 コンプライアンス統括部署は、公益通報の処理に関する規則第○条第○項の調査部署とする。

3 コンプライアンス統括部署は、役職員に対し、コンプライアンスに関する研修等を実施する。

4 コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関する状況を把握するため、内部監査を定期的実施するほか、必要がある場合は随時実施する。

5 コンプライアンス統括部署は、監事監査若しくは内部監査又は行政による検査に係

る指摘事項に対する改善措置状況について常にこれを把握し、また、当該改善措置が確実に実行されるよう取り組むものとする。

(コンプライアンス統括責任者)

第5条 コンプライアンス統括責任者は、組合長とする。

2 コンプライアンス統括責任者は、この組合のコンプライアンスに関する事項を統括する。

(コンプライアンス副統括責任者)

第6条 コンプライアンス副統括責任者は、参事とする。

2 コンプライアンス副統括責任者は、この組合のコンプライアンスに関する事項についてコンプライアンス統括責任者を補佐する。

(コンプライアンス責任者)

第7条 コンプライアンス責任者を、職制規制に定める部ごとに置くものとし、部長がこれにあたる。

2 コンプライアンス責任者は、各部のコンプライアンスに関する次の事項を統括する。

- (1) コンプライアンス統括部署との報告・連絡・協議
- (2) コンプライアンスに関する部内の職員からの相談・照会対応
- (3) その他部内のコンプライアンスに関する事項

(コンプライアンス担当者)

第8条 コンプライアンス担当者を各部に1名置くものとし、コンプライアンス責任者が、原則として、各部の課長の中から選任する。

2 コンプライアンス担当者は、コンプライアンス責任者を補佐するとともに、各部のコンプライアンスに関する事項の調整を行う。

第3章 運営方法

(コンプライアンス改善委員会)

第9条 コンプライアンス態勢の整備を確実なものとするための研究・審議機関として、この組合に第三者を構成員に含めたコンプライアンス改善委員会を設置する。

(コンプライアンス・マニュアル)

第10条 コンプライアンス統括部署は、理事会の承認を受けて、この組合の役職員がコ

ンプライアンスを正しく理解し、実践していくための手引書として、コンプライアンス・マニュアルを作成する。

- 2 コンプライアンス統括部署は、理事会の承認を受けて、適時、適切にコンプライアンス・マニュアルの見直しを行う。

(コンプライアンス・プログラム)

第11条 コンプライアンス統括部署は、理事会の承認を受けて、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを作成する。

- 2 コンプライアンス統括部署は、四半期ごとにコンプライアンス・プログラムの達成状況についての確認を行い、コンプライアンス統括責任者及び理事会への報告を行う。
- 3 コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関する状況等の把握を行い、理事会の承認を受けて、毎事業年度ごとに、翌年度に取り組むべき内容に合わせてコンプライアンス・プログラムの修正を行う。

(コンプライアンスに関する相談・照会)

第12条 職員のコンプライアンスに関する相談・照会は、直属の上司、コンプライアンス担当者又はコンプライアンス責任者に対して行う。ただし、直属の上司等への相談・照会に何らかの理由により支障がある場合は、直接コンプライアンス統括部署へ相談・照会することも差し支えないものとする。

(苦情に係る対応)

第13条 組合員等からの苦情対応については、別に定めるところによる。

(不祥事件に係る対応)

第14条 役職員による法令等の違反行為等不祥事件対応については、別に定めるところによる。

(改正手続)

第15条 この規程の改正は、理事の過半数によって定める。

備考：連合会にあつては、「組合」を「連合会」に、「組合長」を「会長」に、「組合員」を「会員」に置き換える等所要の手直しを行うこと。

(別紙5)

不祥事件対応要領例

第1章 総則

(要領の趣旨等)

第1条 この要領では、この組合の不祥事件発生時における具体的な連絡手順、組織体制、対応手順等について定める。

- 2 役職員が関与した不祥事件への対応については、公益通報の処理に関する規則によるほか、この要領の定めるところによる。
- 3 この要領中、コンプライアンス統括責任者、コンプライアンス副統括責任者、コンプライアンス責任者、コンプライアンス担当者及びコンプライアンス統括部署とは、コンプライアンス規程に定められたものをいう。

(不祥事件対応の目的)

第2条 不祥事件発生後、その不祥事件への対応を迅速かつ的確に行うことで事態の早期解決を図るとともに、組合員等利用者の信頼を早期に回復させる。

- 2 不祥事件の発生原因を徹底的に糾明し、その責任の所在を明確化するとともに、再発防止策を策定し、不祥事件再発の未然防止の徹底を図る。

第2章 連絡手順

(不祥事件の定義)

第3条 この要領において不祥事件とは、この組合又は組合の役職員が次の各号のいずれかに該当する行為を行うことをいう。

- (1) 組合の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為
- (2) 組合の業務を遂行するに際しての農業保険法その他の法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は事業規程に違反する行為のうち、当該業務の遂行に重大な影響を与えるもの
- (3) 現金、有価証券その他の有価物の1件当たりの金額が10万円以上の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。)
- (4) その他この組合の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって前各号に掲げる行為に準ずるもの

(不祥事件該当の判断)

第4条 役職員が行った行為が不祥事件に該当するかどうかの判断は、コンプライアンス統括責任者が、連絡票（「不祥事件対応連絡票（別添様式）」）に記載された情報等を基に行う。

(関係役員及び関係部署への報告及び連絡手順)

第5条 職員が不祥事件（疑義のあるものを含む。）の情報を入手した場合又は自ら不祥事件を発見した場合には、直ちに公益通報の処理に関する規則第〇条の通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）又はコンプライアンス統括部署に報告する。

- 2 職員が前項の報告を通報窓口に対して行った場合には、通報窓口は当該報告の内容をコンプライアンス統括部署に報告する。
- 3 コンプライアンス統括部署は、第1項又は第2項の報告を受けた場合は、連絡票に、判明している情報を記載し、直ちに所属部署のコンプライアンス責任者及びコンプライアンス副統括責任者に報告し、更にコンプライアンス副統括責任者とともにコンプライアンス統括責任者に対して報告を行う。
- 4 連絡票記載の情報だけでは不祥事件該当の判断が困難と思われる場合には、コンプライアンス統括部署は、調査を行い、連絡票を補正する。

(不祥事件と判断された場合の第1報の報告、連絡手順等)

第6条 第4条の規定により当該情報が不祥事件と判断された場合には、コンプライアンス副統括責任者は、当該不祥事件の第1報を総務部長、発生部署部長及び関係部署部長等に報告する。

- 2 コンプライアンス副統括責任者は、前項の報告を行うと同時に、コンプライアンス統括責任者の決裁を得て、直ちに第1報を〇〇県に報告しなければならない。
- 3 コンプライアンス副統括責任者は、第2項の規定により報告した内容を遅滞なく理事會に報告しなければならない。

第3章 不祥事件対応

(不祥事件対策本部の設置)

第7条 第4条の規定により不祥事件に該当すると判断された事案であって、かつ、当該事案が組合の事業運営に重大な影響を与えるものである場合には、この組合に不祥事件対策本部を設置する。

- 2 不祥事件対策本部の設置は、コンプライアンス統括責任者が決定する。
- 3 不祥事件対策本部の長は、コンプライアンス統括責任者とする。

4 不祥事件対策本部は、不祥事件の発生原因の調査、関係者への対応、再発防止策の策定等に関し必要な指示を行い、当該指示に対する対応に係る報告を徴する。

(発生原因の調査・解明)

第8条 発生した不祥事件の原因及び経過等については、コンプライアンス統括部署が早期に調査を行う。

2 コンプライアンス統括部署は、前項の調査を通じて当該不祥事件の責任の所在を明確化する。

3 関係部署は、第1項の調査に対して全面的に協力する。

(関係者への対応)

第9条 不祥事件が発生した場合の関係者への対応は以下の各号によるものとする。

(1) 被害者への対応

不祥事件発生後、当該不祥事件により被害者となった者に対しては速やかに謝罪、状況説明等の対応を行う。また、原因究明等の調査の途中段階及び当該不祥事件が終結する段階においても、適切に状況説明等の対応を行う。

(2) ○○県への対応

不祥事件が発生した場合、コンプライアンス統括部署は、○○県○○部○○課に対し速やかに報告を行い、更に随時、状況の進捗を報告する。

(3) 警察等への対応

刑事法令に抵触しているおそれのある不祥事件については、コンプライアンス統括部署は、警察等必要な機関等に連絡する。また、警察からの捜査協力要請があった場合には、コンプライアンス統括部署を窓口として、関係部署は、積極的に協力する。

(4) 弁護士等への対応

コンプライアンス統括部署は、必要に応じて弁護士等に連絡し、諸事項の対応について協力を依頼する。

(5) 報道機関への対応

広報担当部署は、報道機関への対応を適切に行う。

(6) 関係者の処分

不祥事件の関係者に対しては、当該不祥事件に係る責任の所在を明確化した上で、就業規則に基づき厳正な処分を行う。

(再発防止策の策定)

第10条 不祥事件発生部署及び関係部署は、発生原因の調査結果を踏まえ、コンプライ

アンス統括部署と協議・連携し、再発防止策を策定する。

(不祥事件の顛末の報告)

第 11 条 不祥事件発生部署は、コンプライアンス統括部署の協力を得て、不祥事件の発生から再発防止策の策定に至るまでの一連の経過を取りまとめ、理事会に報告する。

(改正手続)

第 12 条 この要領の改正は、理事の過半数によって定める。

備考：都道府県の区域を超える区域をその区域とする特定組合及び連合会にあつては、
「〇〇県」を「農林水産省」に、「〇〇県〇〇部〇〇課」を「農林水産省経営局保険監理官」に置き換える等所要の手直しを行うこと。

(別添様式)

不祥事件対応連絡票

受付日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分
対応部署	部 課 (氏名) (対応) 電話・面会・その他 ()
情報提供者	匿名希望
情報の 内容 添付資料 有・無	
当該情報に 対する対応	
特記事項	

(別紙6)

農業共済組合職員の懲戒処分の指針例

〇〇農業共済組合における懲戒処分の指針を次のように定める。

第1 基本事項

この指針は、代表的な非違行為の事例ごとに、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。

具体的な量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。個別の事案の内容によっては、第2の標準例に掲げる量定以外とすることもあり得るところである。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第2 標準例

1. 一般服務関係

項目	行為等の態様	標準量定
(1)欠勤	① 正当な理由なく 10 日以内の間勤務を欠いた職員	減給又は訓戒
	② 正当な理由なく 11 日以上 20 日以内の間勤務を欠いた職員	降格、停職又は減給
	③ 正当な理由なく 21 日以上の間勤務を欠いた職員	解雇、降格又は停職
(2)遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員	訓戒

(3) 休暇の虚偽申請	病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員	減給又は訓戒
(4) 勤務態度不良	① 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、業務の運営に支障を生じさせた職員	減給又は訓戒
	② 正当な理由がなく、職務上の指示命令に従わず、業務の運営に支障を生じさせた職員	減給又は訓戒
(5) 職場内秩序びん乱	① 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員	降格、停職又は減給
	② 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員	減給又は訓戒
	③ 素行不良により職場の秩序を乱した職員	減給又は訓戒
(6) 経歴詐称	① 重要な経歴を偽り、又は詐術を用いて雇用された職員	解雇
	② 経歴を偽り雇用された場合であって、上記に該当しない職員	降格、停職、減給又は訓戒
(7) 虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員	減給又は訓戒
(8) 秘密漏えい	業務上知り得た秘密を漏らし、業務の運営に重大な支障を生じさせた職員	解雇、降格又は停職
(9) 個人情報の目的外収集・漏えい	① その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員	減給又は訓戒
	② 故意による情報漏えい等個人情報保護法の重大な違反をした職員	解雇、降格又は停職
	③ 個人情報の漏えいのうち上記に該当しない職員	減給又は訓戒
(10) 兼業の承認等を得る手続きの懈怠	営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続き又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続きを怠り、これらの兼業を行った職員	減給又は訓戒
(11) セクシュアル・ハラスメント	① 暴行若しくは脅迫を用いておいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性	解雇、降格又は停職

	<p>的關係を結び若しくはわいせつな行為をした職員</p>	
	<p>② 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辭等の性的な言動」という。）を繰り返した職員</p>	降格、停職又は減給
	<p>この場合においてわいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき</p>	解雇、降格又は停職
	<p>③ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った職員</p>	減給又は訓戒
(12) パワー・ハラスメント	<p>パワー・ハラスメント（職務に関する優越的な關係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊嚴を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。）を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員</p>	停職、減給又は訓戒
	<p>パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員</p>	停職又は減給
	<p>パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員</p>	免職、停職又は減給
(13) 公益通報者に対する不利益行為・虚偽通報	<p>① 非違行為の事実を通報した職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼし、若しくは及ぼそうとした職員</p>	降格、停職又は減給
	<p>② 事実をねつ造して虚偽の通報を行った職員</p>	減給又は訓戒
(14) 信用失墜行為	<p>① この組合を誹謗・中傷し又は虚偽の風説を流布宣伝するなど、組合の業務に重大な影響を与えた職員</p>	解雇又は降格
	<p>② この組合の信用を失わせるような行為をし</p>	停職、減給又

	た職員であって、上記に該当しない職員	は訓戒
--	--------------------	-----

2. 金品取扱い関係

項目	行為等の態様	標準量定
(1)横領	この組合の金品を横領した職員	解雇
(2)窃取	この組合の金品を窃取した職員	解雇
(3)詐取	人を欺いてこの組合の金品を交付させた職員	解雇
(4)紛失	この組合の金品を紛失した職員	訓戒
(5)盗難	重大な過失によりこの組合の金品の盗難に遭った職員	訓戒
(6)物品損壊	故意に職場においてこの組合の設備、物品等を損壊した職員	減給又は訓戒
(7)出火・爆発	過失により職場においてこの組合の設備、物品等の出火、爆発を引き起こした職員	訓戒
(8)諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員	減給又は訓戒
(9)金品処理不適正	自己保管中の金銭の流用等この組合の金品の不適正な処理をした職員	減給又は訓戒
(10)コンピュータの不適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、業務の運営に支障を生じさせた職員	減給又は訓戒

3. 業務外非行関係

項目	行為等の態様	標準量定
(1)放火	放火をした職員	解雇
(2)殺人	人を殺した職員	解雇
(3)傷害	人の身体を傷害した職員	降格、停職又は減給
(4)暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったとき	減給又は訓戒
(5)器物損壊	故意に他人の物を損壊した職員	減給又は訓戒
(6)横領	自己の占有する他人の物（この組合の金品を除く。）を横領した職員	解雇、降格又は停職

(7) 窃盗・強盗	① 他人の財物を窃取した職員	解雇、降格又は停職
	② 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員	解雇
(8) 詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員	解雇、降格又は停職
(9) 賭博	① 賭博をした職員	減給又は訓戒
	② 常習として賭博をした職員	降格又は停職
(10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	① 麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した職員	解雇
	② 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員	減給又は訓戒
(11) 淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員	解雇、降格又は停職
(12) 痴漢行為	公共の乗物等において痴漢行為をした職員	降格、停職又は減給

4. 交通事故・交通法規違反関係

項目	行為等の態様	標準量定	
(1) 飲酒運転での交通事故 (人身事故を伴うもの)	① 酒酔い運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員	解雇	
	② 酒酔い運転で人に傷害を負わせた職員	この場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員	解雇
		③ 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員	解雇、降格又は停職
	④ 酒気帯び運転で人に傷害を負わせた職員	この場合において措置義務違反をした職員	解雇
		④ 酒気帯び運転で人に傷害を負わせた職員	解雇、降格、停職又は減給
	この場合において措置義務違反をした職員	この場合において措置義務違反をした職員	解雇、降格又は停職

(2) 飲酒運転以外での交通事故 (人身事故を伴うもの)	① 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員	解雇、降格、 停職又は減給
	この場合において措置義務違反をした職員	解雇、降格又は停職
	② 人に傷害を負わせた職員	減給又は訓戒
	この場合において措置義務違反をした職員	降格、停職又は減給
(3) 交通法規違反	① 酒酔い運転をした職員	解雇、降格、 停職又は減給
	この場合において物の損壊に係る交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員	解雇、降格又は停職
	② 酒気帯び運転、著しい速度超過、無免許運転等の悪質な交通法規違反をした職員	降格、停職、減給又は訓戒
	この場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員	降格、停職又は減給

5. 監督責任関係

項目	行為等の態様	標準量定
(1) 指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員	減給又は訓戒
(2) 非行の隠ぺい、黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員	降格、停職又は減給

備考：連合会にあっては、「組合」を「連合会」に置き換える等所要の手直しを行うこと。

(別紙様式1)

農業共済組合加入申込書

〇〇農業共済組合
組合長理事 殿

年 月 日

住 所
氏 名

私は、貴組合に加入いたしたく、下記のとおり明細を添えて申し込みます。

記

1 農作物共済	(1) 水 稲	アール
	(2) 陸 稲	アール
	(3) 麦	アール
2 家畜共済	(1) 牛	頭
	(2) 馬	頭
	(3) 豚	頭
3 果樹共済	○ ○ ○	アール
	○ ○ ○	アール
	:	:
	○ ○ ○	アール
	○ ○ ○	アール (箱)
4 畑作物共済	○ ○ ○	アール (箱)
	:	:
	○ ○ ○	アール (箱)
	○ ○ ○	アール (棟)
	○ ○ ○	アール (棟)
5 園芸施設共済	ガラス室	アール
	プラスチックハウス	アール
6 任意共済	○ ○ ○	棟 (台)
	○ ○ ○	棟 (台)

(注)

- 1 果樹共済及び畑作物共済の「〇〇〇」には、組合がその行う収穫共済若しくは樹体共済においてその共済目的の種類とする果樹に属する収穫共済若しくは樹体共済の類区分又はその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする農作物又は蚕繭の属する畑作物共済の類区分を記入すること。
- 2 全国連合会にあっては、「農業共済組合加入申込書」を「全国農業共済組合連合会加入申込書」に、「〇〇農業共済組合」を「全国農業共済組合連合会」に、「組合長」を「会長」に、「貴組合」を「貴連合会」に置き換える等所要の手直しを行うこと。

(別紙様式2)

組合員継続申出書

〇〇農業共済組合
組合長理事 殿

年 月 日

住 所

氏 名

私は、〇〇農業共済組合定款第〇条第〇項に基づき、全国農業共済組合連合会との間に農業経営収入保険の保険関係が存する間において、引き続き貴組合の組合員となりたいので申し出ます。

(注) 全国連合会にあっては、「〇〇農業共済組合」を「全国農業共済組合連合会」に、「組合長」を「会長」に、「貴組合」及び「全国農業共済組合連合会」を「貴連合会」に置き換える等所要の手直しを行うこと。

(別紙様式3)

農業共済組合脱退申出書

〇〇農業共済組合
組合長理事 殿

年 月 日

住 所

氏 名

私は、貴組合との間に共済関係もなく、脱退したいので申し出ます。

(注) 全国連合会にあつては、「農業共済組合脱退申出書」を「全国農業共済組合連合会脱退申出書」に、「〇〇農業共済組合」を「全国農業共済組合連合会」に、「組合長」を「会長」に、「貴組合」を「貴連合会」に置き換える等所要の手直しを行うこと。

(別紙様式4)

1 農業共済組合連合会（都道府県の区域を超える区域をその区域とする特定組合を含む。）の場合

番 号
年月日

農林水産省経営局長

〇〇 〇〇 殿

〇〇農業共済組合連合会
会長理事 〇〇 〇〇

勘定科目の新設に係る協議について

このことについて、下記のとおり〇〇勘定に科目を新設したいので、農業共済団体に対する監督指針（平成24年3月27日付け23経営第3130号農林水産省経営局長通知）Ⅱ-1-7-2に基づき協議します。

記

1. 新設する勘定科目の名称及び説明

〇〇勘定

大分類	中分類	説明

2. 新設する理由とその内容

3. 添付書類

- (1) 経理規則一部改正新旧対照表
- (2) 経理規則全文（現行のもの）
- (3) 理事会議事録

(注) 都道府県の区域を超える区域をその区域とする特定組合にあつては、「農業共済組合連合会」を「農業共済組合」に、「会長」を「組合長」に置き換える等所要の手直しを行うこと。

2 農業共済組合（都道府県の区域を超える区域をその区域とするものを除く。）の場合

番 号
年月日

〇〇 県（都道府） 〇〇〇〇
〇〇 〇〇 殿

〇〇〇農業共済組合
組合長理事 〇〇 〇〇

勘定科目の新設に係る協議について

このことについて、下記のとおり〇〇勘定に科目を新設したいので、農業共済団体に対する監督指針（平成24年3月27日付け23経営第3130号農林水産省経営局長通知）Ⅱ-1-7-2に基づき協議します。

記

1. 新設する勘定科目の名称及び説明

〇〇勘定

大分類	中分類	説明

2. 新設する理由とその内容

3. 添付書類

- (1) 経理規則一部改正新旧対照表
- (2) 経理規則全文（現行のもの）
- (3) 理事会議事録

(別紙様式5-1)

1 農業共済組合連合会（都道府県の区域を超える区域をその区域とする特定組合を含む。）の場合

番 号

年月日

農林水産省経営局長

〇〇 〇〇 殿

〇〇農業共済組合連合会

会長理事 〇〇 〇〇

固定資産（土地・建物）の取得（又は処分）に係る協議について

このことについて、下記により固定資産（土地・建物）を取得（又は処分）したいので、農業共済団体に対する監督指針（平成24年3月27日付け23経営第3130号農林水産省経営局長通知）Ⅱ-1-11-2の（1）に基づき協議します。

記

- 1 取得（又は処分）する理由
- 2 取得（又は処分）する資産名
- 3 取得価額（又は処分価額、帳簿価額及び直近の貸借対照表計上額）
- 4 資産取得の財源（又は資産を処分して得た資金の用途）
- 5 取得資産の保有形式
- 6 取得（又は処分）する資産の規模・内容（見取図）
- 7 理事会議事録
- 8 借入金による資産取得の場合の借入金償還計画書
- 9 その他

備考：処分の場合にあつては、「5 取得資産の保有形式」及び「8 借入金による資産取得の場合の借入金償還計画書」を削るとともに、「3 取得価額（又は処分価額、帳簿価額及び直近の貸借対照表計上額）」を次のように記載するなど所要の手直しを行うこと。

3 処分価額、帳簿価額及び直近の貸借対照表計上額

資産名	処分価額	帳簿価額	固定資産見合純財産

※ 固定資産見合純財産については、令和〇年〇月〇日現在

(注) 都道府県の区域を超える区域をその区域とする特定組合にあつては、「農業共済組合連合会」を「農業共済組合」に、「会長」を「組合長」に置き換える等所要の手直しを行うこと。

2 農業共済組合（都道府県の区域を超える区域をその区域とするものを除く。）の場合

番 号
年月日

〇〇 県（都道府） 〇〇〇〇
〇〇 〇〇 殿

〇〇農業共済組合
組合長理事 〇〇 〇〇

固定資産（土地・建物）の取得（又は処分）に係る協議について

このことについて、下記により固定資産（土地・建物）を取得（又は処分）したいので、農業共済団体に対する監督指針（平成24年3月27日付け23経営第3130号農林水産省経営局長通知）Ⅱ-1-11-2の（1）に基づき協議します。

記

- 1 取得（又は処分）する理由
- 2 取得（又は処分）する資産名
- 3 取得価額（又は処分価額、帳簿価額及び直近の貸借対照表計上額）
- 4 資産取得の財源（又は資産を処分して得た資金の用途）
- 5 取得資産の保有形式
- 6 取得（又は処分）する資産の規模・内容（見取図）
- 7 理事会議事録
- 8 借入金による資産取得の場合の借入金償還計画書
- 9 その他

備考：処分の場合にあつては、「5 取得資産の保有形式」及び「8 借入金による資産取得の場合の借入金償還計画書」を削るとともに、「3 取得価額（又は処分価額、帳簿価額及び直近の貸借対照表計上額）」を次のように記載するなど所要の手直しを行うこと。

3 処分価額、帳簿価額及び直近の貸借対照表計上額

資産名	処分価額	帳簿価額	固定資産見合純財産

※ 固定資産見合純財産については、令和〇年〇月〇日現在

(別紙様式5-2)

1 農業共済組合連合会（都道府県の区域を超える区域をその区域とする特定組合を含む。）の場合

番 号

年月日

農林水産省経営局長

〇〇 〇〇 殿

〇〇農業共済組合連合会

会長理事 〇〇 〇〇

固定資産（土地・建物）の取得（又は処分）報告書

このことについて、下記により固定資産（土地・建物）を取得（又は処分）したので、農業共済団体に対する監督指針（平成24年3月27日付け23経営第3130号農林水産省経営局長通知）Ⅱ-1-11-2の（2）に基づき報告します。

記

- 1 取得（又は処分）した理由
- 2 取得（又は処分）した資産名
- 3 取得価額（又は処分価額、帳簿価額及び直近の貸借対照表計上額）
- 4 資産取得の財源（又は資産を処分して得た資金の用途）
- 5 取得資産の保有形式
- 6 取得（又は処分）した資産の規模・内容（見取図）
- 7 理事会議事録
- 8 借入金による資産取得の場合の借入金償還計画書
- 9 その他

備考：処分の場合にあつては、「5 取得資産の保有形式」及び「8 借入金による資産取得の場合の借入金償還計画書」を削るとともに、「3 取得価額（又は処分価額、帳簿価額及び直近の貸借対照表計上額）」を次のように記載するなど所要の手直しを行うこと。

3 処分価額、帳簿価額及び直近の貸借対照表計上額

資産名	処分価額	帳簿価額	固定資産見合純財産

※ 固定資産見合純財産については、令和〇年〇月〇日現在

(注) 都道府県の区域を超える区域をその区域とする特定組合にあつては、「農業共済組合連合会」を「農業共済組合」に、「会長」を「組合長」に置き換える等所要の手直しを行うこと。

2 農業共済組合（都道府県の区域を超える区域をその区域とするものを除く。）の場合

番 号

年月日

〇〇 県（都道府） 〇〇〇〇

〇〇 〇〇 殿

〇〇農業共済組合
組合長理事 〇〇 〇〇

固定資産（土地・建物）の取得（又は処分）報告書

このことについて、下記により固定資産（土地・建物）を取得（又は処分）したので、農業共済団体に対する監督指針（平成 24 年 3 月 27 日付け 23 経営第 3130 号農林水産省経営局長通知）Ⅱ－1－11－2 の（2）に基づき報告します。

記

- 1 取得（又は処分）した理由
- 2 取得（又は処分）した資産名
- 3 取得価額（又は処分価額、帳簿価額及び直近の貸借対照表計上額）
- 4 資産取得の財源（又は資産を処分して得た資金の用途）
- 5 取得資産の保有形式
- 6 取得（又は処分）した資産の規模・内容（見取図）
- 7 理事会議事録
- 8 借入金による資産取得の場合の借入金償還計画書
- 9 その他

備考：処分の場合にあつては、「5 取得資産の保有形式」及び「8 借入金による資産取得の場合の借入金償還計画書」を削るとともに、「3 取得価額（又は処分価額、帳簿価額及び直近の貸借対照表計上額）」を次のように記載するなど所要の手直しを行うこと。

3 処分価額、帳簿価額及び直近の貸借対照表計上額

資産名	処分価額	帳簿価額	固定資産見合純財産

※ 固定資産見合純財産については、令和〇年〇月〇日現在

(別紙様式例6)

農業共済における未実施品目及び未実施方式の実施案について

〇〇農業共済組合 (〇〇農業共済組合連合会)

未実施品目及び未実施方式の実施要望の内容			実施方法、適用開始時期、適用開始までの所要の 手続スケジュール
地域	共済目的及び引受方式	件数等	

(注)

- 1 「地域」欄は、未実施地域への要望の場合は「組合等の存しない地域(〇〇市)」と記載し、当該組合における未実施品目への要望の場合は「〇〇農業共済組合の区域」と記載すること。
- 2 「件数等」欄は、例えば「農業者〇件」、「JA〇〇の〇〇生産部会」等、要望のあった相手先や件数等を記載すること。
- 3 「実施方法、適用開始時期、適用開始までの所要の手続スケジュール」欄は、組合等で想定する実施方法等を例えば次のように具体的に記載すること。
 - ① 実施方法：当組合が自ら実施(※Ⅱ-3-2(2)①の中から選択：アのi、アのii、イのi、イのii)
 - ② 適用開始時期：令和〇年産
 - ③ 適用開始までの所要の手続スケジュール
 - ・〇年〇月：都道府県及び国(農林水産省保険課及び保険監理官)に事前相談
 - ・〇年〇月：理事会で対応方針を決定

- ・〇年〇月：臨時総代会で事業規程の一部改正を議決
- ・〇年〇月まで：事業規程の一部改正についての都道府県知事認可
- ・〇年産から：適用開始

4 本様式例で示す記載事項を満たす資料がある場合には、当該資料の提出で差し支えない。

(別紙様式7)

不祥事件報告書

令和 年 月 日現在

第 報

都道府県名 _____

団 体 名 _____

報告書作成者

(所 属) _____

(氏 名) _____

1. 当事者

①氏 名 _____

②性 別 _____ ③年 齢 _____ 歳

④所 属 _____

⑤役 職 _____

⑥在職期間 _____ 年 _____ 月

2. 不祥事件の概要

(1) 不祥事件の種類 (業務上横領・窃盗・詐欺・背任等を具体的に記入)

(2) 発覚の日時

(3) 発覚の端緒

(4) 当事者の動機 (当事者が不正を行うに至った背景・事情を記入)

(5) 手口

(6) 未然に防止できなかった理由等

3. 被害状況

① 被害額 (A) _____ 円

② 弁済状況 弁済日時 _____

弁 済 者 _____

※ 当事者、親族、役員等による弁済が行われている場合記入。

弁済額 (B) _____ 円

③ 実被害額 (C) _____ 円

※ (C) = (A) - (B)

④ 実被害額の処理方法

※ 実被害の存する場合の当該被害額の回収又は処理方法を記入。

4. 発生から報告までの経過

① 不祥事件発覚年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

② 不祥事件の行われた時期 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

③ 不祥事件の行われた期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日

④ 理事会への報告年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

⑤ 行政庁への報告年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(行政庁への報告が遅延した場合の理由) : _____

⑥ 警察への連絡の有無 有 ・ 無 (いずれかに○印)

(警察へ連絡していない場合の理由) : _____

⑦ 新聞等報道の有無 有 ・ 無 (いずれかに○印)

⑧ 組合員への説明の有無 有 ・ 無 (いずれかに○印)

5. 内部監査等の状況

① 監事監査の実施状況 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (定時監査 ・ 臨時監査)

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (定時監査 ・ 臨時監査)

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (定時監査 ・ 臨時監査)

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (定時監査 ・ 臨時監査)

※ 過去4回分を記入。定時監査、臨時監査のいずれかに○印

② 監事監査以外の内部監査の実施状況

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※ 過去2回分を記入。

6. 当事者等への処分等

① 当事者への処分

・ 処分年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

・ 懲戒の種類 _____

※ 該当する根拠規定も記入。

・ 処分理由

・ 退職金支払状況

※ 当事者が刑法に触れる行為を行っているにもかかわらず退職金を一部でも支給した場合は、その理由も記入。

② 役員及び関係職員の処分（管理監督者責任）

役職名： _____

氏名： _____

処分内容： _____

役職名： _____

氏名： _____

処分内容： _____

役職名： _____

氏名： _____

処分内容： _____

③ 告訴

告訴の有無： 有 ・ 無（いずれかに○印） 告訴年月日： 令和 年 月 日

告訴を行わない理由

※ 当事者が刑法に触れる行為を行っているにもかかわらず告訴しない場合は、その理由を記入。

7. 再発防止策等

① コンプライアンス規程策定の有無 有 ・ 無（いずれかに○印）

② 直ちに講じた再発防止策

※ 発生原因を踏まえ、直ちに実施した再発防止策を具体的に記入。再発した連合会については、何故前回策定した再発防止策が有効に機能しなかったかを記入。

③ 今後講じる再発防止策

※ 発生原因を踏まえ、今後講じていく再発防止策を具体的に記入。

④ 上記再発防止策の履行状況確認手段

※ 上記防止策の履行状況をチェックするけん制体制を具体的に記入。

(作成上の注意)

- 1 第1報は、不祥事件の発生を知った時点で知り得る範囲の情報を速やかに報告(電話やメール等での報告も可)し、第2報として、速やかに、先に報告した内容に加え、不祥事件の概要、直ちに講じた措置(理事会等への報告、警察への連絡、再発防止策等)、被害の状況を必ず本様式に記入して報告すること。

また、発生原因(調査・解明部署が行った調査結果を含む。)、被害状況、当事者等への処分及び再発防止策については確定次第速やかに報告すること。

なお、報告した内容に未定事項がある場合、追加事項がある場合又は変更事項がある場合は、確定次第速やかに再報告すること。

- 2 第2報以降、追加で記述した部分はアンダーラインを付すこと。

(別紙様式 8)

1 農業共済組合連合会（都道府県の区域を超える区域をその区域とする特定組合を含む。）の場合

番 号

年月日

〇〇農業共済組合連合会

会長理事 〇〇 〇〇 殿

農林水産大臣 〇〇 〇〇

検査指摘事項に対する改善状況等の報告について

令和〇〇年〇月〇日を基準日として実施した貴会の検査の結果を令和〇〇年〇月〇日付け〇〇〇〇第〇〇号で検査書として交付したところであるが、その検査指摘事項に係る事実認識、発生原因及び背景並びに改善及び対応策について、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）第 208 条の規定に基づき報告を求めらるので、別紙様式により令和〇〇年〇月〇日までに報告されたい。

なお、この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき、農林水産大臣に対して審査請求をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づき、この処分のあったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この処分のあったことを知った日から 6 か月以内であっても、この処分の日から 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

(注) 都道府県の区域を超える区域をその区域とする特定組合にあつては、「農業共済組合連合会」を「農業共済組合」に、「会長」を「組合長」に、「貴会」を「貴組合」に置き換える。

(別紙様式)

検査指摘事項に対する改善状況等報告

検査指摘事項	事実認識	発生原因・背景	改善・対応策及びその日程
		<p>〔 特に何が問題であったかを具体的に明示すること。 〕</p>	<p>〔 いつまでに、具体的に何をどのよう改善するのか。改善されるまでの間はどうかを明示すること。 〕</p>

- (注) 1. 指摘事項が生じた原因及び背景並びに改善及び対応策については、できる限り具体的に記載すること。
2. 当該報告を協議した理事会議事録の写し及び報告の内容についての監事意見書を、監事に係る指摘事項がある場合には監事が協議した議事録の写しをそれぞれ添付すること。
3. 必要に応じて資料を添付すること。

2 農業共済組合（都道府県の区域を超える区域をその区域とするものを除く。）の場合

番 号
年月日

〇〇農業共済組合
組合長理事 〇〇 〇〇 殿

〇〇 県（都道府）知事 〇〇 〇〇

検査指摘事項に対する改善状況等の報告について

令和〇〇年〇月〇日を基準日として実施した貴組合の検査の結果を令和〇〇年〇月〇日付け〇〇〇〇第〇〇号で検査書として交付したところであるが、その検査指摘事項に係る事実認識、発生原因及び背景並びに改善及び対応策について、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）第 208 条の規定に基づき報告を求めらるので、別紙様式により令和〇〇年〇月〇日までに報告されたい。

なお、この処分不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき、農林水産大臣に対して審査請求をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づき、この処分のあったことを知った日から 6 か月以内に、〇〇県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この処分のあったことを知った日から 6 か月以内であっても、この処分の日から 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

(別紙様式)

検査指摘事項に対する改善状況等報告

検査指摘事項	事実認識	発生原因・背景	改善・対応策及びその日程
		<p>〔 特に何が問題であったかを具体的に明示すること。 〕</p>	<p>〔 いつまでに、具体的に何をどのよう改善するのか。改善されるまでの間はどうかを明示すること。 〕</p>

- (注) 1. 指摘事項が生じた原因及び背景並びに改善及び対応策については、できる限り具体的に記載すること。
2. 当該報告を協議した理事会議事録の写し及び報告の内容についての監事意見書を、監事に係る指摘事項がある場合には監事が協議した議事録の写しをそれぞれ添付すること。
3. 必要に応じて資料を添付すること。

(別紙様式 9)

番 号

年月日

〇〇 県(都道府)知事 殿

発起人 〇〇 〇〇

設立認可申請書

令和〇〇年〇月〇〇日開催の創立総会において、組合を設立する議決が行われたので、農業保険法第 30 条の規定に基づき認可されたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 理由書
2. 定款及び事業規程
3. 事業計画書
4. 理事及び監事の氏名及び住所を記載した書面
5. 設立経過報告書
6. 農業保険法第 26 条に規定する発起人の名簿
7. 農業保険法第 27 条に規定する設立準備会の開催手続に関する書類
(設立目論見書、設立準備会公告の写し)
8. 農業保険法第 28 条に規定する設立準備会の開催に関する書類
(定款等作成委員名簿、設立準備会の議事録の写し)
9. 農業保険法第 29 条に規定する創立総会の開催に関する書類
(創立総会の開催公告の写し、農作物共済加入資格者の総数の 3 分の 2 以上の同意書の写し、創立総会の議事録(謄本))
10. その他必要な書類
(役員就任承諾書の写し等)

(別紙様式 10)

番 号

年月日

〇〇県（都道府）知事 殿

〇〇〇〇農業共済組合
組合長理事 〇〇 〇〇

解散認可申請書

令和〇〇年〇月〇〇日開催の総会において、組合を解散する議決が行われたので、農業保険法第 65 条の規定に基づき認可されたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 理由書
2. 解散の議決をした総会の議事録（謄本）
3. 財産目録
4. 貸借対照表
5. 事業報告書
6. 清算人名簿
7. その他必要な書類

（総会招集通知の写し、理事会議事録の写し、定款（定款において、残余財産の帰属先を総会等の議決を経て指定するとしている農業共済団体にあつては、残余財産の帰属先を決定した総会等の議事録の謄本）等）

（注）都道府県の区域を超える区域をその区域とする特定組合にあつては、「〇〇県（都道府）知事」を「農林水産大臣」に置き換えること。

(別紙様式 11)

番 号

年月日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

○○県(道府)○○市○○町○丁目○番○号

○○県農業共済組合
組合長理事 ○○ ○○

○○県(道府)農業共済組合連合会

会長理事 ○○ ○○

都道府県連合会の権利義務承継認可申請書

○○県(道府)農業共済組合が○○県(道府)農業共済組合連合会の権利義務を承継することについて、農業保険法(昭和22年法律第185号)第73条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 特定組合成立の経過

(1) 合併認可年月日 令和○年○月○日

(2) 合併組合名、事業を廃止した市町村(一部事務組合)名

○○農業共済組合

○○農業共済組合

○○市

○○地区農業共済事務組合

計 ○組合等

2. 事務所の所在地

本所 ○○県(道府)○○市○○町○丁目○番○号

支所(○か所)

○○県(道府)○○市○○町○丁目○番○号

○○県(道府)○○市○○町○丁目○番○号

3. ○○県（道府）農業共済組合の定款、事業規程及び事業計画書
4. ○○県（道府）農業共済組合連合会の財産目録、貸借対照表及び事業報告書
5. 合併に係る行政庁の認可書及び登記簿謄本

(別紙様式 12)

番 号

年月日

農林水産大臣

〇〇 〇〇 殿

〇〇農業共済組合連合会

会長理事 〇〇 〇〇

定款（又は事業規程）変更認可申請書

令和〇〇年〇月〇〇日開催の〇〇において、定款（又は事業規程）の一部を変更する議決が行われたので、農業保険法第 58 条第 2 項の規定に基づき認可されたく、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 定款（又は事業規程）変更理由書
2. 定款（又は事業規程）変更新旧対照表
3. 定款（又は事業規程）全文（現行のもの）
4. 総会（又は総代会）議事録謄本
5. その他必要な書類
（総会等招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

(注) 組合にあつては、「農業共済組合連合会」を「農業共済組合」に、「会長」を「組合長」に、都道府県の区域を超える区域をその区域とする特定組合を除く組合にあつては、さらに「農林水産大臣」を「〇〇県（都道府）知事」に置き換える等所要の手直しを行うこと。

(別紙様式 13)

番 号

年月日

農林水産大臣

〇〇 〇〇 殿

〇〇農業共済組合連合会

会長理事 〇〇 〇〇

定款（又は事業規程）変更に係る届出について

令和〇〇年〇月〇〇日開催の〇〇において、定款（又は事業規程）の一部変更に関する議決がなされたので、農業保険法第 58 条第 4 項の規定に基づき、下記の書類を添えて届出いたします。

記

1. 定款（又は事業規程）変更理由書
2. 定款（又は事業規程）変更新旧対照表
3. 定款（又は事業規程）全文（現行のもの）
4. 総会（又は総代会）議事録謄本
5. その他必要な書類
（総会等招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

(注) 組合にあつては、「農業共済組合連合会」を「農業共済組合」に、「会長」を「組合長」に、都道府県の区域を超える区域をその区域とする特定組合を除く組合にあつては、さらに「農林水産大臣」を「〇〇県（都道府）知事」に置き換える等所要の手直しを行うこと。

(別紙様式 14)

(その 1) 農業共済組合の場合 (農業保険法第 73 条第 4 項の特定組合を除く。)

1 事務費賦課承認申請書の様式

令和 年度事務費賦課承認申請書

令和 年 月 日
番 号

県 (都道府) 知事 殿

住 所
申請者 農業共済組合
組合長理事

当組合において、組合員に対し、下記により事務費を賦課したいので、別紙事業予定計画書、収支予算書及び総会 (総代会) 議事録の謄本を添えて申請する。

記

(1) 事務費賦課額

一般事務費賦課額		円
損害防止費賦課額		円
任意共済事業事務費賦課額		円
特別事務費賦課額		円
計		円

(2) 賦課方法

ア 一般事務費		単 位	単 価
水稲共済割	共済金額	万円当たり	円
陸稲共済割	共済金額	万円当たり	円
麦共済割	共済金額	万円当たり	円
家畜共済割	死産	共済金額	万円当たり
	疾病傷害	共済金額	万円当たり
果樹共済割	収穫	共済金額	万円当たり
	樹体	共済金額	万円当たり
畑作物共済割	共済金額	万円当たり	円
園芸施設共済割	共済金額	万円当たり	円
任意共済割	共済金額	万円当たり	円
組合員割	1人当たり		円
イ 損害防止費	単 位	単 価	
水稲共済割	共済金額	万円当たり	円

陸稻共済割		共済金額	万円当たり	円
麦共済割		共済金額	万円当たり	円
家畜共済割	死産	共済金額	万円当たり	円
	疾病傷害	共済金額	万円当たり	円
果樹共済割	収穫	共済金額	万円当たり	円
	樹体	共済金額	万円当たり	円
畑作物共済割		共済金額	万円当たり	円
園芸施設共済割		共済金額	万円当たり	円
任意共済割		共済金額	万円当たり	円
組合員割		1人当たり		円

ウ 任意共済事業事務費

建物共済		単	位	単 価
建物総合共済		共済金額	万円当たり	円
建物火災共済		共済金額	万円当たり	円
農機具共済				
農機具損害共済		共済金額	万円当たり	円
農機具更新共済		共済金額	万円当たり	円

エ 特別事務費

		単	位	単 価
水稻共済割		共済金額	万円当たり	円
陸稻共済割		共済金額	万円当たり	円
麦共済割		共済金額	万円当たり	円
家畜共済割	死産	共済金額	万円当たり	円
	疾病傷害	共済金額	万円当たり	円
果樹共済割	収穫	共済金額	万円当たり	円
	樹体	共済金額	万円当たり	円
畑作物共済割		共済金額	万円当たり	円
園芸施設共済割		共済金額	万円当たり	円
任意共済割		共済金額	万円当たり	円
組合員割		1人当たり		円

(記入上の注意)

- (1) 賦課方法の「単位」及び「単価」については、賦課しようとする方法(例：a当たり 円、1頭当たり 円、引受方式別)により記載すること。
- (2) 任意共済事業事務費における賦課単価については、組合分と連合会分との合計を記載すること。なお、この場合、建物共済の建物総合共済及び建物火災共済については、物件・構造別の加重平均により算出した数値を記載すること。また、農機具共済の農機具損害共済については、物件・機種別の、農機具更新共済については、物件・機種・共済責任期間別の加重平均により算出した数値を記載すること。
- (3) 事務費賦課承認の後、事務費賦課額及び賦課方法を変更する場合(変更承認という。以下同じ。)は、様式の件名を「令和 年度事務費賦課変更承認申請書」と、申請書文中「…事務費を賦課したいので…」を「…事務費を変更賦課したいので…」と変更して申請すること。また、事務費賦課額及び賦課方法は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

(参考)

賦課単価、賦課方法の変更理由（新設理由）及び新旧対照表

(1) 変更理由（新設理由）

(2) 新旧対照表

ア ○○共済

共済目的の種類	新			旧		
	賦課方法	単価	賦課額	賦課方法	単価	賦課額
		円	円		円	円

イ ○○共済

共済目的の種類	新			旧		
	賦課方法	単価	賦課額	賦課方法	単価	賦課額
		円	円		円	円

(記入上の注意)

この参考は、承認を受けようとする年度において、前年度の賦課単価、賦課方法を変更して申請する場合、賦課単価、賦課方法を新設した場合又は変更承認の申請をする場合に添付するものとする。

2 事業予定計画書の様式

令和 年度事業予定計画書

(1) 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項目	組 合 員 数	農作物 共 済		家 畜 共 済								
				死 廃				疾 病 傷 害				
区域内の概数 前年度引受実績 本年度引受計画 本年度予定引受率	戸	a	a	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭

共済目的等 項目	果 樹 共 済						畑 作 物 共 済			
	収 穫			樹 体						
区域内の概数 前年度引受実績 本年度引受計画 本年度予定引受率	a	a	a	a	a	a	a、箱	a、箱	a、箱	a、箱

共済目的等 項目	園芸施設共済						任意共済		その他	備考
	ガラス室		プラスチックハウス				農家建物	農機具		
区域内の概数 前年度引受実績 本年度引受計画 本年度予定引受率	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	台		

(記入上の注意)

- (1) 共済目的等欄の組合員数における区域内の概数は、農家戸数等を記載すること。
- (2) 共済目的等欄の農作物共済は、共済目的の種類及び引受方式別に記載すること。
- (3) 共済目的等欄の家畜共済は、共済目的の種類別に記載すること。また、育成乳牛及び育成・肥育牛については、内数として子牛等の引受数を()書きで記載すること。
- (4) 共済目的等欄の果樹共済は、共済目的の種類別及び収穫共済にあつては引受方式別及び農業保険法施行規則第137条第2項の申出の有無の別に記載すること。
- (5) 共済目的等欄の畑作物共済は、共済目的の種類別に記載すること。
- (6) 共済目的等欄の園芸施設共済は、施設区分別に記載すること。
- (7) 本年度予定引受率の欄は、次の算式により算出される数値を記載すること。

$$\frac{\text{本年度引受計画}}{\text{区域内の概数}} \times 100$$

- (8) 変更承認申請の場合は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

(2) 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

項目		引 受		共 済 金 額	保 險 金 額	共 済 掛 金			保 險 料	手持共済 掛 金	備 考
		本年度 予 定	前年度 実 績			総 額	国 庫 負担金	農 家 負担金			
共済目的等											
農 作 物		(a) kg	(a) kg	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	計										
家 畜	死 廃	頭	頭								
	疾病傷害										
	計										
果 樹	収 穫	a	a								
	樹 体										
	計										

項 目		引 受		共 済 金 額	保 険 金 額	共 済 掛 金			保 険 料	手持共済 掛 金	備 考
		本年度 予 定	前年度 実 績			総 額	国 庫 負担金	農 家 負担金			
共済目的等											
畑 作 物		(箱,kg) a	(箱,kg) a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	計										
園 芸 施 設	ガラス 室		棟								
	プラス チック ハウス										
	計										
合 計											

(記入上の注意)

- (1) 共済目的等の欄の記入方法は、(1)共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画と同じとする。
- (2) 変更承認申請の場合は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

イ 任意共済事業の規模

項 目		引 受		共 済 金 額	保 険 金 額	共 済 掛 金				保 険 料	手持共済 掛 金	備 考
		本年度 予 定	前年度 実 績			A 総 額 B + C	B 共 済 掛 金	C 事務費賦課金				
								組合分	連合会分			
建 物	総 合 火 災	棟	棟	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
農 機 具	損 害 更 新	台	台									
計												

(記入上の注意)

変更承認申請の場合は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

(3) 引受計画と実施方策 (収支概算書との関連についても記載すること。)

- ア 農作物共済
- イ 家畜共済 (家畜診療所の運営方策についても記載すること。)
- ウ 果樹共済
- エ 畑作物共済
- オ 園芸施設共済
- カ 任意共済

(4) 損害評価の適正化の方策 (共済事業の種類別に記載すること。)

(5) 損害防止事業の実施方策 (共済事業の種類別に記載すること。)

- ア 施 設
- イ 事業内容

(6) 執行体制の整備

- ア 事務執行体制の整備方法
- イ 共済連絡員の設置及び職務
- ウ 職制及び職員の配置計画
- エ 役職員研修等の体制及び計画

(7) 予算統制の方策

3 業務収支予算書

(1) 収入の部

科 目	本年度 予算額 (A)	前 年 度		増 減 (A)-(B)	積 算 基 礎
		予算額 (B)	決算額		
前期繰越業務残金	千円	千円	千円	千円	
前期防災事業繰越残金					
受 取 補 助 金					
国 庫 補 助 金					
事務費負担金					
その他補助金					
県 費 補 助 金					
事務費補助金					
その他補助金					
市 町 村 補 助 金					
事務費補助金					
その他補助金					
そ の 他					
受 取 奨 励 金					
賦 課 金					
事務費賦課金					
水 稻 共 済 割					
陸 稻 共 済 割					
麦 共 済 割					
家畜共済割 死廃					
疾病傷害					
果樹共済割 収穫					
樹体					
畑作物共済割					
園芸施設共済割					
任意共済割					
農機具更新共済割					
組 合 員 割					

<p> 特 別 賦 課 金 水 稻 共 済 割 陸 稻 共 済 割 麦 共 済 割 家畜共済割 死廃 疾病傷害 果樹共済割 収穫 樹体 畑作物共済割 園芸施設共済割 任 意 共 済 割 農機具更新共済割 組 合 員 割 防 災 賦 課 金 受 託 収 入 収入保険受託収入 その他受託収入 損 害 防 止 収 入 受取損害防止事業負担金 受取一般損害防止事業負担金 受取特定損害防止事業負担金 受 取 寄 付 金 受 取 利 息 事 業 勘 定 受 入 農作物共済勘定受入 家畜共済勘定受入 果樹共済勘定受入 畑作物共済勘定受入 園芸施設共済勘定受入 任意共済勘定受入 農機具更新共済勘定受入 家畜診療所勘定受入 業 務 貸 倒 引 当 金 戻 入 業 務 雑 収 入 建 設 引 当 金 戻 入 </p>					
---	--	--	--	--	--

修繕引当金戻入					
更新引当金戻入					
退職給与金施設預託金付加金収入					
退職給与金施設転貸福祉貸付受取利息					
有価証券処分益					
業務財産処分益					
業務雑利益					
業務繰延不足金繰入					
合 計					

(記入上の注意)

変更承認申請の場合は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

(備考) 業務不足金補填計画

事 項 区 分	前期繰延業務 不 足 金	本 年 度	翌 年 度	翌々年度
補填計画繰延額	千円	千円	千円	千円

(2) 支出の部

科 目	本年度 予算額 (A)	前 年 度		増 減 (A)-(B)	積 算 基 礎
		予算額 (B)	決算額		
前期繰越業務不足金 支払賦課金 支払事務費賦課金 支払特別賦課金 支払防災賦課金 人 件 費 役員報酬 職員給料手当 職員給料 扶養手当 地域手当 通勤手当 期末勤勉手当 住居手当 その他 法定福利費 厚生福利費 退職給付引当金繰入 退職給与金 (-)退職給付引当金戻入 賃 金 旅 費 交 通 費 役員旅費交通費 職員旅費交通費 事 務 費 通信運搬費 図書印刷費 消耗品費 手数料 業務費 会議費 交際費 講習会費 業務支払利息 委託費 報 酬 共済連絡員手当 運営委員手当 委員等旅費	千円	千円	千円	千円	

諸謝金				
普及推進費				
広報費				
事業奨励費				
施設費				
光熱水費				
備消費				
燃料費				
賃借料				
修繕維持費				
保険料				
車両リサイクル費				
損害評価費				
報				
評価委員会				
評価員				
旅費				
会議				
賃借料				
賃借料				
燃料費				
実測費				
実測器具購入費				
雑費				
損害防止費				
諸税負担金				
公課費				
関係団体負担金				
事業勘定繰入				
農作物共済勘定繰入				
家畜共済勘定繰入				
果樹共済勘定繰入				
畑作物共済勘定繰入				
園芸施設共済勘定繰入				
任意共済勘定繰入				
農機具更新共済勘定繰入				
家畜診療所勘定繰入				
業務貸倒引当金繰入				
業務雑費				
建設引当金繰入				
修繕引当金繰入				
更新引当金繰入				
固定資産自己財源取得費				
外部出資費				
有形固定資産取得費				
無形固定資産取得費				

リース資産除去損				
リース債務解約損				
防災事業繰延残金繰入				
退職給与金施設転貸福祉貸付支払利息				
有価証券処分損				
有価証券評価損				
業務財産処分損				
業務貸倒損失				
業務雑損失				
業務繰延残金繰入				
計				
予備費				
合 計				

(記入上の注意)

変更承認申請の場合は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

4 防災事業収支予算明細

(1) 収入の部

科 目	本年度予算額			前 年 度						増 減 (A)-(B)	積 算 基 礎
	総 額 (A)	一 般	家畜 特損	予 算 額			決 算 額				
				総額 (B)	一 般	家畜 特損	総額	一 般	家畜 特損		
前期防災事業繰越残金	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
受取補助課金											
防 災 賦 課 金											
水 稲 共 済 割 割											
陸 稲 共 済 割 割											
麦 共 済 割 割											
家 畜 共 済 割 割											
果樹共済割 死 廃											
疾病傷害											
収 穫 体											
畑作物共済割 割											
園芸施設共済割 割											
任意共済割 割											
農機具更新共済割 割											
組 合 員 割 割											
損害防止収入											
受取損害防止事業負担金											
事業勘定受入											
農作物共済勘定受入											
家畜共済勘定受入											
果樹共済勘定受入											
畑作物共済勘定受入											
園芸施設共済勘定受入											
任意共済勘定受入											
農機具更新共済勘定受入											
家畜診療所勘定受入											
業務受入額											
合 計											

(記入上の注意)

(1) 業務受入額は経理科目ではない(業務受入額=支出計-業務受入額を除く収入計)。なお、業務受入額は、防災事業繰延残金繰入がある場合には生じない。

(2) 一般の欄には、家畜共済の特定損害防止事業費以外の損害防止費を記載する。

(3) 変更承認申請の場合は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

(2) 支出の部

科 目	本年度予算額			前 年 度						増 減 (A)-(B)	積 算 基 礎
	総 額 (A)	一 般	家畜 特損	予 算 額			決 算 額				
				総 額 (B)	一 般	家畜 特損	総額	一 般	家畜 特損		
旅 費 交 通 費 職 員 旅 費 交 通 費 事 務 印 刷 費 損 害 防 止 費 薬 劑 費 賃 借 料 費 燃 料 費 技 術 者 雇 上 料 旅 器 具 購 入 費 修 理 費 委 託 費 支 払 防 災 賦 課 金 事 業 勘 定 繰 入 防 災 事 業 繰 延 金 繰 入 固 定 資 産 自 己 財 源 取 得 費 合 計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(記入上の注意)

(1) 事業勘定繰入は、自己が経営する診療所が損害防止を行う場合の家畜診療所勘定への繰入額を記載する。

(2) 一般の欄には、家畜共済の特定損害防止事業費以外の損害防止費を記載する。

(3) 固定資産自己財源取得費は、一般損害防止事業のために購入した損害防止器具のうち、有形固定資産として処理したものに係る取得費用を記載する。

(4) 変更承認申請の場合は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

(その2) 農業保険法第73条第4項の特定組合の場合

1 事務費賦課承認申請書の様式

令和 年度事務費賦課承認申請書

令和 年 月 日
番 号

県(都道府)知事 殿

住 所
申請者 農業共済組合
組合長理事

当組合において、組合員に対し、下記により事務費を賦課したいので、別紙事業予定計画書、収支予算書及び総会(又は総代会)議事録の謄本を添えて申請する。

記

(1) 事務費賦課額

一般事務費賦課額	円
損害防止費賦課額	円
任意共済事業事務費賦課額	円
特別事務費賦課額	円
計	円

(2) 賦課方法

ア 一般事務費	単	位	単 価
水稲共済割	共済金額	万円当たり	円
陸稲共済割	共済金額	万円当たり	円
麦共済割	共済金額	万円当たり	円
家畜共済割	死廃	共済金額	万円当たり
	疾病傷害	共済金額	万円当たり
果樹共済割	収穫	共済金額	万円当たり
	樹体	共済金額	万円当たり
畑作物共済割	共済金額	万円当たり	円
園芸施設共済割	共済金額	万円当たり	円
任意共済割	共済金額	万円当たり	円
組合員割	1人当たり		円
イ 損害防止費	単	位	単 価
水稲共済割	共済金額	万円当たり	円
陸稲共済割	共済金額	万円当たり	円
麦共済割	共済金額	万円当たり	円
家畜共済割	死廃	共済金額	万円当たり

	疾病傷害	共済金額	万円当たり	円
果樹共済割	収穫	共済金額	万円当たり	円
	樹体	共済金額	万円当たり	円
畑作物共済割		共済金額	万円当たり	円
園芸施設共済割		共済金額	万円当たり	円
任意共済割		共済金額	万円当たり	円
組合員割		1人当たり		円

ウ 任意共済事業事務費

建物共済		単	位	単 価
建物総合共済		共済金額	万円当たり	円
建物火災共済		共済金額	万円当たり	円
団体建物共済		共済金額	万円当たり	円
農機具共済				
農機具損害共済		共済金額	万円当たり	円
農機具更新共済		共済金額	万円当たり	円
団体農機具共済		共済金額	万円当たり	円

エ 特別事務費

		単	位	単 価
水稻共済割		共済金額	万円当たり	円
陸稲共済割		共済金額	万円当たり	円
麦共済割		共済金額	万円当たり	円
家畜共済割	死産	共済金額	万円当たり	円
	疾病傷害	共済金額	万円当たり	円
果樹共済割	収穫	共済金額	万円当たり	円
	樹体	共済金額	万円当たり	円
畑作物共済割		共済金額	万円当たり	円
園芸施設共済割		共済金額	万円当たり	円
任意共済割		共済金額	万円当たり	円
組合員割		1人当たり		円

(記入上の注意)

- (1) 賦課方法の「単位」及び「単価」については、賦課しようとする方法(例: a 当たり 円、1頭当たり 円、引受方式別)により記載すること。
- (2) 任意共済事業事務費における賦課単価について、建物共済の建物総合共済及び建物火災共済については、物件・構造別の加重平均により算出した数値を記載すること。また、農機具共済の農機具損害共済については、物件・機種別の、農機具更新共済については、物件・機種・共済責任期間別の加重平均により算出した数値を記載すること。
- (3) 事務費賦課承認の後、事務費賦課額及び賦課方法を変更する場合(変更承認という。以下同じ。)は、様式の件名を「令和 年事務費賦課変更承認申請書」と申請書文中「…事務費を賦課したいので…」を「…事務費を変更賦課したいので…」と変更して申請すること。また、事務費賦課額及び賦課方法は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。
- (4) 都道府県の区域を超える区域をその区域とする特定組合にあっては、「県(都道府)知事」を「農林水産大臣」に置き換える等所要の手直しを行うこと。

(参考)

賦課単価、賦課方法の変更理由（新設理由）及び新旧対照表

(1) 変更理由（新設理由）

(2) 新旧対照表

ア ○○共済

共済目的の種類	新			旧		
	賦課方法	単価	賦課額	賦課方法	単価	賦課額
		円	円		円	円

イ ○○共済

共済目的の種類	新			旧		
	賦課方法	単価	賦課額	賦課方法	単価	賦課額
		円	円		円	円

(記入上の注意)

この参考は、承認を受けようとする年度において、前年度の賦課単価、賦課方法を変更して申請する場合、賦課単価、賦課方法を新設した場合又は変更承認の申請をする場合に添付するものとする。

2 事業予定計画書の様式

令和 年度事業予定計画書

(1) 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項目	組 合 員 数	農作物 共 済		家 畜 共 済								
				死 廃				疾 病 傷 害				
区域内の概数 前年度引受実績 本年度引受計画 本年度予定引受率	戸	a	a	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭

共済目的等 項目	果 樹 共 済						畑 作 物 共 済			
	収 穫			樹 体						
区域内の概数 前年度引受実績 本年度引受計画 本年度予定引受率	a	a	a	a	a	a	a、箱	a、箱	a、箱	a、箱

共済目的等 項目	園 芸 施 設 共 済						任意共済				その他	備 考
	ガラス室		プラスチックハウス				建 物	団 体 建 物	農 機 具	団 体 農 機 具		
区域内の概数 前年度引受実績 本年度引受計画 本年度予定引受率	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	台	台		

(記入上の注意)

- (1) 共済目的等欄の組合員数における区域内の概数は、農家戸数等を記載すること。
- (2) 共済目的等欄の農作物共済は、共済目的の種類及び引受方式別に記載すること。
- (3) 共済目的等欄の家畜共済は、共済目的の種類別に記載すること。また、育成乳牛及び育成・肥育牛については、内数として子牛等の引受数を()書きで記載すること。
- (4) 共済目的等欄の果樹共済は、共済目的の種類別及び収穫共済にあつては引受方式別及び農業保険法施行規則第137条第2項の申出の有無の別に記載すること。
- (5) 共済目的等欄の畑作物共済は、共済目的の種類別に記載すること。
- (6) 共済目的等欄の園芸施設共済は、施設区分別に記載すること。
- (7) 本年度予定引受率の欄は、次の算式により算出される数値を記載すること。

$$\frac{\text{本年度引受計画}}{\text{区域内の概数}} \times 100$$

- (8) 変更承認申請の場合は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

(2) 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

共済目的等		項 目		引 受		共 済 金 額	共 済 掛 金			保 険 料 (D)	交 付 (納 入) 保 険 料 (E)= (B)-(D)	手持共済 掛 金	備 考
		本年度 予 定	前年度 実 績	総 額 (A)	国 庫 負担金 (B)		農 家 負担金 (C)						
農 作 物		(a) kg	(a) kg	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	計												
家 畜	死 廃		頭	頭									
	疾 病 傷 害												
	計												
果 樹	収 穫		a	a									
	樹 体												
	計												

項目		引 受		共 済 金 額	共 済 掛 金			保 険 料 (D)	交 付 (納 入) 保 険 料 (E)= (B)-(D)	手持共済 掛 金	備 考
		本年度 予 定	前年度 実 績		総 額 (A)	国 庫 負担金 (B)	農 家 負担金 (C)				
共済目的等		(箱,kg) a	(箱,kg) a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
畑 作 物											
	計										
園 芸 施 設	ガラス 室		棟	棟							
	プラス チック ハウス										
	計										
合 計											

(記入上の注意)

- (1) 共済目的等欄の記入方法は、(1)共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画と同じとする。
- (2) 変更承認申請の場合は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

イ 任意共済事業の規模

項 目		引 受		共 済 金 額	共済掛金、賦課金			再共済 掛 金 B	再共済 手数料 C	手持共済 掛 金 D= A-(B-C)	備 考
		本年度 予 定	前年度 実 績		総 額	共済掛金 A	事務費 賦課金				
建 物	総合 火災	棟	棟	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	団 体 建 物										
農 機 具	損 害 更 新	台	台								
	団 体 農 機 具										
計											
再 共 済 割 合					再 共 済 手 数 料 率			総 合		%	
								火 災		%	

(記入上の注意)

変更承認申請の場合は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

(3) 引受計画と実施方策 (収支概算書との関連についても記載すること。)

- ア 農作物共済
- イ 家畜共済 (家畜診療所の運営方策についても記載すること。)
- ウ 果樹共済
- エ 畑作物共済
- オ 園芸施設共済
- カ 任意共済

(4) 損害評価の適正化の方策 (共済事業の種類別に記載すること。)

(5) 損害防止事業の実施方策
(共済事業の種類別に記載すること。)

- ア 施設
- イ 事業内容

(6) 執行体制の整備

- ア 事務執行体制の整備方法
- イ 共済連絡員の設置及び職務
- ウ 職制及び職員の配置計画
- エ 役職員研修等の体制及び計画

(7) 予算統制の方策

3 業務収支予算書

(1) 収入の部

科 目	本年度 予算額 (A)	前 年 度		増 減 (A)-(B)	積 算 基 礎
		予算額 (B)	決算額		
前期繰越業務残金	千円	千円	千円	千円	
前期防災事業繰越残金					
受 取 補 助 金					
国 庫 補 助 金					
事務費負担金					
その他補助金					
県 費 補 助 金					
事務費補助金					
その他補助金					
市 町 村 補 助 金					
事務費補助金					
その他補助金					
その他補助金					
賦 課 金					
事務費賦課金					
水 稻 共 済 割					
陸 稻 共 済 割					
麦 共 済 割					
家畜共済割 死廃					
疾病傷害					
果樹共済割 収穫					
樹体					
畑作物共済割					
園芸施設共済割					
任意共済割					
農機具更新共済割					
組 合 員 割					
特別賦課金					
水 稻 共 済 割					
陸 稻 共 済 割					
麦 共 済 割					
家畜共済割 死廃					
疾病傷害					
果樹共済割 収穫					
樹体					
畑作物共済割					
園芸施設共済割					
任意共済割					

農機具更新共済割 組合員割 防災賦課金 受託収入 収入保険受託収入 その他受託収入 損害防止収入 受取寄付金 受取利息 事業勘定受入 農作物共済勘定受入 家畜共済勘定受入 果樹共済勘定受入 畑作物共済勘定受入 園芸施設共済勘定受入 任意共済勘定受入 農機具更新共済勘定受入 家畜診療所勘定受入 拠出金払戻準備金戻入 業務貸倒引当金戻入 業務雑収入 建設引当金戻入 修繕引当金戻入 更新引当金戻入 退職給与金施設預託金付加金収入 退職給与金施設転貸福祉貸付受取利息 有価証券処分益 業務財産処分益 業務雑利益 業務繰延不足金繰入 合 計					
---	--	--	--	--	--

(備考) 業務不足金補填計画

事 項 区 分	前期繰延業務 不 足 金	本 年 度	翌 年 度	翌々年度
補填計画繰延額	千円	千円	千円	千円

(記入上の注意)

変更承認申請の場合は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

(2) 支出の部

科 目	本年度 予算額 (A)	前 年 度		増 減 (A)-(B)	積 算 基 礎
		予算額 (B)	決算額		
前期繰越業務不足金 人 件 費 役 員 報 酬 職 員 給 料 手 当 職 員 給 料 扶 養 手 当 地 域 手 当 通 勤 手 当 期 末 勤 勉 手 当 住 居 手 当 そ の 他 法 定 福 利 費 厚 生 福 利 費 退 職 給 付 引 当 金 繰 入 退 職 給 与 金 (-) 退 職 給 付 引 当 金 戻 入 賃 金 旅 費 交 通 費 役 員 旅 費 交 通 費 職 員 旅 費 交 通 費 事 務 費 通 信 運 搬 費 函 書 印 刷 費 消 耗 品 費 手 数 料 費 業 務 費 会 議 費 交 際 費 講 習 会 費 業 務 支 払 利 息 委 託 費 報 酬 共 済 連 絡 員 手 当 運 営 委 員 手 当 委 員 等 旅 費 諸 謝 金 普 及 推 進 費 広 報 費 事 業 奨 励 費	千円	千円	千円	千円	

施 設	費			
光 熱 水	費			
備 消 品	費			
燃 料	費			
賃 借	料			
修 繕 維 持	費			
保 險	料			
車 兩 リ サ イ ク ル	費			
損 害 評 価	費			
報	酬			
評 価 会 委	員			
評 価	員			
旅	費			
会 議	費			
賃 借	金			
賃 借	料			
燃 料	費			
実 測	費			
実 測 器 具 購 入	費			
雜	費			
損 害 防 止	費			
諸 税 負 担	金			
公 課	費			
協 会 負 担	金			
関 係 団 体 負 担	金			
事 業 勘 定 繰 入				
農 作 物 共 済 勘 定 繰 入				
家 畜 共 済 勘 定 繰 入				
果 樹 共 済 勘 定 繰 入				
畑 作 物 共 済 勘 定 繰 入				
園 芸 施 設 共 済 勘 定 繰 入				
任 意 共 済 勘 定 繰 入				
農 機 具 更 新 共 済 勘 定 繰 入				
家 畜 診 療 所 勘 定 繰 入				
抛 出 金 払 戻 準 備 金 繰 入				
業 務 貸 倒 引 当 金 繰 入				
業 務 雜 費				
建 設 引 当 金 繰 入				
修 繕 引 当 金 繰 入				
更 新 引 当 金 繰 入				
固 定 資 産 自 己 財 源 取 得 費				
外 部 出 資 費				
有 形 固 定 資 産 取 得 費				
無 形 固 定 資 産 取 得 費				
リ ー ス 資 産 除 去 損				
リ ー ス 債 務 解 約 損				

防災事業繰延残金繰入 退職給与金施設転貸福祉貸付支払利息 有価証券処分損 有価証券評価損 業務財産処分損 業務貸倒損失 業務雑損失 業務繰延残金繰入 計 予備費 合 計					
--	--	--	--	--	--

(記入上の注意)

変更承認申請の場合は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

4 防災事業収支予算明細

(1) 収入の部

科 目	本年度予算額			前 年 度						増 減 (A)-(B)	積 算 基 礎	
	総 額 (A)	一 般	家畜 特損	予 算 額			決 算 額					
				総額 (B)	一 般	家畜 特損	総額	一 般	家畜 特損			
前期防災事業繰越残金	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
受取補助課金												
防 災 賦 課 金												
水 稲 共 済 割 割												
陸 稲 共 済 割 割												
麦 共 済 割 割												
家畜共済割 死 廃												
果樹共済割 疾病傷害												
畑作物共済割 収 穫 体 割												
園芸施設共済割 割												
任意共済割 割												
農機具更新共済割 割												
組 合 員 割												
損害防止収入												
事業勘定受入												
農作物共済勘定受入												
家畜共済勘定受入												
果樹共済勘定受入												
畑作物共済勘定受入												
園芸施設共済勘定受入												
任意共済勘定受入												
農機具更新共済勘定受入												
家畜診療所勘定受入												
業務受入額												
合 計												

(記入上の注意)

(1) 業務受入額は経理科目ではない(業務受入額=支出計-業務受入額を除く収入計)。なお、業務受入額は、防災事業繰延残金繰入がある場合には生じない。

(2) 一般の欄には、家畜共済の特定損害防止事業費以外の損害防止費を記載する。

(3) 変更承認申請の場合は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

(2) 支出の部

科 目	本年度予算額			前 年 度						増 減	積 算 基 礎
	総 額 (A)	一 般	家畜 特損	予 算 額			決 算 額				
				総額 (B)	一 般	家畜 特損	総額	一 般	家畜 特損	(A)-(B)	
旅 費 交 通 費 職 員 旅 費 交 通 費 事 務 費 損 害 防 止 費 薬 劑 費 賃 借 料 費 燃 料 費 技 術 者 雇 上 料 旅 器 具 購 入 費 修 理 費 委 託 費 雑 費 事 業 勘 定 繰 入 防 災 事 業 繰 延 金 繰 入 固 定 資 産 自 己 財 源 取 得 費 合 計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(記入上の注意)

(1) 事業勘定繰入は、自己が経営する診療所が損害防止を行う場合の家畜診療所勘定への繰入額を記載する。

(2) 一般の欄には、家畜共済の特定損害防止事業費以外の損害防止費を記載する。

(3) 固定資産自己財源取得費は、一般損害防止事業のために購入した損害防止器具のうち、有形固定資産として処理したものに係る取得費用を記載する。

(4) 変更承認申請の場合は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

(別紙様式 15)

1 事務費賦課承認申請書の様式

令和 年度事務費賦課承認申請書

令和 年 月 日
番 号

農林水産大臣 殿

住 所
申請者 農業共済組合連合会
会長理事

当連合会において、会員に対し、下記により事務費を賦課したいので、別紙事業予定計画書、収支予算書及び総会（総代会）議事録の謄本を添えて申請する。

記

(1) 事務費賦課額

一般事務費賦課額	円
損害防止費賦課額	円
任意共済事業事務費賦課額	円
特別事務費賦課額	円
計	円

(2) 賦課方法

ア 一般事務費	単	位	単 価	
水稻共済割	共済金額	万円当たり	円	
陸稲共済割	共済金額	万円当たり	円	
麦共済割	共済金額	万円当たり	円	
家畜共済割	死廃	共済金額	万円当たり	円
	疾病傷害	共済金額	万円当たり	円
果樹共済割	収穫	共済金額	万円当たり	円
	樹体	共済金額	万円当たり	円
畑作物共済割	共済金額	万円当たり	円	
園芸施設共済割	共済金額	万円当たり	円	
任意共済割	共済金額	万円当たり	円	
会 員 割	1 組合等当たり		円	
イ 損害防止費	単	位	単 価	
水稻共済割	共済金額	万円当たり	円	
陸稲共済割	共済金額	万円当たり	円	
麦共済割	共済金額	万円当たり	円	

家畜共済割	死産	共済金額	万円当たり	円
	疾病傷害	共済金額	万円当たり	円
果樹共済割	収穫	共済金額	万円当たり	円
	樹体	共済金額	万円当たり	円
畑作物共済割		共済金額	万円当たり	円
園芸施設共済割		共済金額	万円当たり	円
任意共済割		共済金額	万円当たり	円
会 員 割		1組合等当たり		円
ウ 任意共済事業事務費				
保険関係				
建物共済		単	位	単 価
建物総合共済		共済金額	万円当たり	円
建物火災共済		共済金額	万円当たり	円
農機具共済				
農機具損害共済		共済金額	万円当たり	円
農機具更新共済		共済金額	万円当たり	円
共済関係				
建物共済		単	位	単 価
建物総合共済		共済金額	万円当たり	円
建物火災共済		共済金額	万円当たり	円
団体建物共済		共済金額	万円当たり	円
農機具共済				
農機具損害共済		共済金額	万円当たり	円
農機具更新共済		共済金額	万円当たり	円
団体農機具共済		共済金額	万円当たり	円
エ 特別事務費		単	位	単 価
水稻共済割		共済金額	万円当たり	円
陸稲共済割		共済金額	万円当たり	円
麦共済割		共済金額	万円当たり	円
家畜共済割	死産	共済金額	万円当たり	円
	疾病傷害	共済金額	万円当たり	円
果樹共済割	収穫	共済金額	万円当たり	円
	樹体	共済金額	万円当たり	円
畑作物共済割		共済金額	万円当たり	円
園芸施設共済割		共済金額	万円当たり	円
任意共済割		共済金額	万円当たり	円
会 員 割		1組合等当たり		円

(記入上の注意)

- (1) 賦課方法の「単位」及び「単価」については、賦課しようとする方法(例: a 当たり 円、1頭当たり 円、引受方式別)により記載すること。
- (2) 任意共済事業事務費における建物共済の建物総合共済及び建物火災共済の賦課単価については、物件・構造別の加重平均により算出した数値を記載すること。また、農機具共済の農

機具損害共済の賦課単価については、物件・機種別の、農機具更新共済の賦課単価については、物件・機種・共済責任期間別の加重平均により算出した数値を記載すること。

- (3) 事務費賦課承認の後、事務費賦課額及び賦課方法を変更する場合(変更承認という。以下同じ。)は、様式の件名を「令和 年事務費賦課変更承認申請書」と申請書文中「…事務費を賦課したいので…」を「…事務費を変更賦課したいので…」と変更して申請すること。また、事務費賦課額及び賦課方法は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

(参考)

賦課単価、賦課方法の変更理由（新設理由）及び新旧対照表

(1) 変更理由（新設理由）

(2) 新旧対照表

ア ○○共済

共済目的の種類	新			旧		
	賦課方法	単価	賦課額	賦課方法	単価	賦課額
		円	円		円	円

イ ○○共済

共済目的の種類	新			旧		
	賦課方法	単価	賦課額	賦課方法	単価	賦課額
		円	円		円	円

(記入上の注意)

この参考は、承認を受けようとする年度において、前年度の賦課単価、賦課方法を変更して申請する場合、賦課単価、賦課方法を新設した場合又は変更承認の申請をする場合に添付するものとする。

2 事業予定計画書の様式

令和 年度事業予定計画書

(1) 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項目	会 員 数	組 合 員 数	農作物 共 済		家 畜 共 済							
					死 廃				疾 病 傷 害			
区域内の概数 前年度引受実績 本年度引受計画 本年度予定引受率		戸	a	a	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭

共済目的等 項目	果 樹 共 済						畑 作 物 共 済			
	収 穫			樹 体						
区域内の概数 前年度引受実績 本年度引受計画 本年度予定引受率	a	a	a	a	a	a	a、箱	a、箱	a、箱	a、箱

	園 芸 施 設 共 済						任意共済				その他	備 考
	ガラス室		プラスチックハウス				建 物	団 体 建 物	農 機 具	団 体 農 機 具		
区域内の概数 前年度引受実績 本年度引受計画 本年度予定引受率	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	台	台		

(記入上の注意)

- (1) 共済目的等欄の組合員数における区域内の概数は、農家戸数等を記載すること。
- (2) 共済目的等欄の農作物共済は、共済目的の種類及び引受方式別に記載すること。
- (3) 共済目的等欄の家畜共済は、共済目的の種類別に記載すること。また、育成乳牛及び育成・肥育牛については、内数として子牛等の引受数を()書きで記載すること。
- (4) 共済目的等欄の果樹共済は、共済目的の種類別及び収穫共済にあつては引受方式別及び農業保険法施行規則第 137 条第 2 項の申出の有無の別に記載すること。
- (5) 共済目的等欄の畑作物共済は、共済目的の種類別に記載すること。
- (6) 共済目的等欄の園芸施設共済は、施設区分別に記載すること。
- (7) 本年度予定引受率の欄は、次の算式により算出される数値を記載すること。

$$\frac{\text{本年度引受計画}}{\text{区域内の概数}} \times 100$$

- (8) 変更承認申請の場合は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

(2) 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

項目		引 受		共 済 金 額	保 険 金 額	共 済 掛 金			保 険 料 総 額 (D)	徴 収 す べ き 保 険 料 (E)= (D)-(B)	再 保 険 料 (F)	交 付 (納 入) 保 険 料 (G)= (B)-(F)	手 持 保 険 料 (H)	備 考
		本 年 度 予 定	前 年 度 実 績			総 額 (A)	国 庫 負 担 金 (B)	農 家 負 担 金 (C)						
共済目的等														
農 作 物		(a) kg	(a) kg	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	計													
家 畜	死 廃	頭	頭											
	疾 病 傷 害													
	計													
果 樹	収 穫	a	a											
	樹 体													
	計													

項目	引受		共済金額	保険金額	共済掛金			保険料総額 (D)	徴収すべき 保険料 (E)= (D)-(B)	再保険料 (F)	交付 (納入) 保険料 (G)= (B)-(F)	手持 保険料 (H)	備考
	本年度 予定	前年度 実績			総額 (A)	国庫 負担金 (B)	農家 負担金 (C)						
共済目的等													
畑作物		(箱,kg) a	(箱,kg) a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	計												
園芸施設	ガラス室	棟	棟										
	プラスチックハウス												
	計												
合計													

(記入上の注意)

- (1) 共済目的等欄の記入方法は、(1)共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画と同じとする。
- (2) 変更承認申請の場合は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

イ 任意共済保険事業の規模

共済目的		項 目		引 受		共 済 金 額	保 險 金 額	保 険 料、 賦 課 金（共済掛金）			再共済 掛 金 B	再共済 手数料 C	手 持 保 険 料 D= A-(B-C)	備 考
		本 年 度 予 定	前 年 度 実 績	総 額	保 險 料 A			事 務 費 賦 課 金						
								組 合 分	連 合 会 分	計				
保 險 関 係	建 物	総 合 火 災	棟	棟	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	農 機 具	損 害 更 新	台	台										
	計													
共 済 関 係	建 物 総 合 火 災		棟	棟										
	団 体 建 物													
	農 機 具	損 害 更 新	台	台										
	団 体 農 機 具													
	計													
合 計														
再 共 済 割 合							%		再共済 手 数 料 率		総 合		%	
											火 災		%	

(記入上の注意)

変更承認申請の場合は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

(3) 引受計画と実施方策（収支概算書との関連についても記載すること。）

ア 農作物共済

イ 家畜共済（家畜診療所の運営方策についても記載すること。）

ウ 果樹共済

エ 畑作物共済

オ 園芸施設共済

カ 任意共済

(4) 損害評価の適正化の方策（共済事業の種類別に記載すること。）

(5) 損害防止事業の実実施計画（共済事業の種類別に記載すること。）

ア 施設

イ 事業内容

(6) 執行体制の整備

ア 事務執行体制の整備方法

イ 職制及び職員の配置計画

ウ 役職員研修等の体制及び計画

(7) 会員の指導及び会員の事業推進の実実施方策（普及推進費との関連）

ア 各種講習会の実施方策

イ 事業推進の指導

ウ その他

(8) 予算統制の方策

3 業務収支予算書

(1) 収入の部

科 目	本年度 予算額 (A)	前 年 度		増 減 (A)-(B)	積 算 基 礎
		予算額 (B)	決算額		
前期繰越業務残金	千円	千円	千円	千円	
前期防災事業繰越残金					
受 取 補 助 金					
国 庫 補 助 金					
事務費負担金					
その他補助金					
県 費 補 助 金					
事務費負担金					
その他補助金					
その他補助金					
賦 課 金					
事務費賦課金					
水 稻 共 済 割					
陸 稻 共 済 割					
麦 共 済 割					
家畜共済割 死廃					
疾病傷害					
果樹共済割 収穫					
樹体					
畑作物共済割					
園芸施設共済割					
任意共済割					
農機具更新共済割					
会 員 割					
特別賦課金					
水 稻 共 済 割					
陸 稻 共 済 割					
麦 共 済 割					
家畜共済割 死廃					
疾病傷害					
果樹共済割 収穫					
樹体					
畑作物共済割					
園芸施設共済割					
任意共済割					
農機具更新共済割					
会 員 割					
防 災 賦 課 金					

受 託 収 入 収入保険受託収入 その他受託収入 損 害 防 止 収 入 受 取 寄 付 金 受 取 利 息 事 業 勘 定 受 入 農作物共済勘定受入 家畜共済勘定受入 果樹共済勘定受入 畑作物共済勘定受入 園芸施設共済勘定受入 任意共済勘定受入 農機具更新共済勘定受入 家畜診療所勘定受入 拠出金払戻準備金戻入 業務貸倒引当金戻入 業 務 雑 収 入 建 設 引 当 金 戻 入 修 繕 引 当 金 戻 入 更 新 引 当 金 戻 入 退職給与金施設預託金付加金収入 退職給与金施設転貸福祉貸付受取利息 有 価 証 券 処 分 益 業 務 財 産 処 分 益 業 務 雑 利 益 業務繰延不足金繰入 合 計					
--	--	--	--	--	--

(備考) 業務不足金補填計画

事 項 区 分	前期繰延業務 不 足 金	本 年 度	翌 年 度	翌々年度
補填計画繰延額	千円	千円	千円	千円

(記入上の注意)

変更承認申請の場合は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

(2) 支出の部

科 目	本年度 予算額 (A)	前 年 度		増 減 (A)-(B)	積 算 基 礎
		予算額 (B)	決算額		
前期繰越業務不足金 人 件 費 役 員 報 酬 職 員 給 料 手 当 職 員 給 料 扶 養 手 当 地 域 手 当 通 勤 手 当 期 末 勤 勉 手 当 住 居 手 当 そ の 他 法 定 福 利 費 厚 生 福 利 費 退 職 給 付 引 当 金 繰 入 退 職 給 与 金 (-) 退 職 給 付 引 当 金 戻 入 賃 金 旅 費 交 通 費 役 員 旅 費 交 通 費 職 員 旅 費 交 通 費 事 務 費 通 信 運 搬 費 函 書 印 刷 費 消 耗 品 費 手 数 料 費 業 務 費 会 議 費 交 際 費 講 習 会 費 業 務 支 払 利 息 費 委 託 費 報 酬 費 委 員 等 旅 費 諸 謝 金 普 及 推 進 費 広 報 費 事 業 奨 励 費 施 設 費 光 熱 水 費	千円	千円	千円	千円	

備用品費				
燃料費				
賃借料				
修繕維持費				
保険料				
車両リサイクル費				
損害評価費				
報酬				
評価委員会				
評価員				
旅費				
会議費				
賃借料				
燃料費				
実測費				
実測賃金				
実測旅費				
自動車使用料				
実測器具購入費				
雑費				
損害防止費				
損害防止事業負担金				
諸税負担金				
公課費				
協会負担金				
団体支払賦課金				
関係団体負担金				
事業勘定繰入				
農作物共済勘定繰入				
家畜共済勘定繰入				
果樹共済勘定繰入				
畑作物共済勘定繰入				
園芸施設共済勘定繰入				
任意共済勘定繰入				
農機具更新共済勘定繰入				
家畜診療所勘定繰入				
拠出金払戻準備金繰入				
業務貸倒引当金繰入				
業務雑費				
建設引当金繰入				
修繕引当金繰入				
更新引当金繰入				
固定資産自己財源取得費				
外部出資費				
有形固定資産取得費				

無形固定資産取得費				
リース資産除去損				
リース債務解約損				
防災事業繰延残金繰入				
退職給与金施設転貸福祉貸付支払利息				
有価証券処分損				
有価証券評価損				
業務財産処分損				
業務貸倒損失				
業務雑損失				
業務繰延残金繰入				
計				
予備費				
合計				

(記入上の注意)

変更承認申請の場合は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

4 防災事業収支予算明細

(1) 収入の部

科 目	本年度予算額			前 年 度						増 減 (A)-(B)	積 算 基 礎	
	総 額 (A)	一 般	家畜 特 損	予 算 額			決 算 額					
				総額 (B)	一 般	家畜 特 損	総額	一 般	家畜 特 損			
前期防災事業繰越残金	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
受取補助課金												
防 災 賦 課 金												
水 稲 共 済 割 割												
陸 稲 共 済 割 割												
麦 共 済 割 割												
家 畜 共 済 割 割												
果 樹 共 済 割 割												
畑 作 物 共 済 割 割												
園 芸 施 設 共 済 割 割												
任 意 共 済 割 割												
農 機 具 更 新 共 済 割 割												
会 員												
損 害 防 止 収 入												
事 業 勘 定 受 入												
農 作 物 共 済 勘 定 受 入												
家 畜 共 済 勘 定 受 入												
果 樹 共 済 勘 定 受 入												
畑 作 物 共 済 勘 定 受 入												
園 芸 施 設 共 済 勘 定 受 入												
任 意 共 済 勘 定 受 入												
農 機 具 更 新 共 済 勘 定 受 入												
家 畜 診 療 所 勘 定 受 入												
業 務 受 入 額												
合 計												

(記入上の注意)

(1) 業務受入額は経理科目ではない(業務受入額=支出計-業務受入額を除く収入計)。なお、業務受入額は、防災事業繰延残金繰入がある場合には生じない。

(2) 一般の欄には、家畜共済の特定損害防止事業費以外の損害防止費を記載する。

(3) 変更承認申請の場合は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

(2) 支出の部

科 目	本年度予算額			前 年 度						増 減 (A)-(B)	積 算 基 礎
	総 額 (A)	一 般	家畜 特損	予 算 額			決 算 額				
				総額 (B)	一 般	家畜 特損	総額	一 般	家畜 特損		
旅 費 交 通 費 職 員 旅 費 交 通 費 事 務 印 刷 費 損 害 防 止 費 薬 賃 借 料 費 賃 燃 料 費 技 術 者 雇 上 料 旅 器 具 購 入 費 修 理 託 費 委 託 費 雑 費 損 害 防 止 事 業 負 担 金 事 業 勘 定 繰 入 防 災 事 業 繰 延 残 金 繰 入 固 定 資 産 自 己 財 源 取 得 費 合 計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(記入上の注意)

- (1) 事業勘定繰入は、自己が経営する診療所が損害防止を行う場合の家畜診療所勘定への繰入額を記載する。
- (2) 一般の欄には、家畜共済の特定損害防止事業費以外の損害防止費を記載する。
- (3) 固定資産自己財源取得費は、一般損害防止事業のために購入した損害防止器具のうち、有形固定資産として処理したものに係る取得費用を記載する。
- (4) 変更承認申請の場合は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

(別紙様式 16)

1 農業共済組合の場合（農業保険法第 73 条第 4 項の特定組合を除く。）

令和 年度農業共済組合連合会支払分賦課金賦課報告書

令和 年 月 日
番 号

県（都道府）知事 殿

住 所
報告者 農業共済組合
組合長理事

当組合において、組合員に対し、下記により農業共済組合連合会の事務費賦課金の支払に充てるための賦課金を賦課することとしたので報告する。

記

(1) 事務費賦課額

一般事務費賦課額			円
損害防止費賦課額			円
任意共済事業事務費賦課額			円
特別事務費賦課額			円
計			円

(2) 賦課方法

ア 一般事務費		単 位	単 価
水稻共済割		共済金額 万円当たり	円
陸稲共済割		共済金額 万円当たり	円
麦共済割		共済金額 万円当たり	円
家畜共済割	死産	共済金額 万円当たり	円
	疾病傷害	共済金額 万円当たり	円
果樹共済割	収穫	共済金額 万円当たり	円
	樹体	共済金額 万円当たり	円
畑作物共済割		共済金額 万円当たり	円
園芸施設共済割		共済金額 万円当たり	円
任意共済割		共済金額 万円当たり	円
組合員割		1人当たり	円
イ 損害防止費		単 位	単 価
水稻共済割		共済金額 万円当たり	円
陸稲共済割		共済金額 万円当たり	円
麦共済割		共済金額 万円当たり	円
家畜共済割	死産	共済金額 万円当たり	円

	疾病傷害	共済金額	万円当たり	円
果樹共済割	収穫	共済金額	万円当たり	円
	樹体	共済金額	万円当たり	円
畑作物共済割		共済金額	万円当たり	円
園芸施設共済割		共済金額	万円当たり	円
任意共済割		共済金額	万円当たり	円
組合員割		1人当たり		円

ウ 任意共済事業事務費

建物共済		単	位	単 価
建物総合共済		共済金額	万円当たり	円
建物火災共済		共済金額	万円当たり	円
農機具共済				
農機具損害共済		共済金額	万円当たり	円
農機具更新共済		共済金額	万円当たり	円

エ 特別事務費

		単	位	単 価
水稻共済割		共済金額	万円当たり	円
陸稲共済割		共済金額	万円当たり	円
麦共済割		共済金額	万円当たり	円
家畜共済割	死産	共済金額	万円当たり	円
	疾病傷害	共済金額	万円当たり	円
果樹共済割	収穫	共済金額	万円当たり	円
	樹体	共済金額	万円当たり	円
畑作物共済割		共済金額	万円当たり	円
園芸施設共済割		共済金額	万円当たり	円
任意共済割		共済金額	万円当たり	円
組合員割		1人当たり		円

(記入上の注意)

- (1) 賦課方法の「単位」及び「単価」については、賦課することとした方法（例：a 当たり円、1 頭当たり 円、引受方式別）により記載すること。
- (2) 任意共済事業事務費における賦課単価については、連合会に支払う分を記載すること。なお、この場合、建物共済の建物総合共済及び建物火災共済については、物件・構造別の加重平均により算出した数値を記載すること。また、農機具共済の農機具損害共済については、物件・機種別の、農機具更新共済については、物件・機種・共済責任期間別の加重平均により算出した数値を記載すること。
- (3) 報告後、事務費賦課額及び賦課方法を変更する場合は、様式の件名を「令和 年度農業共済組合連合会支払分賦課金賦課変更報告書」と、報告書文中「…に充てるための賦課金を賦課することとしたので…」を「…に充てるための賦課金を変更賦課することとしたので…」と変更して報告すること。また、事務費賦課額及び賦課方法は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

2 市町村の場合

令和 年度農業共済組合連合会支払分賦課金賦課報告書

令和 番 号
年 月 日

県（都道府）知事 殿

住 所
報告者 村（市町）
村（市町）長

当村（市町）において、当村（市町）との間に共済関係の存する者に対し、下記により農業共済組合連合会支払分賦課金を賦課することとしたので報告する。

記

(1) 事務費賦課額

一般事務費賦課額	円
損害防止費賦課額	円
特別事務費賦課額	円
計	円

(2) 賦課方法

ア 一般事務費	単	位	単 価
水稲共済割	共済金額	万円当たり	円
陸稲共済割	共済金額	万円当たり	円
麦共済割	共済金額	万円当たり	円
家畜共済割	死産	共済金額	万円当たり
	疾病傷害	共済金額	万円当たり
果樹共済割	収穫	共済金額	万円当たり
	樹体	共済金額	万円当たり
畑作物共済割	共済金額	万円当たり	円
園芸施設共済割	共済金額	万円当たり	円
均等割	1人当たり		円
イ 損害防止費	単	位	単 価
水稲共済割	共済金額	万円当たり	円
陸稲共済割	共済金額	万円当たり	円
麦共済割	共済金額	万円当たり	円
家畜共済割	死産	共済金額	万円当たり
	疾病傷害	共済金額	万円当たり
果樹共済割	収穫	共済金額	万円当たり
	樹体	共済金額	万円当たり
畑作物共済割	共済金額	万円当たり	円

園芸施設共済割		共済金額	万円当たり	円
ウ 特別事務費		単	位	単 価
水稻共済割		共済金額	万円当たり	円
陸稲共済割		共済金額	万円当たり	円
麦共済割		共済金額	万円当たり	円
家畜共済割	死産	共済金額	万円当たり	円
	疾病傷害	共済金額	万円当たり	円
果樹共済割	収穫	共済金額	万円当たり	円
	樹体	共済金額	万円当たり	円
畑作物共済割		共済金額	万円当たり	円
園芸施設共済割		共済金額	万円当たり	円
均等割		1人当たり		円

(記入上の注意)

- (1) 賦課方法の「単位」及び「単価」については、賦課することとした方法(例、a 当たり 円、1 頭当たり 円、引受方式別)により記載すること。
- (2) 報告後、事務費賦課額及び賦課方法を変更する場合は、様式の件名を「令和 年度農業共済組合連合会支払分賦課金賦課変更報告書」と、報告書文中「…により農業共済組合連合会支払分賦課金を賦課することとしたので…」を「…により農業共済組合連合会支払分賦課金を変更賦課することとしたので…」と変更して報告すること。また、事務費賦課額及び賦課方法は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

(別紙様式 17)

1 事務費負担承認申請書の様式

令和 年度事務費負担承認申請書

番 号
令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
申請者 全国農業共済組合連合会
会長理事

当連合会において、農業経営収入保険の加入者に対し、下記により事務費を負担させたいので、別紙事業予定計画書、収支予算書及び総会議事録を添えて申請する。

記

(1) 事務費の負担額

加入者割	円
保険金額及び補填対象金額割	円
計	円

(2) 事務費の負担方法

	単 位	単 価
ア 加入者割	加入者 1 人当たり	円
イ 保険金額及び補填対象金額割	保険金額及び補填対象金額 万円当たり	円

(記入上の注意)

- (1) 負担方法の「単位」及び「単価」については、負担させようとする方法（例：加入者当たり 円）により記載すること。
- (2) 事務費負担承認の後、事務費負担額及び負担方法を変更する場合（変更承認という。以下同じ。）は、様式の件名を「令和 年事務費負担変更承認申請書」と申請書文中「…事務費を負担させたいので…」を「…事務費を変更負担させたいので…」と変更して申請すること。また、事務費負担額及び負担方法は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

(参考)

単価、負担方法の変更理由（新設理由）及び新旧対照表

(1) 変更理由（新設理由）

(2) 新旧対照表

負担内容	新			旧		
	負担方法	単価	負担額	負担方法	単価	負担額
		円	円		円	円

(記入上の注意)

この参考は、承認を受けようとする年度において、前年度の単価、負担方法を変更して申請する場合、単価、負担方法を新設した場合又は変更承認の申請をする場合に添付するものとする。

2 事業予定計画書の様式

令和 年度事業予定計画書

(1) 農業経営収入保険事業

(2) 事業の規模

農業経営収入保険事業の規模

引受		保険金額	農業経営収入保険特約補填金財源			保険料		
本年度予定	前年度実績	総額	総額	国庫負担金	農業者負担金	総額	国庫負担金	農業者負担金
人	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(記入上の注意)

変更承認申請の場合は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を（ ）書きとすること。

(3) 執行体制の整備

- ア 事務執行体制の整備方法
- イ 職制及び職員の配置計画
- ウ 役職員研修等の体制及び計画

(4) 予算統制の方策

3 業務収支予算書

(1) 収入の部

科 目	本年度 予算額 (A)	前 年 度		増 減 (A)-(B)	積 算 基 礎
		予算額 (B)	決算額		
前期繰越業務残金 前期防災事業繰越残金 受取補助金 国庫補助金 事務費負担金 その他補助金 事務費収入 加入者割 保険金額及び補填対象金額割 初年度割 事務費賦課金収入 事務費賦課金 特別賦課金 防災賦課金 会費収入 受託収入 損害防止収入 受取寄付金 受取利息 事業勘定受入 農業経営収入保険勘定受入 任意共済勘定受入 業務貸倒引当金戻入 業務雑収入 建設引当金戻入 修繕引当金戻入 更新引当金戻入 退職給与金施設預託金付加金収入 退職給与金施設転貸福祉貸付受取利息 有価証券処分益 業務財産処分益 業務雑利益	千円	千円	千円	千円	

業務繰延不足金繰入 合 計					
------------------	--	--	--	--	--

(記入上の注意)

変更承認申請の場合は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。

(2) 支出の部

科 目	本年度 予算額 (A)	前 年 度		増 減 (A)-(B)	積 算 基 礎
		予算額 (B)	決算額		
前期繰越業務不足金 人 件 費 役 員 報 酬 職 員 給 料 手 当 職 員 給 料 扶 養 手 当 地 域 手 当 通 勤 手 当 期 末 勤 勉 手 当 住 居 手 当 そ の 他 法 定 福 利 費 厚 生 福 利 費 退 職 給 付 引 当 金 繰 入 退 職 給 与 金 (-) 退 職 給 付 引 当 金 戻 入 賃 金 旅 費 交 通 費 役 員 旅 費 交 通 費 職 員 旅 費 交 通 費 事 務 費 通 信 運 搬 費 函 書 印 刷 費 消 耗 品 費 手 数 料 費 業 務 費 会 議 費 交 際 費 講 習 会 費 業 務 支 払 利 息 費 委 託 費 報 酬 費 委 員 等 旅 費 諸 謝 金 普 及 推 進 費 広 報 費 事 業 奨 励 費 施 設 費 光 熱 水 費	千円	千円	千円	千円	

備用品	費				
燃料	費				
賃借	料				
修繕維持	費				
保険	料				
車両サイクル	費				
損害評価	費				
報酬	費				
旅費	費				
会議	費				
賃借	金				
賃借	料				
燃料	費				
実測	費				
実測器具購入	費				
雑	費				
損害防止	費				
薬剤	費				
賃借	金				
賃借	料				
燃料	費				
技術者雇上	料				
器具購入	費				
修理	費				
委託	費				
雑	費				
損害防止事業負担金	金				
諸税負担金	金				
公課	費				
協会負担金	金				
関係支払賦課金	金				
関係団体負担金	金				
事業勘定繰入					
農業経営収入保険勘定繰入					
任意共済勘定繰入					
業務貸倒引当金繰入					
業務雑費					
建設引当金繰入					
修繕引当金繰入					
更新引当金繰入					
固定資産自己財源取得費					
外部出資費					
有形固定資産取得費					
無形固定資産取得費					
リース資産除去損					
リース債務解約損					
防災事業繰延残金繰入					

退職給与金施設転貸福祉貸付支払利息				
有価証券処分損				
有価証券評価損				
業務財産処分損				
業務貸倒損失				
業務雑損失				
収入保険繰越事務費				
業務繰延残金繰入				
計				
予備費				
合計				

(記入上の注意)

変更承認申請の場合は、変更後、変更前を上下二段書きとし、変更前を()書きとすること。